

令和元年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

報 告 書

令和 2（2020）年 3 月

株式会社 富士通総研

目 次

はじめに	1
第 1 章 災害時の福祉支援体制に係る課題	5
1. 平成 30 年度末の状況	5
(1) 都道府県の状況	5
① 都道府県内の災害時の福祉支援体制	5
② 都道府県内の人員確保の状況	6
③ 災害派遣福祉チームの活動対象として想定しているところ	6
(2) 平成 30 年度の結果からの考察	7
① 人材を特定してチーム員として育成していない場合	7
② 一般避難所を対象としていない場合	7
③ 複数の活動場所を想定している場合 ～一般避難所を最優先の活動対象とする	8
2. 今年度取り組むべきこと	10
第 2 章 災害派遣福祉チームを動かす際の課題と方法の検討	12
1. 検討の経緯	12
(1) 都道府県とネットワーク事務局の課題	12
(2) チームを動かすための体制をどう考えるか	14
(3) 確実にチームを動かせる状態とするために	16
2. 都道府県・ネットワーク事務局向けセミナーの開催	17
(1) 実施概要	17
① 当日のプログラム・内容(敬称略)	17
② 参加者数	18
(2) セミナーの実施内容	19
(3) セミナーのアンケート結果	24
第 3 章 研修資材の開発	30
1. 研修資材の開発	30
(1) 研修の設計	30
① 災害派遣福祉チームの活動の段階と行う内容	30
② 人材の層を考える	33
(2) 育成プログラムと導入研修	36
① 導入研修を含む育成プログラムの構成	36
② 導入研修の開発	37
(3) 導入研修案の試行とレビュー	38
① 導入研修案の試行	38
② 府県での試行	39
2. 導入研修の資料	40
(1) 全体構成	40
① 導入研修によって求めたいこと	40
② 導入研修の構成	40
③ 資料のダウンロードおよび参考資料について	42
(2) 研修資料	43

①	行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項」	43
②	演習Ⅰ「ディスカッション 避難所における福祉ニーズを考える」	69
③	事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」	79
④	演習Ⅱ「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」	100
第4章	令和元年度台風第19号における災害派遣福祉チームの活動	113
1.	隣県と協力した災害派遣福祉チームの活動(長野県・群馬県)	114
(1)	活動の開始	114
①	長野県の状況	114
②	長野県ふくしチームの活動の開始	114
③	広域派遣の検討	114
(2)	災害派遣福祉チームの活動	116
(3)	考察	117
2.	災害派遣福祉チームの支援を地域に引き継ぐ(栃木県)	118
(1)	活動の開始	118
①	栃木県の状況	118
②	栃木県ふくしチームの活動の開始	118
(2)	災害派遣福祉チームの活動	118
(3)	考察	119
第5章	おわりに ～今後の課題	121
資料		125

令和元年度 生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

【本報告書についての注意事項】

- 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者を「災害時要配慮者」もしくは「要配慮者」と記述するが、平成25年6月の災害対策基本法の改正以前の資料等については「災害時要援護者」もしくは「要援護者」が使われている場合がある。

はじめに

相次ぐ災害の発生、二次被害防止への意識の高まりにより、災害時の生活を支える福祉支援の体制の構築は進んできた。平成30年7月豪雨では、被害の大きかった岡山県真備町の一般避難所には、岡山県内から、そして青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府の5府県の広域から災害派遣福祉チームが派遣され、保健・医療のチームと連携して人々への支援活動を行った。東日本大震災以来検討が重ねられてきた災害派遣福祉チームの活動としては最も大規模であり、他職種との連携、被災地外のチームによる支援を最終的に被災地域の資源等に結び付けていく等の進歩が見られた。

だが、一連の活動の経験から明らかになった課題もある。昨年度実施の「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業」（榊富士通総研 平成30年度社会福祉推進事業）では、今後の課題として「医療・保健との連携」、「手順・プロセスの標準化」、「受援する力の醸成」、「広域派遣の調整機能」の4つがあると考えられた。その要因は複数あるが、いずれの課題にも共通し、緊急かつ優先的に取り組むべきと考えられるのは、災害派遣福祉チームの活動の標準化の問題である。

国からは、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備について」の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。厚生労働省 平成30年5月31日 社援発0531号）で都道府県内の災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの内容等が示されたが、それ以前の平成29年度末時点で災害時の福祉支援体制を「構築している」もしくは「現在構築中である」と回答した都道府県は既に35自治体にのぼっていた。そのため、既に取り組んでいる都道府県では内容の違いがみられており、特に災害派遣福祉チームの活動対象を地域の住民が避難生活を送る「一般避難所」と考えるのか、入所施設等の「社会福祉施設」と考えるのかによる影響は大きかった。同じ「災害派遣福祉チーム」の場合であっても、地域住民が避難する一般避難所の支援であるのか、社会福祉施設の支援であるのかによって、チーム員に求めること、チームの構成や活動方法は異なり、派遣調整を行う主体のあり方や派遣調整の方法も違う。対象が違えば、研修や訓練等の目的や方法も違うため、同じ災害派遣福祉チームであっても、連携して活動することは難しくなる。

このことは、同じ一般避難所を対象としていた場合も同じである。災害時にはチーム員それぞれが自律性をもって活動することが望まれるが、研修や訓練で学んできたことが違えば混乱する災害の現場で一緒に活動することは難しい。よって、同じ災害派遣福祉チームであれば、チーム員が最低限持つべき基本的な考え方や活動を共通にし、標準化を図ることは必須である。

災害派遣福祉チームの支援は、要配慮者をはじめとする人々に対して行われるが、平時にそうした人々の支援を行っているのは地域の福祉関係者らである。被災地外から入る災害派遣福祉チームは、被災した地域の福祉関係者等が立て直す時間を確保するため、期間限定で被災地に応援に入るリリーフである。災害派遣福祉チームの活動が速やかに着手し、スムーズに開始して順調に進めば、二次被害の発生を防ぎ、被災地の混乱も低減される。そのことは、被災地の福祉関係者らの負担軽減にもつながり、復旧のスピードも高くなる。その後、被災地の復旧状況を図りながら災害派遣福祉チームは撤退するが、災害派遣福祉チームの活動によって被災地域の状況の悪化が防止されれば、引継ぐ側の被災地の福祉関係者の負担も大きく軽減される。

¹ 災害時の福祉支援体制の整備について：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>

以上を実現するためには、応援に行く災害派遣福祉チームだけではなく、応援を受ける側にも被災地外からの活動を受け止める力、すなわち受援する力があることが必要である。災害派遣福祉チームのチーム員の多くは、福祉事業所に勤務している。災害がどこで起きていても不思議ではない今、災害派遣福祉チームとして応援側に立つこと、被災地側の福祉関係者として受援側に立つこと、そのいずれについても可能性がある。支援することはイメージしやすいが、受援を考慮しておくことは災害派遣福祉チーム員にとって重要である。それは県境を越えた広域支援時にも同様であり、災害派遣福祉チームの標準化は受援の可能性を高めておくためにも必要なことである。

現在、都道府県が構築に取り組む大規模災害時の保健医療活動に係る体制²に福祉を含む動きがあるが、他職種と連携する場面では、当然ながら災害派遣福祉チームの活動の標準化は必須である。ゆえに今、緊急かつ優先的に取り組まねばならないのは、災害派遣福祉チームの標準化に向けたチーム員像の設定と研修プログラムの開発であり、その育成を図ることができる環境の整備である。

本調査研究では、災害派遣福祉チームの育成に際して最も重要となる登録時の研修、すなわち知識を導入する研修に焦点をあて、災害福祉支援ネットワークの構築とチーム員の育成にあたってきた府県と事務局の協力を頂いて研修内容の検討と研修資材の開発を行った。導入時の研修に焦点をあてた理由は、災害派遣福祉チームの標準化にあたり、最低限必要と考えられるような基本的な内容が集約して提供されるためであり、その後の行動規範を形づくる重要な機会と考えたことによる。また、そうした本質的な内容を伝える研修は、都道府県担当者、事務局、チーム員が自ら講義できるようにすべきと考えたためである。作成した研修プログラム及び検収資材の案は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の協力を得て、同法人が全国6か所で開催した「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」に研修資材を提供させて頂くことで試行し、内容の改善を図った。

災害時に災害派遣福祉チームがストレスなく活動を行うには、実施体制や活動環境の整備も重要である。取組が進むにつれ、実施体制を担う都道府県や事務局にはさまざまな課題や疑問が生じてきていることから、それらのヒントとなるような情報の提供や、何かあった場合に互いに質問しあえるような関係づくりができる場が必要である。研修資材の試行に先立ち開催した「災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー ～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～」は都道府県と事務局を対象に開催したセミナーであり、現在の実施体制における課題と解決へのヒントを解説し、グループワークで参加者間でも検討を行うことで、情報交換と取組に向けた機運の醸成を図った。

セミナーが開催された1か月後には、令和元年台風第19号が発生した。台風は静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の広い範囲で記録的な大雨と大規模な河川氾濫を引き起こした。長野県では災害派遣福祉チームの県内派遣と群馬県からの広域派遣が行われ、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県でも災害派遣福祉チームの県内派遣が行われたため、本調査研究でも活動状況について調査を行い、今後の災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チームを育成していく上での課題を把握した。

例年のように災害は発生している。災害時に支援が求められた時、災害派遣福祉チームは速やかに二次被害防止に取り組むことが期待され、災害派遣福祉チームの活動の標準化は緊急の課題である。

本事業では、全国で組成が進む災害派遣福祉チームの充実に資することを目指し、取り組んだ。

² 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について(厚生労働省):<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/29.0705.hokenniryoukatsudoutaiseiseibi.pdf>

(参考) 今後取り組むべき課題(平成 30 年度)

医療・保健との連携	現在、地域共生社会、地域包括ケアシステムへの取組が、市町村やその支援にあたる都道府県、事業者や専門職、住民等によって進んでいるが、そこには福祉だけではなく、医療や保健も参加している。災害時に人の生活を支える災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークの場合も、当然ながら平時のそれら取組の構成と同様であり、活動において医療・保健との連携を図ることは当然必要である。 岡山県での医療・保健・福祉が連携した要配慮者支援活動、KuraDROに見られる地域全体を支える医療・保健・福祉の体制は、現在進む大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備とあわせ、今後の災害時の要配慮者支援活動のスタンダードになっていくものと考えられ、災害時の福祉支援体制・災害福祉支援ネットワークの構築とあわせて検討を進める必要がある。
手順・プロセスの標準化	県等を超える広域支援では、他県においても同様の考え・手順によって支援が行われることが必要である。ガイドラインによって最低限取り組むべき内容が示されたことから、体制や支援対象等の大枠についての標準化は進むと考えられるが、活動の標準化に向けては、災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークもしくは災害福祉広域支援ネットワークで行われる被災地と支援側の調整や支援活動のコーディネート等を含むプロセス、発災以降の段階に応じて実施される支援活動について、最低限共通すべき事項を具体的に提示する必要がある。災害派遣福祉チームの手順・プロセスが標準化されていない状況で医療・保健が福祉と連携して活動を行おうとする場合、他職種に対しても混乱を招く可能性は高い。 標準化された手順・プロセスについては、それを学ぶための標準的な研修や訓練も必要となるが、その場合には災害派遣福祉チームの人材像や層、育成のステップ等とあわせて提示されることが必要である。
受援する力の醸成	災害時に支援を行おうとする場合、支援側の「支援する力」があれば支援が可能になるのではなく、それを受け止める被災地側の「受援する力」が必要である。災害派遣福祉チームの活動を考えるとき、災害時の「支援する力」に目が行きがちとなるが、災害時の「受援する力」が支援を可能とすることも事実であり、受援する力の強化も災害派遣福祉チームの育成とあわせて考えておく必要がある。災害派遣福祉チームの平時の活動としては、地域への周知・啓発や避難所の環境整備を進めることが考えられるが、それは自身の地域において災害派遣福祉チームの活動環境の整備を進めることでもあり、受援する力の強化でもある。 災害によって混乱している時、福祉支援の必要性についての説明を受け、理解し、支援を受け入れるということは難しい。災害時の福祉や災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークを知っているだけでも災害派遣福祉チームの活動の可能性は高くなる。
広域派遣の調整機能	災害時における被災地への支援は、被災地外から支援を投入して体制を立ち上げ、その支援を持続することで体制を安定的にさせ、段階的に収束する、もしくは被災地域に結びつけて撤収するというプロセスをたどる。県内支援のみの場合、その調整は被災県の災害福祉支援ネットワーク本部で行うことも可能だが、広域派遣による支援を考えた場合、中央での派遣調整機能は不可欠である。

出典「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業」(株富士通総研平成 30 年度社会福祉推進事業)

本報告書中の用語について

一般避難所	指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所。
災害派遣福祉チーム	一般避難所で災害時に要配慮者に対する福祉支援を行うチームであり、専門職から成る。ガイドラインでは「災害派遣福祉チーム」を正式名称としており、わかりやすい呼称の設定も考えられるとしている。 ※
災害福祉支援ネットワーク	都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による都道府県内の体制である。都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市町村の協力を得て、一元的なネットワークの構築を図る。
災害福祉広域支援ネットワーク	大規模災害等により、異なる都道府県の災害福祉支援ネットワークから広域間で支援が行われる場合のネットワーク。
災害福祉支援ネットワーク主幹部局	ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うための都道府県の主管部局。
災害福祉支援ネットワーク事務局 ※以下、「ネットワーク事務局」という。	ネットワークの運営に係る事務処理を行う。災害派遣福祉チームの組成や活動準備、チームの派遣決定及び情報収集の方法、災害時におけるネットワーク構成員の役割分担、災害時における災害福祉支援ネットワークの本部体制の構築、費用負担、保健医療関係者との連携、チーム員に対する研修・訓練、受援体制の構築、住民に対する広報・啓発に取り組む。
災害福祉支援ネットワーク本部 ※以下、「ネットワーク本部」という。	一定期間、避難所の設置の継続を要する規模の災害が発生した場合に、主幹部局と事務局が調整して立ち上げる。活動に係る情報収集、チームの派遣要否の検討、チームの派遣（派遣決定は、予め定められた方法によって実施される）、活動計画の策定、チームの活動支援、チームの派遣終了の決定、活動終了後の振り返り等に取り組む。

出典:「災害時の福祉支援体制の整備について(災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン)」

(平成 30 年 5 月 31 日社援発 0531 第 1 号)

※災害派遣福祉チームの名称については、都道府県によって名称が異なる場合があるため、本報告書中では基本的に「災害派遣福祉チーム」とする。略称として使用されているDWAT(Disaster Welfare Assistance Team)、DCAT(Disaster Care Assistance Team)も同様に「災害派遣福祉チーム」とし、使用する場合は一部資料中に留める。

第1章 災害時の福祉支援体制に係る課題

1. 平成 30 年度末の状況

(1) 都道府県の状況

① 都道府県内の災害時の福祉支援体制

平成 30 年 5 月のガイドラインの発出、平成 30 年 7 月豪雨時の甚大な被害の経験から、災害時の福祉支援体制への関心は高まってきた。

平成 30 年度末に都道府県に対して実施した調査（N=47）では、災害時の福祉支援体制の構築について「1. 既に構築している※」、「2. 現在構築中である※」、「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない※」、「4. 未定」、「5. 予定はない」、「6. その他」で確認した。

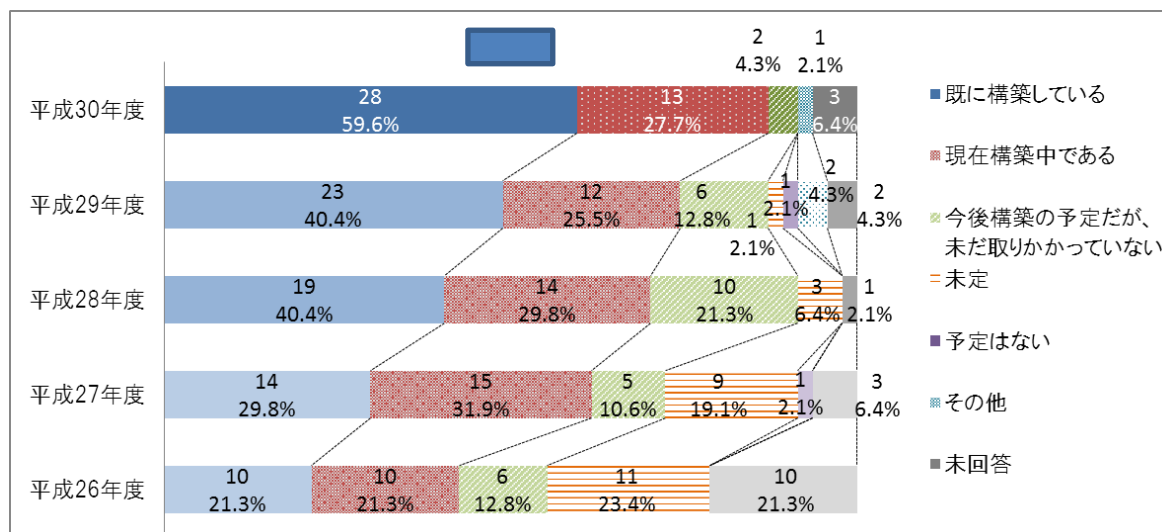
※構築状況について

- 「1.既に構築している」は、「庁内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」
- 「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、庁内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」
- 「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」

都道府県内で災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確保するために要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う「災害時の福祉支援体制」を構築している都道府県は、全 47 都道府県中「1. 既に構築している」（28 団体・59.6%）、「2. 現在構築中である」（13 団体・27.7%）であり、計 41 団体・87.3%であった。

また、「3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」（2 団体・4.3%）ところも、1 県は 2019 年に構築開始、もう 1 県も 2020 年頃に開始と回答しており、現時点で災害時の福祉支援体制の構築を検討し、取り組んでいる都道府県の計は 43 団体・91.5%と把握された。

図表- 1 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況(平成 30 年度末) (N=47)



出典「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業」都道府県調査 問1

(株富士通総研平成30年度社会福祉推進事業)

② 都道府県内の人員確保の状況

平成 30 年度末時点の災害派遣福祉チームの人員確保状況を確認したところ、既に災害派遣福祉チームの人員の確保を開始したと回答した都道府県は、26 団体・55.3%であった。

確保を開始していると回答した団体に対し、人員の確保方法と登録人数を確認したところ、23 団体より回答があり「2. 団体との協定等で個人特定して確保」が 20 団体・3,255 名、「1. 団体との協定で人数のみ」が 3 団体・1,319 名、「個人応募」は 2 団体・234 名であった。2 県では登録方法を併用しているが、以上を単純に合計した数は 4,808 人となる。

図表- 2 人材の確保方法(平成 30 年度末)

(n=26)

1.団体との協定で人数のみ確保	3 団体	1,319 人
2.団体との協定で個人特定して確保	20 団体	3,255 人
3.個人応募	2 団体	234 人
未回答	3 団体	

※うち、愛媛県は「2」(67 人)、「3」(86 名)、熊本県は「1」(410 名)、「2」(210 名)の併用であり、人数は重複の可能性あり。

③ 災害派遣福祉チームの活動対象として想定しているところ

チーム員を既に確保しているか・していないかに関わらず、全ての都道府県に災害派遣福祉チームの活動対象として想定しているところを聞いたところ、一般避難所を活動対象としているところは 33 団体であった。活動対象が未定もしくは未回答は 11 団体であったが、一般避難所は活動対象に含まないとしたところは 3 団体あった。また、一般避難所、福祉避難所等、社会福祉施設等、要配慮者の居宅の 4 か所を支援対象としているところも 2 団体あった。

図表- 3 都道府県が活動対象として想定しているところ(平成 30 年度末)

(N=47)

一般 避難所	福祉 避難所等	社会福祉 施設等	居宅	実施団体	登録者数	チーム員の確保状況
●				7 団体	551 名	うち 3 団体は未確保
●	●			14 団体	3,162 名	うち 2 団体は未確保
●	●	●		8 団体	480 名	うち 5 団体は未確保
●	●		●	2 団体	177 団体	
●	●	●	●	2 団体	111 名	
	●	●		3 団体	327 名	うち 2 団体は未確保
未定・未回答				11 団体	—	

(2) 平成 30 年度の結果からの考察

平成 30 年度末の都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況を見る限りでも、災害時の福祉支援に対する意識が高まっていることがわかる。しかし、その内容を見てみると、違いがある。

① 人材を特定してチーム員として育成していない場合

構築状況の推進とあわせ、活動するためのチーム員の人員確保も進んでいる。

ただし、「団体との協定で人数のみを確保」と「団体との協定で個人特定して確保」では、チーム員として個人を特定できているか・特定できていないか、で大きな違いがある。個人を特定できている場合は、対象が明確に確認できるため、継続的な育成対象とすることができる。そのため、段階的な育成、スキル等に応じた人材の層を設定したチーム編成が可能である。また、スキルなどに応じてチームリーダーや被災地の活動本部や活動拠点のリーダーとして育成することもできる。

一方、「団体との協定で人数のみ確保」では、社会福祉施設や事業所、団体等から派遣可能と考えられる職種と人数のみが登録されている。その場合、チーム員としての育成対象が明確ではなく、単純にマンパワーの確保のみとなる可能性がある。個人を特定しないことから人員を送り出す側の事業所側の自由度も高いため「介護職を〇名」等の依頼には対応しやすく、マンパワーの継続的な投入は効果があると考えられる。しかし、人材の層を意識したチーム編成や、チーム員による自律的な活動を期待することは困難である。

被災地において自律的に活動できることは、災害派遣福祉チームに限らず、被災地において支援活動にあたる者にとって必要な条件である。また、それを束ねていくリーダーの育成を考えると、まずは個人を特定して育成していくことが必要である。

② 一般避難所を対象としていない場合

一般避難所を活動対象とするところは 33 団体であるが、活動対象としていない団体も 3 団体みられる。また、未定・未確定としている団体もある。その場合、被災時に一般避難所における災害時の福祉支援体制をどう確保を考えているのかが問われることとなる。

災害派遣福祉チームは、被災によって被災地域の福祉資源等の力が減じている状況の中で応援に入ることになるが、そもそも当該団体では一般避難所の支援をどう考えているのか。それを代替するような方法が考えているのかということである。

また、自県内に災害派遣福祉チームを設置していない、または災害派遣福祉チームが一般避難所を支援対象と想定していない場合でも、広域災害によって災害派遣福祉チームが被災地外から一般避難所に派遣される可能性はある。しかし、自県内に一般避難所で活動する災害派遣福祉チームが無い場合、被災地行政、派遣先の一般避難所、一般避難所で活動する自県内の福祉専門職および他職種に災害派遣福祉チームの認知自体がなされておらず、受援がうまく進まない可能性が高い。ガイドラインの趣旨からも、早急に一般避難所を活動の対象とすることが必要である。

次は平成 30 年 7 月豪雨時における災害派遣福祉チームの一般避難所での活動状況であるが、3 拠点・約 2 ヶ月弱の支援活動に対して、50 班のチームが派遣されている。当時の活動方法については今後の評価もあるものの、継続を図るためには相応のチーム数が必要であり、一般避難所にはそれだけのニーズがあるということである。特に災害直後を中心に被災地を含む都道府県以外から広域派遣によっ

てチーム員が派遣される可能性は高いが、派遣された災害派遣福祉チーム同士の活動に対する考え方や基本的な活動が異なれば混乱した被災地の中での活動は困難を極める。ゆえに、災害派遣福祉チームの活動の標準化は速やかになされなければならない。

図表- 4 人材の確保方法(平成 30 年度末)

●岡田小学校 7/10～9/2 岡山県(13 班) 7/20～8/13 京都府(6 班) 8/13～8/21 青森県(2 班)	●菫(その)小学校 7/18～9/2 岡山県(11 班) 7/18～7/26 岩手県(2 班) 7/24～8/5 静岡県(3 班) 8/5～8/13 群馬県(2 班)	●二万(にま)小学校 7/18～9/2 岡山県(11 班)
--	---	----------------------------------

③ 複数の活動場所を想定している場合 ～一般避難所を最優先の活動対象とする

災害派遣福祉チームが一般避難所を対象としてない場合には早急にその方法を講じるべきであるが、広域災害や大規模災害による他県からの派遣を考えれば、ガイドラインに則って災害派遣福祉チームの活動対象を一般避難所としておくべきである。地域の縮図であり、多様性のある一般避難所を対象に二次被害の防止を図るための支援体制や方法と、社会福祉施設等への派遣のように事業継続を図るための支援体制や方法は異なるため、まずは一般避難所を支援対象として取り組む必要がある。

災害派遣福祉チームの活動先を複数にしている都道府県もある。昨今、公民館や地区センター等のような福祉人材が配置されていない場所を福祉避難所に指定している場合も多いため、災害派遣福祉チームが福祉避難所の立ち上げの支援等に入ることを想定している団体もあるが、その場合、市町村が指定を行う段階での受入対象の設定、支援方法の想定と連動するため、市町村と十分に協議をしておく必要がある。また、昨今は都市部を中心に自宅避難を推進する傾向もあるため、要配慮者の居宅を支援対象としているところもある。しかし、その場合も支援の拠点となっているのは一般避難所であることが多いため、保健師の活動状況や連携方法とあわせて考える必要がある。

災害派遣福祉チームの活動対象を複数設定している場合、災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの検討を行う過程で支援が必要となる場が多いことに改めて気づき、その結果、災害派遣福祉チームの活動対象とする場が増えてしまっている可能性がある。

だが、活動対象を明記するということは、「そこで活動する」ことを宣言していることであり、その活動は担保されなければならない。現在、人数だけをみれば全国で災害派遣福祉チームに多くの人数が確保されているように見える。しかし、平成 30 年 7 月豪雨時の岡山県の派遣事例を見ると、相当量のマンパワーが投入されていることがわかる。

ゆえに実効性のある方法を確保することは当然であり、施設間協定のように災害派遣福祉チーム以外の方法の検討や、災害派遣福祉チームが関わる場合もチーム員を常駐とするような活動とするのか、他の支援活動と連携をとる・支援をする対象として活動するのか等を考えておかねばならない。無論、県外から災害派遣福祉チームが派遣される可能性は十分にあるが、災害派遣福祉チームが共通するのは一般避難所であり、広域からの災害派遣福祉チームは一般避難所に入ることになる。その場合、一般避難所を広域からのチームに任せ、県内の災害派遣福祉チームが他の活動対象に回ることを広域派遣の派遣元である都道府県と合意できるのかも課題である。活動対象を複数あげるということは、同時並行して取り組むことも想定して、成立しうる具体的な支援方法をきちんと整理しておかねばならず、そのことは都道府県の説明責任を果たすうえでも必要である。

④ どのように災害時の福祉支援体制を実現していくか

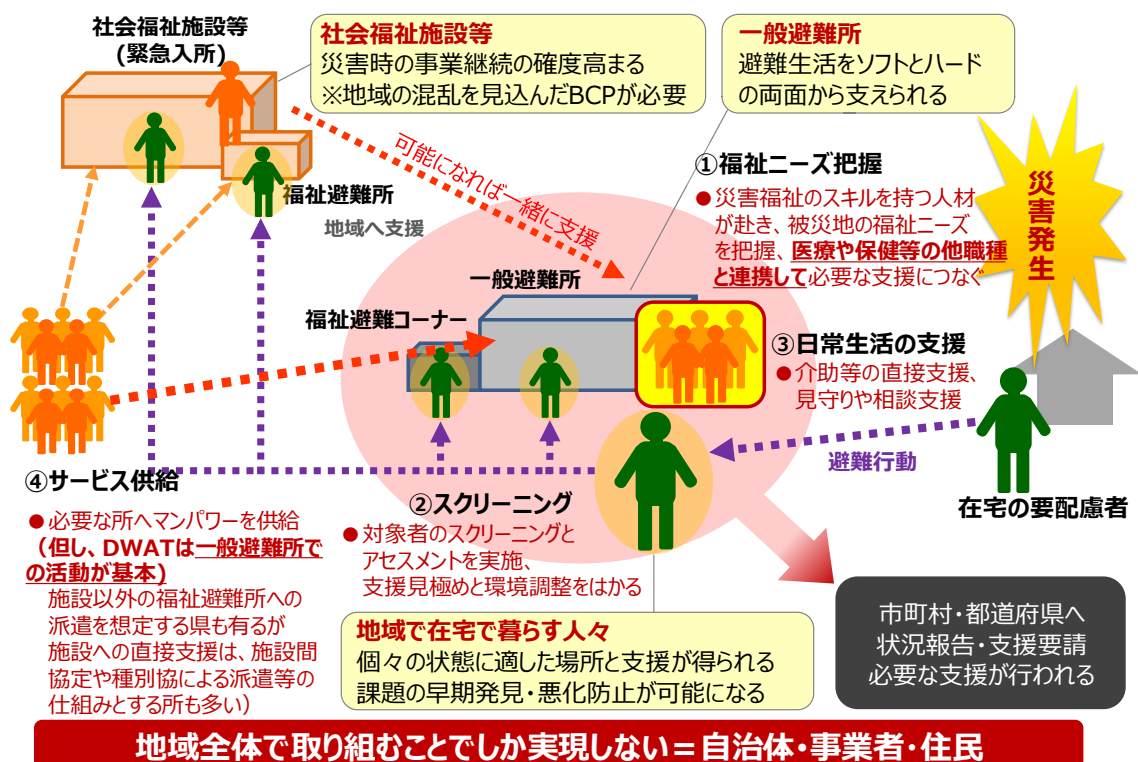
災害時には資源に限られる。資源に限られるのであれば、その資源をどのようにどこから投入するのかを、代替の方法の検討を含み、戦略的かつ現実的に考えねばならない。

以下は、災害時の福祉支援体制が機能している場合の例であり、被災地の一般避難所、福祉避難所、社会福祉施設等に支援が送られている。実際にどのような方法で実現するのかは都道府県で異なるが、この実現策の答えは災害派遣福祉チームだけではないはずである。それを自治体・事業者で検討するのが、災害時の福祉支援体制を考える場なのである。都道府県とネットワークの構成団体等が、災害時に何を実現しなければならないのかを共に確認し、そのための実現方法を考え、実施工程を協議して進めていくことが、災害時の福祉支援体制を構築する上で大事なことである。

災害時の福祉支援体制で目指したいと考える絵を実現するためには、複数年度で工程を設定することとも考えられる。その場合は、緊急性・優先度の高いところから取り組んでいくこと、そのための合意形成も怠らないことが都道府県・事務局には求められる。だが、以上のような検討を行うことができれば、災害派遣福祉チームを有効に機能させるだけではなく、目指していた災害時の福祉支援体制の全体像を実現していくことにつながる。

災害派遣福祉チームの目的は地域で生活を送る要配慮者をはじめとする人々の二次被害の防止である。そして、一般避難所で受け止められる人々の数を増やすことで、地域の資源である社会福祉施設等への集中を軽減して地域の混乱も防ぐ。この役割は、災害派遣福祉チームの検討当初から変わらない。よって、この役割を果たすことが災害派遣福祉チームにおける優先事項であることを、改めて都道府県の共通認識として持っておくことが、災害派遣福祉チーム育成し、運用していくための前提である。

図表- 5 災害時の福祉支援体制がある場合



2. 今年度取り組むべきこと

平成30年度の調査結果からは、災害派遣福祉チームの育成に向けて必要となることとして「災害派遣福祉チームの活動の標準化」だけではなく、その実施体制自体の問題もあると考えられた。

以上から、本調査研究では災害派遣福祉チームとそれを動かすネットワークの2点の課題について検討を行うこととした。

- 災害派遣福祉チーム
 - ・・・災害派遣福祉チームの活動の標準化のための検討
- 都道府県及びネットワーク事務局
 - ・・・災害派遣福祉チームを動かす際の課題と実施体制の検討

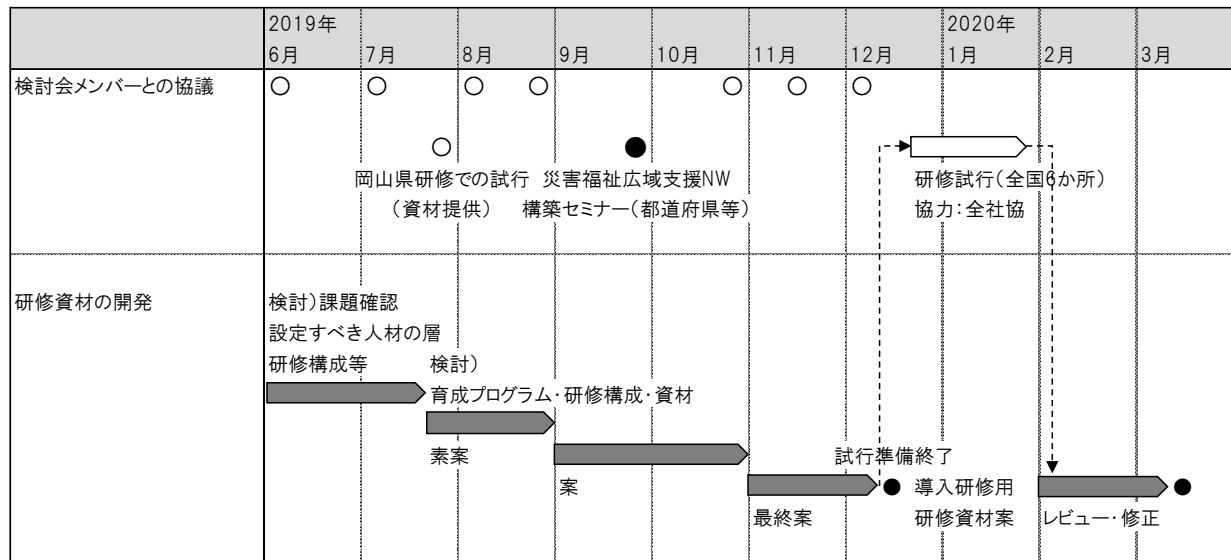
検討に際しては、災害時の福祉支援体制および災害福祉支援ネットワークの構築に先駆的に取り組み、災害派遣福祉チームの組成や派遣の経験を持つ府県、学識者から成る「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究育成プログラムについての検討会」（以下、「検討会」という。）を組成し、社会福祉法人全国社会福祉協議会の協力も得ながら検討を進めることとした。また、全国で構築に取り組む都道府県とも適宜連絡をとり、意見収受や情報提供を頂くことで検討を進めた。

図表-6 災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究育成プログラムについての検討会

（敬称略）

委員	華頂短期大学 幼児教育学科 教授	武田 康晴
	岩手県 保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長	浅沼 修
	京都府 介護・地域福祉課 副課長	宮村 匡彦
	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 主査	加藤 良太
	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 主幹	松浦 史紀
	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長	木村 真悟
オブザーバー	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域振興部 部長	鈴木 史郎
	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域振興部	宇津木 友香
	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域振興部	福野 真美
事務局	(株)富士通総研 行政経営グループ	名取 直美
		石田 喬彦

図表- 7 調査研究の実施工程



第2章 災害派遣福祉チームを動かす際の課題と方法の検討

1. 検討の経緯

(1) 都道府県とネットワーク事務局の課題

全国で災害派遣福祉チームの設置と育成は進んでいる。しかし、県等からは、どのようにチーム員を育成していけばよいのかわからない、実際に災害が起きた時に自分たちが派遣できるか不安である等の声が聞かれる。その時の内容には、次のようなものがある。

① チーム派遣が必要な時をどう見極め、活動を開始するのか

災害が発生し、災害派遣福祉チームの活動が求められる際には速やかに活動を開始させねばならない。しかし、被災経験が無い場合、チーム派遣が必要であることの見極め、活動開始のタイミングを決めることは難しい。

② 協定の締結先・ネットワーク構成団体との協働体制はどのようにとればよいのか

都道府県と各種団体とで災害福祉支援ネットワークを構築して協定を締結し、協力して災害派遣福祉チームも設置している。だが、県内派遣・広域派遣を問わず、実際にチーム員を派遣する場合、都道府県、ネットワーク事務局にも負担がかかるが、チーム員が所属する社会福祉施設等の事業所、団体にも負担が生じる。どのように災害福祉支援ネットワークの構成団体と協働体制をとるか、課題である。

③ 活動の継続のためにネットワークの充実を図っているか

今迄の派遣事例では、災害派遣福祉チームは概ね一か月程度活動を行っている。活動を継続するためには、チーム員登録の協力を得ているネットワーク構成団体や各種福祉事業所の理解と協力が不可欠である。しかし、どのようにすればそれらが得られるかは不明である。

④ チームの活動を担保するための体制はあるか

災害派遣福祉チームのチーム員の確保は進んでいるものの、支援活動を行うチーム員だけでチーム運営は行うことも難しい。後述するDMA³T³等のチームの「C S C A T T T」の考え方に見られるように、専門職種による「支援項目」と活動を開始・継続・終了するための「管理項目」があって初めてチームは成立し、活動を継続することが可能となる。しかし、現状のネットワーク事務局の体制、チーム員の育成の中にそうした考え方を入れて検討している団体は少なく、チーム員の活動を担保するための体制は概して脆弱である。

⑤ 自律的・自発的に活動できることをチーム員育成の目標としているか

派遣先で活動しようとする際、予期していなかったことは多々生じることから、チーム員自身が考えて工夫する場面も多くある。まずは自分の頭で考えられることが大事であるが、そのためにはチーム員自身にきちんと「活動に際しての核」が埋め込まれていることが必要である。

³ DMA³T³:Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム

求められるのは、目指すべき目的、目的を達成するために必要なことの認識とそれを実行できる力の獲得である。災害という状況でも支援対象は普段より接している人たちであり、その点で専門職であるチーム員にとって大きく変わることはない。しかし、災害下という特殊な環境において支援を行うには、まずは活動に際しての核となる心構えと環境に即した方法で支援をしていくための力の獲得が必要であり、自分自身で課題を発見して解決の方法を考えるという自律的・自発的な姿勢も求められる。

チーム員には、まず活動の核となる心構えが行われている、つまりマインドセットが行われていることが重要であり、その上で必要となる技術を獲得していくことが望ましい。マインドセットが行われ、自発的な状態となっている場合、その後のマニュアルの活用、動作訓練やシミュレーション訓練は有効に働く可能性が高い。しかし、きちんとマインドセットがなされなかった場合には受け身になってしまい、与えられたマニュアル、こなしていく訓練になってしまう可能性がある。災害の中で臨機応変に活動できるということは、チーム員が自律的に活動できていることでもあるが、被災地という特殊な環境の中でのチーム員にとってのサバイバルでもある。

チーム員育成時の大きな目標として自律的・自発的に活動できることを掲げ、そのために必要となるマインドセットをチーム員育成の導入部としていくことが大事であるが、そのように人材育成の計画を立て、研修等を実施しているところは少ない。

災害派遣福祉チームのチーム員を募集し、チーム員として登録を行った以上、都道府県及び災ネットワーク事務局には、必要な時に災害派遣福祉チームをきちんと動かし、活動させる責務が生じる。

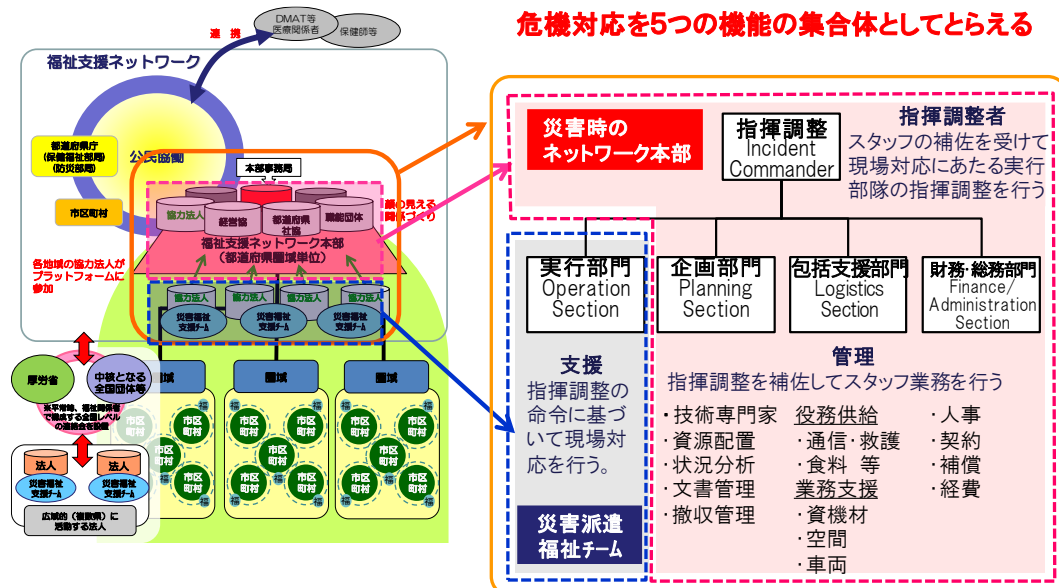
上の課題は災害派遣福祉チームをきちんと動かすためのものであるが、災害福祉支援ネットワークの体制、災害派遣福祉チームのチーム員の育成の問題だけではなく、チームの活動を継続させる、担保するための活動環境の確保と整備等も必要であることがわかる。

(2) チームを動かすための体制をどう考えるか

① 災害福祉支援ネットワークの体制

災害時の支援体制に必要とされるシステムとして「インシデントコマンドシステム」(ICS: Incident Command System)がある。ICSは緊急時総合調整システムとして、現場での危機対応を指揮調整、実行部門、企画部門、包括支援部門、財務・総務部門の5つの機能で整理したものである。

図表-8 災害福祉支援ネットワークとインシデントコマンドシステム(案)



※「緊急時総合調整システム(Incident Command System(ICS)基本ガイドブック)を元に用語等見直し

「指揮調整」は目的、戦略などを決定し、現場対応を行う「実行部門」の指揮調整を行うが、そのためには判断に資する情報の収集や分析が必要である。「企画部門」では、情報をもとに適切な支援量や計画等の検討を行うことで、「指揮調整」を補佐する。また、「包括支援部門」、「財務・総務部門」は、「実行部門」が活動するための資機材確保や現地滞在先等の活動時の生活環境の確保、活動に際しての補償等を行うことで、活動を支える。以上が揃うことで、「実行部門」は活動を開始し、継続することができる。

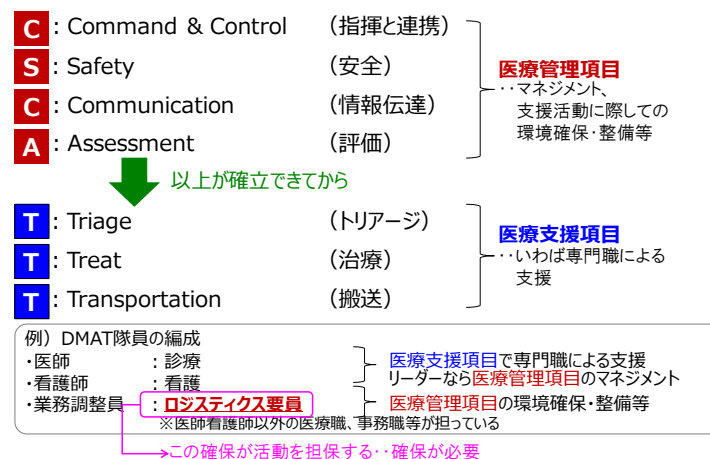
以上を災害福祉支援ネットワークにあてはめると、「実行部門」は災害派遣福祉チームのチーム員として登録された専門職の人々であり、「指揮調整」は都道府県となる。災害派遣福祉チームの活動の要否の判断や支援の投入量、活動計画の策定や見直しには「企画部門」が行う情報収集や分析が重要な役割を果たすが、それらは災害派遣福祉チームの活動開始に際しての先遣活動によるもののほか、活動開始後はネットワーク本部や被災地で活動する災害派遣福祉チームからの報告としてあがってくることが想定される。また、災害派遣福祉チームによる支援活動を支える「包括支援部門」、「財務・総務部門」はネットワーク事務局/本部の役割ではあるが、災害派遣福祉チームの派遣が開始された後の活動環境の確保・整備という点で、それら機能が現地にあることは必要である。

② C S C A T T T T～管理項目と支援項目

被災地に派遣されて活動を行うDMATには「C S C A T T T T」の考え方がある。DMATでは医師をはじめとする医療専門職を派遣して支援活動にあたり、T T TはTriage（トリアージ）、Treat（治療）、Transportation（搬送）は医療専門職の支援活動である支援項目を表す。だが、支援活動を安定して適切に進めていくには、全体のコントロールとチーム活動のマネジメントが必要であり、現地から本部への報告をはじめとする情報のエスカレーション、現地での連携や調整も含む活動環境の確保や整備等も必要である。

C S C Aは、Command & Control（指揮と連携）、Safety（安全）、Communication（情報伝達）、Assessment（評価、情報管理や資源管理）を示し、専門職による支援活動である「支援項目」に対して「管理項目」と言われる。DMATは管理項目と支援項目の2つの機能で構成され、管理項目に従事するチーム員を「ロジスティクス要員」として育成している。

図表- 9 C S C A T T T T



チームにおける「管理項目」と「支援項目」の考え方はDMATに限定されるものではなく、災害時に被災地で活動するチーム運営の考え方として共通である。災害派遣福祉チームも専門職による「支援項目」だけではなく、その活動を成立させるための「管理項目」のための人員確保が求められる。

③ チームを動かすための組織と体制

あらためて災害福祉支援ネットワークを頭に置きながら都道府県・ネットワーク事務局が担う役割とICSの項目をみると、活動を決定する役割の「指揮調整」は都道府県の役割であるが、そのためには判断に資する情報を収集し分析する「企画部門」が必要である。災害派遣福祉チームの活動が開始された後にも状況は変化し、それらを勘案しながら活動の継続や終了を考えていくことになるが、活動開始後の現地の情報はネットワーク本部や被災地で活動する災害派遣福祉チームからの報告等によってエスカレーションされると考えられる。よって、企画部門の一部機能は現地にもあると考えられる。

「包括支援部門」、「財務・総務部門」は、災害派遣福祉チームの活動全体を支えていくためにネットワーク本部の中にあるが、活動開始後も現地での調整等は多く発生し、その機能は現地にも必要である。以上を考えると、ICSの「企画部門」、「包括支援部門」、「財務・総務部門」は、ネットワーク本部だけが担うものではない。現地においても必要な機能であり、その場合には現地で活動する災害派遣福祉チームの管理項目としても含まれるものと考えられる。

次の図は、ICSの機能、都道府県及びネットワーク本部と現地（被災地）、災害派遣福祉チームの管理項目と支援項目で整理したものである。支援項目のチーム員は、災害時要配慮者へのアセスメントや相談支援等の福祉支援によって二次被害の発生を防ぐための活動を行うが、その活動が計画どおりに進められるよう、また状況に即して効果的に実施されるよう、管理項目のチーム員は活動環境の整備や本部等への報告や情報伝達を行うことになる。

図表- 10 ICSの項目との関係

ICSの機能	主な内容	行動の例	都道府県・ネットワーク本部	現地（被災地）
指揮調整 Incident Commander	・目的、戦略、優先順位の確立	決定	指揮調整	
企画部門 Planning Section	・情報の収集と分析 ・文書作成と保持等	考える	活動環境の確保・整備	現地での活動環境の確保・整備（現地） 【管理項目】 支援活動 【支援項目】
包括支援部門 Logistics Section	・資源及び必要なサービスの供給	集める		
財務・総務部門 Finance/Administration section	・支出、請求、補償に関する会計 ・必要な資源調達	支払う		
実行部門 Operation Section	・目標達成のための実働	実際に動く		

現在、全国で災害派遣福祉チームの設置は進んでいるが、このように組織の機能を整理し、全体の体制が描けているところは少ない。管理項目を担うチーム員については、ネットワーク本部の人員を災害派遣福祉チームのチーム員として配置する方法もあるが、災害派遣福祉チームの活動に関わる調整や情報収集という視点から、企画部門の現地機能としてその役割の一部を担う場合も考えられる。また、企画部門の現地機能として情報収集等を行うことを考えると、都道府県やネットワーク本部と一緒に活動でき、対外的な調整能力等を有することも望まれるため、リーダー層の育成等とあわせて考えておく必要がある。こうした人材は災害派遣福祉チームのコアともなる層であるが、そうした人材へと段階的に育成していくことも考えて災害派遣福祉チームのチーム員の育成計画や研修も考える必要がある。

(3) 確実にチームを動かすために

災害派遣福祉チームを確実に動かすためには、単にチーム員を平均的に育成するのではなく、都道府県・ネットワーク事務局も含むネットワークの全体を整理し、それぞれの役割を考えておく必要がある。その上で、災害派遣福祉チームもリーダー、チーム員等の人材の層と能力を設定し、それに対応した研修等を行っておかねばならない。自律的な活動が求められる災害派遣福祉チームでは、その育成においても自律的に進められていくことが望ましい。その場合、同じチーム員である人間がチームの育成に関わっていくことが有効であることから、リーダー層の育成も重要である。

災害派遣福祉チームの活動の標準化では、災害派遣福祉チームとして最低限身につけておくべき考え方や技術が含まれる。活動の導入となる登録研修等でしっかりとマインドセットを行い、基本的な知識を入れていくことが必要であるが、それを伝える役割となるのは、都道府県、ネットワーク事務局とチーム員のリーダー層である。こうした人材の育成も、災害派遣福祉チームの標準化とあわせて検討しておくべきであり、このことによって人材育成の好循環が生まれることも期待できる。

都道府県及びネットワーク事務局には、ネットワークやチームの全体像を考えた上で災害派遣福祉チーム員の人材育成取り組むことが望まれる。そのため、以上の内容を含むセミナーを企画し、開催することとした。

2. 都道府県・ネットワーク事務局向けセミナーの開催

(1) 実施概要

「災害福祉広域支援セミナー ～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える」は、災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チームの組成に取り組む都道府県とネットワーク事務局を対象に開催した。参加者は都道府県及びネットワーク事務局を担う団体等を想定して都道府県の担当課に案内を送付して声がけをした。当日は40都道府県より84名が参加する等、昨年開催したセミナーより参加県・人数とも増加し、関心の高さがうかがわれた。

① 当日のプログラム・内容（敬称略）

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業
災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー

～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～

会場変更

災害時の福祉支援体制・災害福祉支援ネットワークの構築に取り組む都道府県は40都道府県を既に超え、大規模災害時の保健医療活動に係る体制とあわせて検討するところも見られる等、機動力と実効性のある体制に向けた構築・充実が図られており、全国ではチーム員の確保も進んでいます。

平成30年豪雨災害時には、岡山県災害派遣福祉チームによる県内被災地への派遣による支援活動、それを応援する県外の災害派遣福祉チームの広域派遣が行われましたが、被災地支援に係るチーム員の確保や育成、活動に向けた受援・応援体制等、機動力や実効性を担保するための本部や人材の強化策の課題が確認されました。その解決には、都道府県・事務局は都道府県ネットワークに参加する団体との連携を強化・充実させ、ともに平時より災害時に確実に「稼働」する機動力ある体制・人材づくりを考えて取り組まねばなりません。

本セミナーでは、発災時に情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う都道府県の「ネットワーク本部」、そのための構成団体との平時からの体制について必要な機能や役割分担等を先進県等の事例から考えるとともに、他県等の状況を共有し、機動力のある体制と人材育成の進め方を考えます。

なお、ネットワークやチームの体制、役割と必須能力、育成体制を考える本セミナーは、今冬実施予定の「災害派遣福祉チームリーダー養成研修事業」(厚生省事業・全社協実施)と連動して実施するため、都道府県・事務局は本セミナーで全体を考えて頂いた上で養成研修出席対象者をご検討頂くことをお勧めします。

● 目的

既に都道府県では災害福祉支援ネットワークの構築は進んでいるが、それを機動力のある体制とするには、都道府県・事務局による人材・組織のマネジメント強化が必要である。本セミナーでは、必要となる機能と役割を整理し、そのために必要となるネットワーク参加団体との連携強化策・人材育成策を考える。

● 日時・会場

2019年 9月 24日(火) 10:00開始(開場 9:30) 終了予定 16:30
フクラシア東京ステーション 5K会議室 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル5F ※次頁参照

● 対象者

都道府県の災害派遣福祉チームの御担当者及び事務局の御担当者※
 ※現在事務局となっていない場合でも、都道府県と検討・構築に共に取り組む団体等も含む

● 定員

100名 (申込期限 2019年 9月 13日(金)※定員になり次第締め切らせていただきます)

● プログラム(予定)

時間	項目	講師
10:00	開会・オリエンテーション	
10:05-10:35	災害時の福祉支援体制と今後の方向性(仮)	厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
10:35-11:35	都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント	筑富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント 名取 直美
11:35-12:30	休憩	
	機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる	
12:30-14:30	part1.平成30年度豪雨災害時の活動自治体に学ぶ ①県と団体の協働 ②活動の源泉～人材育成と体制強化 ③活動を開始する～県と事務局による活動開始時のフロー ④活動環境の整備～ロジスティクス	①木村 真悟 岡山県社会福祉協議会地域福祉部副部長 ②丹下 ねね 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 ③浅沼 悠 岩手県保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長 加藤 良太 岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部主査 ④松浦 史紀 静岡県社会福祉協議会福祉企画部主幹
14:30-14:40	休憩	
14:40-16:05	part2.ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには	進行：華頂短期大学幼児教育学科教授 武田 康晴
16:05-16:30	今後の標準化に向けた人材育成策と都道府県内の人材育成体制支援策 他	社会福祉法人全国社会福祉協議会法人総務部 他

会場
変更

(プログラム再掲)

10:00	開会	
10:05	説明	災害福祉支援の在り方と今後の方向性 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
10:35	説明	都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント (株)富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント 名取 直美
11:35	昼食休憩	(12:30 再開)
12:30	機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる	
	事例発表	Part1.平成 30 年 7 月豪雨災害時の活動自治体に学ぶ (ア) 県と団体の協働 都道府県とネットワークの協働に向けて 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長 木村 真悟 (イ)活動の源泉～人材育成と体制強化 機動力のあるネットワーク 体制・人材をつくる 京都府健康福祉部 地域福祉推進課 丹下 ねね (ウ)活動を開始する～県と事務局による活動開始時のフロー 災害派遣福祉チーム 派遣の見極めと実行 岩手県保健福祉部 地域福祉課 生活福祉担当課長 浅沼 修 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 主査 加藤 良太 (エ) 活動環境の整備～ロジスティクス 平成 30 年西日本豪雨災害※ 静岡 DCAT の倉敷市派遣におけるインシデント コ マンドシステムの検証 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 地域福祉課 主幹 松浦 史紀 ※平成 30 年 7 月豪雨災害のこと
14:30	休憩	
14:40	意見交換	Part2.ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには 進行:華頂短期大学 幼児教育学科 教授 武田 康晴
16:05	説明	全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組 社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部
16:30	閉会	

② 参加者数

○参加者 84 名（都道府県 49 名、都道府県ネットワーク事務局等・その他 35 名）、傍聴 5 名

○セミナー参加団体（計 40 団体）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、
山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
※都道府県ネットワーク事務局を担う団体等は都道府県と一緒に申し込むことを想定したが、
一部においてネットワーク事務局のみ参加のところもあった。

(2) セミナーの実施内容

開会后、厚生労働省からガイドラインの説明が行われた後、富士通総研から今回のセミナーの趣旨を説明し、ネットワークの構築状況、(1)であげたチームを動かすためのネットワーク体制と人材に焦点をあてた説明を行った。そして、チームを動かす際の課題として考えられる事項を4つあげ、次に登壇する4つの事例において課題解決のヒントとして確認したい内容や視点を紹介した。

続いて「Part1. 平成30年度豪雨災害時の活動自治体に学ぶ」として、岡山県、京都府、岩手県、静岡県 の4府県から発表を行った。当日の4府県の資料については、巻末資料を参考いただきたい。

【Part1.平成30年7月豪雨災害時の活動自治体に学ぶ】

①県と団体の協働

木村 真吾 岡山県社会福祉協議会地域福祉部副部長
(前 岡山県災害派遣福祉チーム事務局担当)

(確認したい内容や視点)

- 岡山県では、岡山県内の種別協議会等が平成29年に災害派遣福祉チーム養成のための推進会議を組成し、平成30年度内の協定締結に向けて岡山県と協議を重ねていたが、平成30年7月豪雨の際には協定が未締結の状態であった。しかし、災害発生後に推進会議では被害状況の把握を進め、協定が未締結であったのにも関わらず岡山県は推進会議と協議を行って災害派遣福祉チームの県内派遣・活動を開始した。そして、その後も他府県の応援を受けながら被災地で支援活動を継続して行った。
- 自らが被災するという危機の中にありながら、なぜ県・団体は決断し、どのように協力して要配慮者/被災者支援に取り組んでいくことができたのか。

(事例発表からのポイント)

- 推進会議を構成する団体間で危機感は共有していたものの、実際に災害があるのかという点では懐疑的でもあった。しかし、考え、備えていたからこそ対応することができた。
- 県内の種別協議会・職能団体でつくる岡山DWA T推進会議では、かねてより災害福祉支援ネットワークのための締結に向けて協議を重ねてきており、信頼関係も培われていた。未締結であったことから、先遣隊派遣は黙認という状態で開始することになったが、医療・保健側からの要請に応じ、県は必要性を理解して災害派遣福祉チームの活動を公式の活動としてあらためて位置付け、県外応援派遣の依頼をはじめ、積極的に対応いただいた。
- 結果として、一般避難所における要配慮者の二次被害防止を中心とした災害派遣福祉チームの活動は、ネットワーク事務局であるネットワーク本部を中心に展開され、県もそれ以外の災害対応に注力できたと思う。
- 協定という形式は重要である。だが、被災者支援の観点から、今までの取組をもとに、お互いを信頼し、互いにその信頼に応えようと各々の役割を全うした結果今回の活動に結びついたと考えている。



②活動の源泉 ～人材育成と体制強化

丹下 ねね 京都府健康福祉部 地域福祉推進課
(京都府災害派遣福祉チーム担当課)

(確認したい内容や視点)

- ・ 平成30年7月豪雨では、京都府は6クール(7/20～8/13)に渡って災害派遣福祉チームを派遣し、岡山県の活動を支えた。京都府のチーム登録者数は135名(当時)と必ずしも人数が多くない中、なぜ広域派遣による支援活動を継続することができたのか。
- ・ チーム員の多くは福祉施設等の事業所に勤務し、活動する際には勤務施設の理解が必要である。確実に施設の理解を得られるようことは、活動の担保であり、体制が強化されていることも示す。災害時の活動を担保するためには重要なことであるが、どのようにして理解を得てきたのか。

(事例発表からのポイント)

- ・ 京都府は、チーム設置時からチーム員の意識やモチベーションを高めること、チーム員自らが気づき、成長していくことを重視したチーム員を養成するプログラムを考えてきた。その結果、平時より地元行政、地域住民と連携して活動するチーム員が多く出てきている。チーム員が所属する福祉施設等の事業所には、災害派遣福祉チームの人材育成の取組や支援活動の結果が職員の自律的な活動や成長等につながっているという評価があり、災害派遣福祉チームの活動に対する理解に結び付いている。
- ・ 京都府の取組では「平時にできないことは災害時にはできない」ということを重視しており、平時からネットワーク全体で連携して防災に取り組んでいる。取組は単なる防災活動ではなく、平時のチームづくりであり、すなわち平時の地域づくりである。地域づくりは地域社会との連携を強化し、チーム員である福祉専門職においても日頃のソーシャルワークの延長が災害時の活動なのだと気づき、平時の活動の重要性に気づくことが災害派遣福祉チームの活動の意義でもある。
- ・ 災害派遣福祉チームの研修等で大事にしていることは、福祉施設等が求める人材育成ともマッチしており、とても良い取組だと考えてくれているところも多い。そうした評価が災害派遣福祉チームの活動の理解と協力につながっている。



③活動を開始する
～県と事務局による
のフロー

浅沼 修 岩手県保健福祉部地域福祉課副課長
(岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構/岩手県災害派遣福祉チーム担当)
加藤 良太 岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部主査
(前 岩手県災害派遣福祉チーム事務局担当)

(確認したい内容や視点)

- ・ 発災時の災害派遣福祉チームによる活動開始の見極め方は、災害福祉ネットワークを構築している都道府県、団体の課題である。マニュアル等では「災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合」とあるが、災害派遣福祉チームを派遣するためには単純な手順だけで考えられるものではなく、検討のプロセスに則った判断や見極めのポイントがあるのではないかと。
- ・ 岩手県では、平成 28 年に熊本県への広域派遣、台風第 10 号被害による岩泉町への県内派遣を経験した。災害派遣福祉チームの活動開始には、県とネットワーク本部及びネットワーク構成団体等とのやりとりもあるだろうが、災害派遣福祉チームの活動開始に際し、県とネットワーク事務局どのような検討と協議を行い、チーム派遣の決定を行っているのか。意思決定のプロセスはどのようなになっているのか。

(事例発表からのポイント)

- ・ 岩手県では災害派遣福祉チームの活動マニュアルを策定し、チーム派遣に際しての県とネットワーク事務局の役割や動きを整理している。平成 28 年には熊本地震への広域派遣、台風 10 号災害時の岩泉町への県内派遣を行ったが、それらの経験やノウハウを今後も生かしていくためには派遣要件の整理が必要と考えたことから、県とネットワーク本部、有識者らでつくる災害派遣福祉チーム検討部会で「岩手県災害派遣福祉チーム派遣要件について(案)」(以下、「派遣要件(案)」)を作成し、それに則った運用を開始している。「派遣要件(案)」は、派遣要件の定義、派遣の前提条件、派遣する必要があると認める時(派遣要件)、派遣の判断、県外派遣、から成る。
- ・ 派遣実施に向けては、「①災害救助法の適用」、「②被災市町村からの要請又は理解」、「③一定規模の一般避難所が設置され避難の長期化が想定される」、「④医療・保健に係る支援チームの活動が見込まれる」等を確認する。その上で「⑤被災地の福祉関係者や保健師等現地関係者が支援を必要としている場合、県は被災地にネットワーク事務局及びチーム員による先遣調査班を派遣し、派遣の必要性和派遣規模等の判断を行う」。これは、一般避難所での支援活動は現地の福祉関係者や保健師等現地の支援関係者との連携が重要であり、災害派遣福祉チームの活動に理解を得ていることが大事だからである。但し、その理解を得るには当然ながら県からの働きかけも必要であり、⑤と並行して行う。
- ・ 以上は被災市町村からの支援要請がある場合だが、被災によって要請できない場合もある。そのため、被害状況から特に派遣の必要性がある場合のプッシュ型支援も想定している。
- ・ 支援活動は、県とネットワーク事務局、チーム員の緊密な連携で行われる。経験を積んできたこと、その経験を関係者で整理したことで派遣の見極めに対するストレスは減少した。



(確認したい内容や視点)

- ・ 災害派遣福祉チームが活動するには、変化する状況やニーズ等の現地情報の収集とそれに伴う災害派遣福祉チーム全体の活動計画の検討と立案、現地での関係機関等との連携体制の構築、それ以外にも活動資機材の確保等、情報や資源をもって現地で活動環境の調整や確保、整備等を行う機能が必要だと考える。
- ・ 災害派遣福祉チームの専門職による支援活動を支えるには、管理項目の機能を果たす「ロジスティクス」の要員が、災害派遣福祉チームを送り出すネットワーク本部と現地で活動する災害派遣福祉チームの双方に不可欠と考える。静岡県は、平成30年7月豪雨災害において岡山県に災害派遣福祉チームを派遣し、初めて支援活動に取り組んだ。そして、ネットワーク事務局は派遣決定によってネットワーク本部に移行した後、被災地外にあるネットワーク本部と被災地にいる災害派遣福祉チーム内にロジスティクスの機能を確保し、災害派遣福祉チームの活動を支えていたが、どのようにそれらを考えて実施したのか。

(事例発表からのポイント)

- ・ 静岡県にとっては初の災害派遣福祉チームの派遣であったことから、静岡県災害派遣福祉チームの第1班にはネットワーク本部を担う県社会福祉協議会職員である自分がチーム員として加わり、現地でのロジスティクスの役割を果たした。現地で一緒に動く岡山県や広域派遣の災害派遣福祉チームとの調整、医療・保健のチームとの連携も促進し、チーム員が支援活動に注力できるよう活動環境の確保と整備を行った。次の第2班のチーム派遣に向けて静岡県のネットワーク本部には適宜情報を送り、それに基づいてネットワーク本部では実施計画の確認やチーム員派遣の準備やオリエンテーションを進めた。現地で活動する災害派遣福祉チームとネットワーク本部との体制をつくることによって、チームの活動が順調にいくよう務めた。
- ・ 現地でロジスティクスの役割を果たす中では、地元の岡山県災害派遣福祉チーム、広域派遣の県外災害派遣福祉チーム間で調整を必要とする事項も多々生じた。また、現地では第2班のチームを迎えてのオリエンテーション、マスコミ対応等もあり、現地で活動する災害派遣福祉チームにおけるロジスティクスの役割の必要性をあらためて感じた。第1班で概ねの道筋はつけられたことから、第2班以降は機能のみ残し、各チームのリーダーが連携や調整、情報収集等を行ったが、少し活動が安定した時期からネットワーク事務局以外のチーム員が現地でのロジスティクスの役割を担う方法も考えられるのではないかと感じた。だが、災害派遣福祉チームにおけるロジスティクスの機能についての議論は進んでいないため、ネットワーク本部のロジスティクスの機能とあわせ、実施すべき内容の整理や検討を行うことが必要ではないかと感じた。



「Part1. 平成30年7月豪雨時の活動自治体に学ぶ」の発表を受けて、「Part2. ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには」と題し、華頂短期大学幼児教育学科 武田康晴教授による演習を行った。参加者にはPart1. の発表を聞きながら、キーワードと考えられること、発表された取組から自県の強み・弱みを確認し、自己評価とその理由を考えた。



その上で、グループによるテーマ別会議でそれぞれの考えを共有し、自県が今後取り組むべき内容を決意表明としてシートに記載して共有し、今後の取組に向けて互いにメッセージを送りあった。これは、今後の研修や訓練等の共同での実施、相談でき、災害時にも話が通やすい関係づくり等、担当者同士の関係を深めることを期待しての取組でもあった。

最後に、全国社会福祉協議会から「全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組」の説明があり、同法人が厚生労働省から受託して実施する「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」の説明と参加要請が行われた。また、富士通総研からは災害派遣福祉チーム員の標準化に向けた研修の開発を行っていること、その後の研修に役立ててほしい旨を伝え、閉会した。

当日の資料等は、本調査報告書の巻末資料となっている他、次のURLでも公開している。

災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー

～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～(令和元年9月24日開催)～

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>



(3) セミナーのアンケート結果

■回答者

1 都道府県の担当者	40 人	54.8%
2 都道府県のネットワーク事務局等	27 人	37.0%
3 その他	6 人	8.2%
合計	73 人	100.0%

■セミナーの内容について

	参考に なった	参考に ならなかった	どちらとも いえない	回答なし	計
セミナープログラム全体	73 人	0 人	0 人	0 人	73 人
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
「都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメントについて」	70 人	0 人	2 人	1 人	73 人
	95.9%	0.0%	2.7%	1.4%	100.0%
「機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる」 Part1 平成 30 年 7 月豪雨災害時の活動自治体に学ぶ	72 人	0 人	1 人	0 人	73 人
	98.6%	0.0%	1.4%	0.0%	100.0%
「機動力のあるネットワーク体制・人材をつくる」 Part2 ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには	73 人	0 人	0 人	0 人	73 人
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

■セミナーでの気づき・感想等

所 属	意見・要望等
都道府県の担当者	本県はまさにとりあえず災害派遣福祉チームを作るだけ作ったという感じであったため、本日のセミナーの内容は図星をさされるとともに、他県の方との意見交換できてとても参考になりました。 他県の先進事例について聞くことができ非常に勉強になりました。また、抱えている課題についても様々な意見を聞くことができ、為になりました。 実際に派遣を行った際の話も含めて他県の状況等を知ることができ、良かったです。また、本県での課題について、他県の状況を聞くことができ大変参考になりました。 他県の方と情報交換できる機会は大変有意義でした。 事例提供も含め、多くの得ものがありました。 様々な切り口での事例発表でとても参考になりました。 平時からの取組みが災害時の活動につながるということを改めて認識した。 保健・医療・福祉分野の連携の重要性。ロジスティクスの重要性。 DWAT 派遣が上手くいった県の話を知ると、日ごろからの顔の見える関係づくりが大切だと感じた。 各都道府県で取組の進捗具体にかなりひらきがあることが分かりました。 各行政団体で様々な課題があることがよくわかった。

所 属	意見・要望等
	意見交換の中で多種多様な取り組みがあると感じた。 都道府県ごとで体制や考え方が様々。 各県により、取組の進捗にかなりの差があることが分かった。 改めて国で統一したマニュアルまで策定すべきであると考えた。 他県の取組み等について、直接意見交換ができて大変参考になった。 他県の例のプレゼンを見たり聞いたり、他県の方と話すことで自県の進捗がはっきりわかり、 ためになりました。 現在、体制構築に動いている真最中であり、意見交換等で何かと聞けることができて良かった。 他県の活動報告について、もう少し時間をとって欲しかったです。実際のネットワークの立ち 上げから、他団体との連携をどうやってきたか、派遣に至るまでの事務局の動きなど、1県の 報告をより深くききたかったです。 グループについて、他県の状況、特に隣接する県の状況を知りたいと思っています。グルー プに1人でも近くの県を入れてくれるとありがたいです。 グループ討議があったのは良かった。 グループ討議の際中に司会のマイクが大きすぎて話し合いの声が消されてしまう。 行政の意識の持ち方。 参考になりました。有難うございました。 とても有意義なセミナーでした。 とてもいいセミナーでした。今後もよろしくお願いします。 関係団体・法人とは顔の見える関係を構築することが非常に大事だと感じた。
都道府県の ネットワーク 事務局等	各県での先進的取り組みや具体的手法をご教示いただき、大変参考になりました。 県単位なので県内防災が中心の考えとなっていますが、全国的に統一すべき事柄を再整 理する必要を感じました。 災害時の「福祉」の部分の動きの重要性を改めて実感しました。 課題はいろいろとありますが、ひとつずつ取り組んでいきたいです。 事務局として、今後取り組むべき事項について明確になったのでその部分について取り組み を進めていきたい。 都道府県により、ネットワーク体制や研修体系が異なっているということがよくわかった。自由 な分スムーズに動くこともできるが、固まってしまうところもあり、難しいと思った。 研修については、ある程度カリキュラムがないと差がありすぎる気がした。 まだまだ「福祉チーム」の目的や意義が腑に落ちていない県があることを実感した。「DWAT」 の名称統一は難しいかもしれないが、それを追求する中で府県や関係団体に説明する方法 がやはり大切か。 やはり実践でのお話が参考になった。DWAT 派遣のためだけでないネットワークが災害時、 非常に有効だと思う。 研修、DWAT チーム、ネットワーク会議各県の取り組みが本当に参考となった。 他府県の事例、おおいに参考になりました。 ネットワークを構築することも、人材育成することも、「目的(みんなが共通認識をもつこと)」 がとても重要であること。

所 属	意見・要望等
	平時からの取り組み方に意義があることを知ることが出来ました。 チームを作ったあとの進め方をイメージすることができた。 ロジスティクスについては、新たな気づきを得た。意識的に取り組んでいきたい。 ロジスティクスの役割などこれまであまり知らなかった内容にふれられて良かった。 ロジスティクスの重要性を改めて感じました。 参加者が多く、関心の高まりを感じた。 とても勉強になりました。
その他	実際のお話が講義、グループワークを通してきけたので参考になりました。 グループワークを通じて、他県の状況等を知ることが出来てよかった。 組織作りが、人材育成になることがわかり、よかった。 全国的に災害が多い中、他県の現状がわかり、よかった。 研修、訓練が大事であること。 内容が詳細まで分かりやすく、参考になりました。

■ 現在、体制構築・推進に取り組んでいる上での問題点や課題等

所 属	意見・要望等
都道府県の担当者	DCAT、DWAT を一般避難所への派遣を主とした場合、福祉避難所となる施設の施設間応援との区別→施設を取りまとめる団体と協定を結んでいるため、DCAT、DWAT のメンバーと施設間応援のメンバーが重なる。役割を分けたほうがいいと思うが、団体の賛同が得づらい。 締結はしていますが、実際に動いているのかというのが一番の課題です。 今もし災害がおきて DCAT の派遣となると、動けないと思います。 締結したあと、何からはじめればよいのか。 研修実施を通して隊員登録は進んできたが、実際の運用をどうするかという検討が十分にできていない。今後の研修体系をどう組み立てていくか。 構成団体の主体意識の不足。 事務局のワンオペ体制。 社会福祉施設や社会福祉法人のモチベーション向上対策 県社協、種別協議会との役割分担の整理。 平時からの関係づくりの第一歩をすすめること。 どういう仕組作りが本当に必要かもっと議論していきたい。 そもそも DWAT の意義必要性について、財政当局に明確に説明することが困難。（あれば良いが、既存スキームである程度一般避難所への応援体制が構築できていればそれでも良いのでは） 保健、医療との連携。 災害時福祉支援活動の法定化。

所 属	意見・要望等
	広域災害における国の調整について(どのようなやり方で受援とするのか) 全国的に DWAT、DCAT と分かれているが、統一したほうがいいと思う。 派遣調整等も含め、厚労省には更に力を入れていただきたい。 チーム員との発災時の連絡体制をどうすべきか。 活動中のけがや賠償への保険をどうするか、が検討課題としてあります。 チーム員への連絡体制 事務局内の役割分担 等 本県は有人離島を多く抱えており、支援・受援いずれも大きな課題と考えている。 受援体制の整備 保健・医療との調整 チーム員(260 名)全体への研修 チーム第 1 班メンバーの選定 チームという形態をとっていないこと。 県内派遣のみを想定していること。 静岡県社協からも話がありましたが、派遣にかかる人件費(日当)の整理ができていません。 他県も同じような状況であり、国において指針を示していただけると助かります。 派遣する際の補償の関係(保険加入) 事務局の機能強化(委託先の人員の問題) 派遣費用の負担(救助法?それ以外?) 都道府県ごとに対応が異なる部分もある。 経費負担(当初予算への計上に必要なものの整理) 派遣活動の際の費用負担(救助費とされるのかどうか) 予算面の確保。上乗せ要求分の確保がんばってください。 本日のテーマでもあった後方支援体制やコーディネーター担当のあり方など検討を深めたいと思う。 他県の予算要求に関する情報があれば有り難いです。 (上限額が上乗せになるのであれば、有効に活用したいので) 研修カリキュラム講師の選定などに苦心しています。 研修をどうするか課題である。
都道府県のネットワーク事務局等	保健、医療調整会議に福祉が入っていないため、災害時に、保健所と上手く連携ができない可能性があり、どうやって対処していくべきか? また、福祉避難所の運営をどのように市町村にやってもらうかは検討する必要があります。 平時の活動 保健師との連携 ネットワーク団体とのつながり 派遣元法人へのネットワーク協議会の理解を深める動き、受援する市町村への啓もう活動を行っていくことが必要。 派遣決定までの具体的な手順の確立とそれに基づく訓練。 情報収集の為の先遣隊の必要性を感じているが、システムがそうならないし、直すつもりもない。全国一律のシステムにすべきであると感じている。(国で強制してほしい) 大規模災害発生時の事務局体制(特に社協) 受援体制(広域災害)のあり方 県窓口部署のみが対応して県全体の動きにつながついていない。

所 属	意見・要望等
	DWAT より前に他団体の組織があり、いかにうまく既存の団体にも理解していただきつつ、DWAT の活動をしていけるかが課題である。
	体制構築に未着手なので、早急に取り組む必要がある。
	新規チーム員の獲得
	チーム員を養成し、県としての仕組みを維持向上させること。
	これだけ都道府県で養成が進んでいるので、養成研修の標準化が必要。全社協の研修モデルは参考になるのでは。
	災害ボランティアセンターと DWAT 派遣事務局としての役割をいかに社協として担えるのか。
	登録研修の内容
	研修の具体的な内容を知りたい。
	ロジスティクスの役割の重要性がわかったので、本県もぜひ参考にしたい。
	ロジスティクス担当者の養成。
	チーム員の情報発信・共有ツール(メール・SNS・一斉送信できるツール等、使いやすいものがあれば知りたい)
	研修体系の見直し(基礎→フォローアップ)
	コアとなるメンバーの育成・養成
その他	団体間の合意形成づくり
	① 医療、保健との連携が課題となっています。
	② 災害派遣の為に人の育成はされているものの、派遣実績がなく、どのような状況だと派遣となるのか県の規程の整備がされていないのが課題です。
	事務局一人という体制が、人員を増やすのはどうするか？
	各種別協議会等、横の連携。
	役割分担について

■セミナーの内容についてのご意見・ご要望等

所 属	意見・要望等
都道府県の担当者	他県の事例等、情報収集できたが、グループワークで、他県とのつながりが作れたことが一番の収穫だったと思う。
	多くの課題が存在していることを改めて認識しました。特に、事務局(委託先)の体制強化は非常に重要と思いますが、どのように強化を行えば良いかが難しいと感じています。
	集まった各県・県社協と意見交換する場は有意義だった。取り組みの進捗など、取り組み方が大変参考になった。
	各県の方との意見交換の時間が有意義でした。ありがとうございました。
	都道府県間の意見交換の場として有意義、継続していただきたい。
	都道府県によってNWの枠組みは異なるはず。一般避難所に派遣するやり方以外で枠組み作りをしている他団体の話も聞きたかった。
	DMATやDPAT ⁴ 、保健師チーム、DHEAT ⁵ の派遣調整は国が行っているが、DWAT にはないのが問題。研修等も国がリードすべきだと思う。

⁴ DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム

⁵ DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team 災害時健康危機管理支援チーム

所 属	意見・要望等
	県外派遣は、国が調整機能を担うべき(介護職員等の派遣と同じように) 今年から担当している私としてはもう少し早い時期にセミナーがあればありがたいと思いました。 時期を 10 月～11 月にして欲しい。(議会のない時期) 研修内容・企画について苦慮しているところですが、1 月の研修会を参考にさせていただきたいと思います。 毎年内容が変わって、ためになります。 いい機会となりました。今年度中の協定締結に役立てます。 part2 のワークは大変良かったです。 少しつめ込みすぎの感があったかもしれないと感じた。 調整、取りまとめ、ありがとうございました。 いろいろ考える良い時間をいただきました。ありがとうございました。
都道府県のネットワーク事務局等	まだまだ DWAT/DCAT は知られておらず、県民向けの一般公開講座みたいなものがあってもよいかもしれないと思いました。 毎年開催し、全国一律のシステムになってほしい。 大変良い機会に参加でき、勉強になりました。 1 県だけでなく、ブロック内での情報共有などを行えば DWAT の PR にもつながるのではないかな。 この全国研修、会議は定期的で開催してほしい。 (情報交換、顔のみえる関係づくりのため) 他府県の災害支援ネットワークの状況が聞けて良かった。
その他	内容が濃く参考になりました。ありがとうございました。

第3章 研修資料の開発

1. 研修資料の開発

(1) 研修の設計

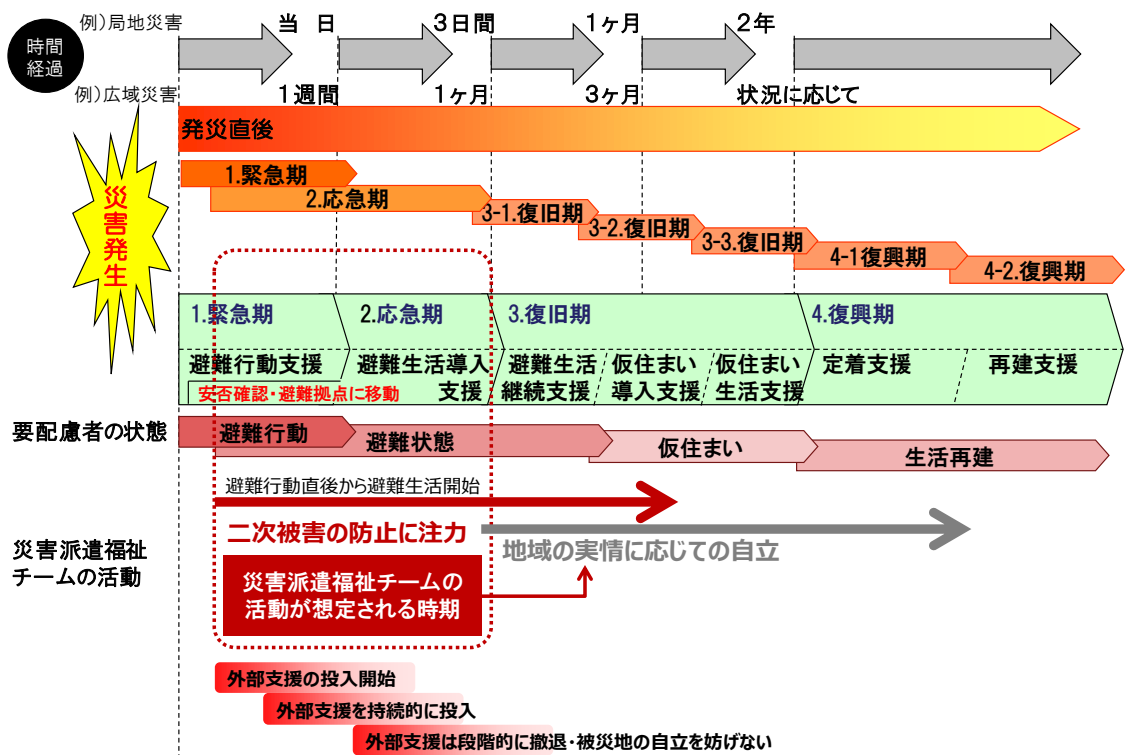
① 災害派遣福祉チームの活動の段階と行う内容

災害派遣福祉チームの育成を考える場合、活動の基本的な流れや内容等を整理した上で人材像の設定、その人材像に求める資質やスキル、それに即した研修体系を検討することが必要である。本項では、改めて災害派遣福祉チームの活動の段階と概要を整理する。

【活動の段階】

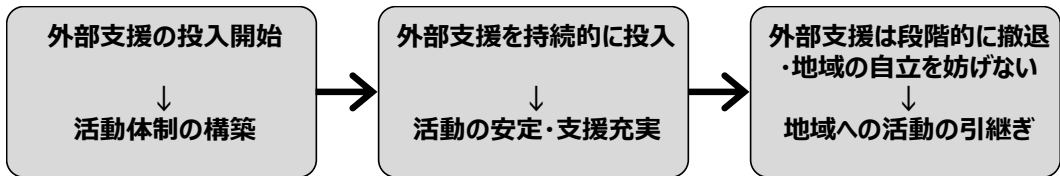
避難行動によって災害の直接的な被害である一次被害から命を守られた後、避難生活が開始する。二次被害防止のため、災害派遣福祉チームの活動はその頃より開始する。災害によって被災地域ではあらゆる資源の機能低下が生じていることから、災害派遣福祉チームは被災地外から外部支援として入ることとなるが、地域の自立性を損なわないよう期限を決めての活動となる。

図表- 11 災害派遣福祉チームの活動時期



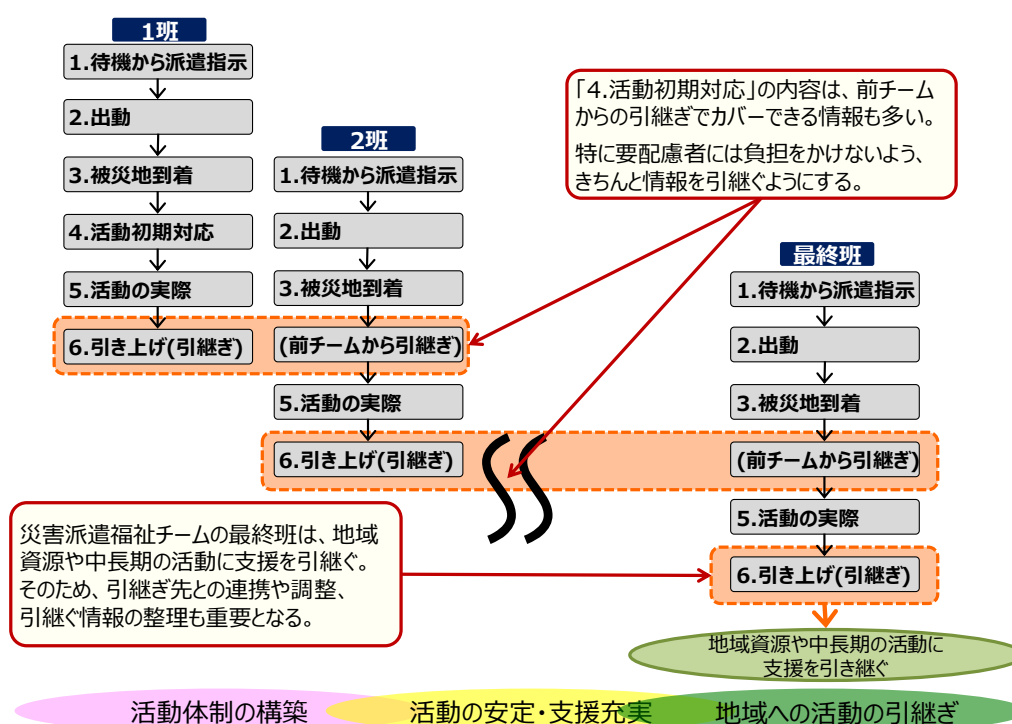
赤い枠で囲まれた部分が災害派遣福祉チームの活動が想定される時期である。活動は概ね次の段階を経て展開され、災害派遣福祉チームの活動もその段階を意識した全体計画を策定して実施される。

図表- 12 段階的に行われる派遣活動



「外部支援の投入開始→活動体制の構築」の段階では、災害派遣福祉チームが派遣されて被災地で活動が開始するため、被災地での被災地側との関係づくり・別で活動する医療・保健等との団体との連携体制をつくる等し、活動環境の整備、活動体制の構築を図ることが重要である。そして、活動状況をチームの派遣元であるネットワーク本部、都道府県、被災自治体らと共有する。ネットワーク本部は現地の災害派遣福祉チームからの報告をもとに全体的な活動計画を立て、それに基づき次のチームの投入を図る。「外部支援を持続的に投入→活動の安定・支援充実」では、支援を安定的に行い、必要な支援については充実させていく。また、災害派遣福祉チームの撤退をにらみ、地域資源や中長期に行われる支援等の状況も確認し、引継ぎを意識しながら活動する。「外部支援は段階的に撤退・地域の自立を妨げない→地域への活動の引継ぎ」では、チームの撤退に向けて本格的に引継ぎを進める。以上の災害派遣福祉チームの活動は、チームが引き継ぎながら行うことになる。

図表- 13 チームが引き継ぎながら行われる支援活動



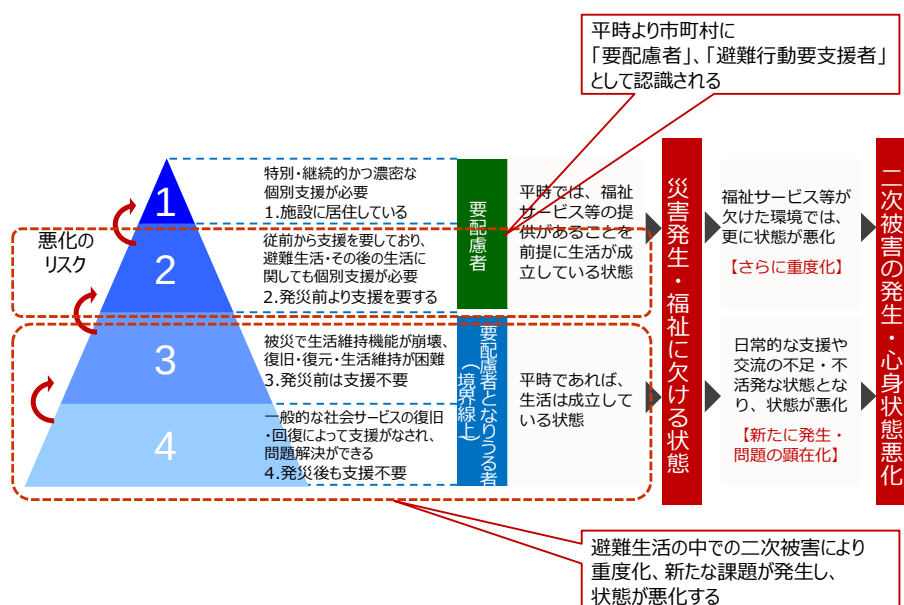
以上に基づき、活動期間中における災害派遣福祉チームの構成も変わる可能性がある。活動の始まりである「活動体制の構築」の時期は活動の立ち上げ時期でもあることから、災害派遣福祉チームのリーダーやチーム員の経験を持つ者を中心に組み立てられる可能性が高い。もし、被災地の情報が少ない、連携先が定まっていなければ、さらに活動体制の構築に注力できるような体制で臨む必要がある。

以降の時期も、経験を持つ者をチームリーダー等におき、チームを組成することが想定される。チームリーダー以外のチーム員についても派遣経験があることは望ましいものの、いずれにおいても共通すべきこととして、従前より専門職として有する能力・技術に加え、災害時の支援活動に際しての心構えと基本的な考え、災害時特有の課題への対応方法等を身につけていることが求められる。

【活動の内容】

次は生活する上での支援の必要性に沿って支援の対象層を整理したものである。災害派遣福祉チームは、災害発生後の早い時期から一般避難所で要配慮者をはじめとする人々に対して支援を行うことで重度化や悪化を防ぎ、課題の顕在化や新たな課題の発生を防止することで二次被害を防ごうとするものである。これは、被災した人々の悪化のリスクを防止するだけではなく、一般避難所で受け止められる人々を増やすことで、社会福祉施設や福祉避難所への集中を防ぐことで貴重な地域資源を守り、復旧・復興を支援しようとする取組でもある。また、一般避難所は地域社会の縮図であり、多様な人々が存在する。ゆえに、災害派遣福祉チームは相互支援が可能となるよう、都道府県のチームとして種別・職能を越えた「オール●●県のチーム」としてつくられる。

図表- 14 支援を必要とする対象層と災害で想定されるリスク



ガイドラインでは、次のように災害派遣福祉チームの活動を整理している。この中には専門職である災害派遣福祉チーム員が普段職場で行っていることも形を変えて多く含まれているが、ポイントとなるのは、それらを災害時に行うということと、活動に際してはチーム・ネットワーク本部・他職種・被災地及び被災地資源との連携を図るということをいつも以上に意識するということである。

- ①福祉避難所への誘導
- ②災害時要配慮者へのアセスメント(健康調査、ラウンド)
- ③日常生活上の支援
- ④相談支援(福祉(要配慮者)相談窓口、何でも相談)
- ⑤一般避難所内の環境整備
- ⑥(ネットワーク)本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦後続のチームへの引継ぎ
- ⑧被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨他職種との連携
- ⑩被災地域の社会福祉施設等との連携

(災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2))

② 人材の層を考える

一つの目的をチームで達成しようとする場合、それぞれの人員には役割が設定される。役割と要求される能力はセットであることから、人員の育成には人材の層と要求すべき能力をセットで整理しておく必要がある。チーム員の層としては、チーム員、チーム員を束ねる災害派遣福祉チームのリーダー等の層が考えられるが、それ以外にもネットワーク本部/事務局と共に活動し、平時には研修等の育成計画、災害時には災害派遣福祉チームの活動の全体計画にも関わるような層の設定も必要である。

【専門職による支援項目と活動を支える管理項目】

災害派遣福祉チームは、チームリーダーから成る複数の人員によって構成される。災害派遣福祉チーム員の構成は、災害派遣福祉チーム員の育成する際の人材の層の設定にも当然関わることになる。

災害派遣福祉チームの活動開始時期である「活動体制の構築」は活動の立ち上げの時期でもあることから、災害派遣福祉チームからネットワーク本部への被災地の状況や情報の報告、ネットワーク本部から現地のチームへの活動のための支援・調整が特に多く行われる。その後も現地のチームとネットワーク本部とのやりとりは頻繁に行われ、支援活動の継続とチームの活動を支えていく。

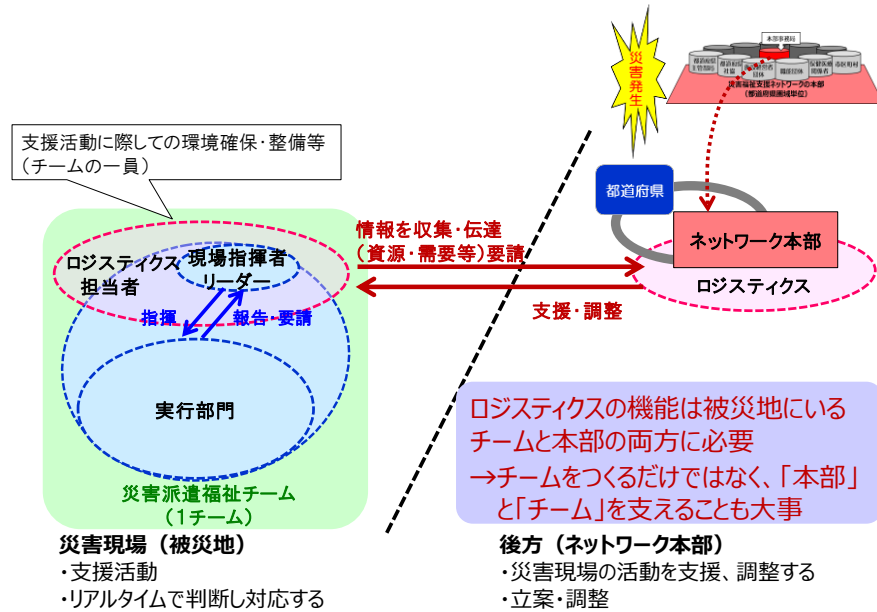
災害時に被災地にチーム等を派遣し、活動を行う場合に不可欠であるこの機能は、前述のDMAT等における「CSCATTT」のCSCAの管理項目とされる機能であり、ロジスティクスとも称される。管理項目はネットワーク本部が中心となって担うが、そこと情報のやり取りを行うため、被災地のチームにも管理項目の要員が置かれることになる。被災地で派遣する災害派遣福祉チームにも同様の機能は必要であり、検討会では災害派遣福祉チームとして置き換えた場合として「CSCASSS」の案が出された。これは支援項目が医療の場合はTTT（Triage：トリアージ、Treatment：治療、Transport：搬送）であるのに対し、福祉の場合はSSS（Screening：スクリーニング、Support：サポート、Shift：シフト（地元）移行）と整理したものである。

図表- 15 災害派遣福祉チームの「CSCASSS」(案)

DMAT	災害派遣福祉チーム	
C Command & Control ：指揮と連携	C Command & Control ：指揮と連携	管理項目 ロジスティクス
S Safety：安全	S Safety：安全	
C Communication：情報伝達	C Communication：情報伝達	
A Assessment：評価	A Assessment：評価	
T Triage：トリアージ	S Screening：スクリーニング	支援項目
T Treatment：治療	S Support：サポート	
T Transport：搬送	S Shift：シフト（地元）移行	

DMAT等では、現地に派遣されるチームには管理項目を実施するロジスティクス要員が配置され、そのための研修も行われている。災害派遣福祉チームにも同様の機能は必要であることから、第1班として入るチームにはネットワーク本部の事務局員が同行し、以降のチームではリーダーもしくはサブリーダーがロジスティクス要員の役割を担っている実情があるが、未だその明確な定義や研修はなされていない。今後、管理項目を担うロジスティクス要員の役割についてはネットワーク本部/事務局のあり方も含み検討されることが必要である。

図表- 16 災害派遣福祉チームとネットワーク本部に必要なロジスティクス



改めてICSの各項目と災害派遣福祉チーム等の関係を整理してみると、次のように整理されるものと考えられる。

図表- 17 ICSの項目と都道府県、ネットワーク事務局/本部、災害派遣福祉チームとの関係(例)

	主な役割と 行動の例(※【1】)	災害時の 実施内容	平時に 想定されること	都道府 県	事務局 /本部 ※	災害 派遣 福祉 チーム	備考
指揮調整 Incident Commander	目的、戦略、優先 順位確立	全体の活動計画 立案・計画承認 指揮調整 等	活動の周知・啓 発 他団体等の調整	○	△		決定は都道府県だが、他は事務局と協力・分担して実施
総務・財務部門 Finance/ Administration Section	支出・請求・補償 に関する会計、 必要な資源調達	活動環境整備 (人事・費用等)	活動環境整備 (人事・費用等)		○		事務局の実施事項
包括支援部門 Logistics Section	資源及び必要な サービスの供給	活動環境整備 (物資・サービス 等)	活動環境整備 (物資・サービス 等)		○		
企画部門 Planning Section	情報の収集と分析、 文書作成と 保持等	情報収集・状況 分析 資源配置 活動計画の立案 チーム編成 他職種と連携協 議	チーム員育成 育成プログラムの 作成 研修企画 研修講師		○	○	事務局と 災害派遣福祉 チーム員の上位層 ※専門職としての ノウハウ必要
実行部門 Operating Section	目標達成のため の実働	チーム員として 活動	チーム員として 活動				災害派遣福祉 チーム
チーム リーダー		チームのリーダー として活動	チーム員として の研修・訓練			○	
チーム員		チーム員として 活動	所属事業所や 地域への啓発等			○	

※都道府県がネットワーク事務局を担う場合も含む

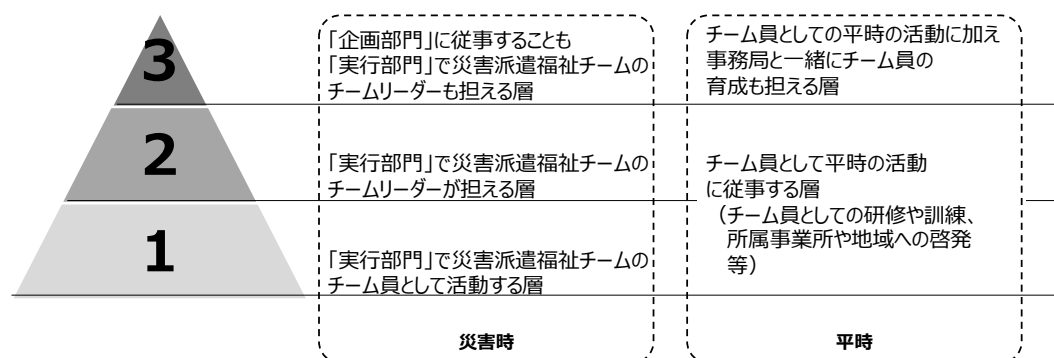
【災害派遣福祉チームの人材の層】

以上の整理に基づき、災害派遣福祉チームの人材の層は大きく3層に分かれると考えられる。

災害時に「1」はチームリーダーのもと、チーム員として活動できることが最低限の条件となる。

「2」はチームリーダーを担える層であり、「3」はチームリーダーに加えてネットワーク事務局と一緒に企画部門が実施する内容を担うことも想定される。

図表- 18 災害派遣福祉チームで想定される人材の層



企画部門は、災害時のロジスティクス機能を担うことになるが、「3」は災害派遣福祉チーム員でありながらもネットワーク事務局/本部と同様に被災地に派遣された災害派遣福祉チームのロジスティクスを担うことが可能な層と考えられる。その場合、平時にはチーム員としての活動だけではなく、ネットワーク事務局と共に「1」、「2」の災害派遣福祉チームの育成に携わることになる。

そして、平時に「1」および「2」は災害派遣福祉チームの背景や基本事項を学んで活動に際しての心構え/マインドセットを行った上で、さらなる知識や技術を研修や訓練によって段階的に獲得し、チーム員としてのスキルを向上させていくことになる。

その研修や訓練に「3」はネットワーク事務局と共に関わることになる。そのため、「3」は災害派遣福祉チームのチーム員を養成するチーム員、という視点での育成が必要であり、研修プログラムの検討や研修プログラムの講師を担えるようになること等が期待される。

現在、災害派遣福祉チームの募集を既に行い、研修や訓練を複数回行っている所も多い。しかし、研修の実施に際して「1」～「3」の整理を行い、人材の層や役割等を明確にした上で期待する能力が獲得できるよう、人材の育成計画をしっかりと考えて実施しているところは少ないように見受けられる。しかし、研修や訓練の出口として期待するチーム員としての像がなければ、その育成は困難であるため、それぞれに応じた人材像を設定して育成計画を立てていくことが必要である。以上に基づき、全体の育成プログラム像を明確にした上で、最優先で取り組むべきところに取り組むこととした。

(2) 育成プログラムと導入研修

① 導入研修を含む育成プログラムの構成

育成プログラムは、登録研修等の導入研修によってチーム員の個人の理解・動機づけが行われた後、step1、step2等で段階的に実践・質の向上を図る研修や訓練が続く構成を想定した。

【導入研修】

導入研修は災害派遣福祉チームに新たに登録する者を想定している。導入研修では、自分たちの活動目的は二次被害の防止や被災地域の自立と復旧・復興であると明確に理解していること、自分で考え、柔軟に対応ができるために必要な動機やマインドセット等がなされて最低限の知識をもっていること、災害時を考えて平時に取り組むべきことが考えられる等が、チーム員に求められることとして設定されている。よって、研修もその内容に即したものとし、研修後の状態としては、「活動に際しての動機づけ・マインドセットができています。リーダーのもと、チーム員として適切な活動ができる」としており、仮に災害があった場合も、指示があれば最低限の活動は行えることを想定している。

【step1】

導入研修の終了後、受講したチーム員には活動のマインドセットがなされ、リーダーの指示があれば活動できる状況にはなっているが、活動の詳細は理解していない。step1では図上訓練を想定し、災害派遣福祉チームとしての活動の一連を行ってみることで、活動の手順・行うべきことがわかるようになることを求めている。

【step2】

step1によって活動と実際の手順は理解しており、さらに継続的改善を図ろうとする場合、ロールプレイ等の実際の活動を模した研修や訓練、他職種や県防災訓練等での実践研修が行われることが想定される。以上を経験することで、災害派遣福祉チームのリーダーを担うことができるものとする。

図表- 19 育成プログラムの構成

対 象	求められること	研修後の状態
・ 個人の理解・動機づけ ・ 基本的な事項の理解 ・ 基本姿勢 重要 導入研修 災害派遣福祉チームに新たに登録する者 今までなかった部分であり、共通させて標準化すべき部分	- 活動目的である、二次被害の防止、被災地域の自立と復旧・復興を理解している - 災害現場では想定外も起こりうるため、自分で考え、柔軟に対応ができるために必要な動機づけ・マインドセット、基本的な姿勢の獲得がなされ、最低限の知識・情報を持っていること、もしくはそこへのつながり方を知っている - チームで活動することの有用性を理解している - 自身の平時の業務との関連も理解するだけではなく、平時に取り組むべきことを考えることができる 背景や基本的事項の講義(情報獲得)・演習(自ら考え獲得)	活動に際しての動機づけ・マインドセットができています リーダーのもと、チーム員として適切な活動ができる
・ 実践・質の向上 ・ 更なる知識、技術の獲得 step1 マインドセットがされ、リーダーのもと活動できるが派遣活動の詳細は理解していない	災害派遣福祉チームとしての活動の一連（待機～派遣～活動体制の構築/前チームからの引継ぎ～活動～終了時の引継ぎ～撤退）の中で、活動と実施の手順・行うべきことがわかる 図上訓練による確認	活動と実施の手順を理解している
step2以降 既に研修・訓練等で基礎理論や知識を獲得しており、実務において継続的改善を図ろうとする者 既存の研修でもカバーできる可能性	- 活動の中で与えられた課題に対し、対策を考え、対応できる - ロールプレイ等、実際の活動を模した研修・訓練 - 他職種等と協力した活動体制が作れる・またその取組ができる - 全体を俯瞰した戦略的な思考ができる（活動計画の立案、分野横断的な思考） 他職種等との合同訓練、県防災訓練等での実践研修等	チームでの活動においてリーダーシップを発揮することができ、活動を実行する上での課題解決策やストレスの排除策がわかる

② 導入研修の開発

災害派遣福祉チームの人材の層は複数あるが、全ての層でも共通して必要であるのは、活動に対する正しい理解と動機づけがなされ、基本的な知識が獲得されていることである。

災害時には平時には想定していなかったことも多く起こり、自ら判断しながら進めていかねばならない場面、チーム員同士や他職種のチーム、被災地等と協議して進めていかなければならない場面がある。その時、自分の目指していることや取り組んでいる活動の意味がきちんと腹落ちしていなければ、活動の質が落ちるだけではなく、自ら考える・判断することも難しく、当然ながら他者に説明することも難しい。自ら考えて適切な行動ができるということは、活動の可能性の幅を広げ、質を高める。まずは、活動に対する理解と動機づけに基づいてマインドセットがなされているチーム員であることが重要なのであり、それは災害派遣チーム員の育成の開始時期にしっかりと行っておく必要がある。

登録時の研修は、その後の災害派遣福祉チーム員としての行動を決定づける可能性が非常に高い。また、基本的な知識を学ぶという点からも、いずれの都道府県においても共通して重要であり、ここで何を学び、何を獲得するかは最低限共通化しておくべきところでもある。その上で、訓練等によって技術を獲得していくというステップとなる。

一方、研修や訓練を開催する都道府県やネットワーク事務局等にとって、参加者に対して働きかけ、個人の理解・動機づけを十分に行っていく研修を行うことは簡単ではない。簡単ではないというのは、何を語るべきなのか、伝えるべきなのか、気づかせるべきなのかがわからないからである。そのため、チーム員に対し、活動に際しての理解や動機づけが十分ではない研修や訓練が行われている状況がある。外部講師を招聘し、実施しようとするところも多くみられるが、本来であればこうした基本的な部分こそ自分たちで取り組むことが重要である。また、この部分はそれぞれの都道府県の活動における理念にも大きく関わる部分でもあることから、そこに都道府県、ネットワーク事務局、チーム員が共に取り組むことができれば非常に意義も高い。

本来であれば、その後に図上訓練、ロールプレイ等の実際の活動を模した研修や訓練、災害に特化した座学等が行われ、更なる知識や技術を段階的に獲得していくことになる。この部分の研修や訓練は既にいくつかの県等で実施されており、防災に取り組む団体等も研修や訓練のメニューの開発も行っている状況がみられる。

よって、まず着手すべきは登録研修等の名称によって行われる導入研修のプログラム開発である。そして、それらを用いて都道府県、ネットワーク本部、そして災害派遣福祉チームのチーム員が災害派遣福祉チーム員の育成にあたるができるようになることである。導入研修の内容は最低限必要と考えられる基本的な内容が含まれ、それに基づいて個人の理解・動機づけがされる。内容はガイドラインを基本としており、いずれにも共通する内容である。よって、災害派遣福祉チームの活動の標準化の第一歩でもある重要な取組と考え、本調査研究では導入研修のプログラム開発を行った。

なお、チーム員の登録時に行う登録研修等によって、既に導入研修が終了している場合も考えられる。その場合も本内容を見て不足している部分を中心に説明を行う、新しい登録研修時の研修支援者として参加させて体験させるなどして改めて動機づけを促すことができるよう、柔軟に対応できる資料構成となるよう努めた。

(3) 導入研修案の試行とレビュー

① 導入研修案の試行

作成した導入研修案については、本研究のオブザーバーでもある社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部の協力を得て、同法人が厚生労働省の委託を受けて実施する「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（以下、「養成研修」という。）の場を借りて試行を行った。

養成研修は、全国の災害福祉支援ネットワークの担当課及びネットワーク事務局、共にそれらと自県内のチーム員育成に取り組む災害派遣福祉チーム員等であり、前述の「災害派遣福祉チームで想定される人材の層」の「3」にあたる企画部門の人々を対象として開催されるものであった。そのため、導入研修案を紹介、伝達することで、各都道府県のチーム員の育成推進に資することも想定した。

養成研修は令和元年12月後半から1月後半の1ヶ月にかけて仙台、名古屋、東京、博多、岡山、京都の6か所で開催され、全都道府県から都道府県担当者、ネットワーク事務局を担う都道府県社会福祉協議会等、災害派遣福祉チーム員が延べ249名（当日欠席者を含む）参加し実施された。

導入研修案の試行にあたり、当日のプログラムでは導入研修開発の意図についての説明を富士通総研より行い、参加者と課題の共有を行った。その後は導入研修案の紹介を行ったが、今後参加者が本研修資料を用いて研修が可能となるよう研修のポイント等もあわせて伝達し、理解を促した。その後は各県に分かれて自県のチーム員の育成プログラムについて協議を行い、最後にそれぞれ発表と質疑を行う等して情報共有を行った。

図表- 20 災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修次第
(主催: 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

(敬称略)

開会挨拶	社会福祉法人全国社会福祉協議会
1.導入講義 「災害派遣福祉チーム共通研修のプログラム構成とねらい」	(株)富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 名取 直美
2.モデル行政説明 「災害派遣福祉チームについての基本事項」	京都府 健康福祉部地域福祉推進課 課長補佐兼係長 宮村 匡彦 岩手県 保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 浅沼 修 ※
3.モデル演習Ⅰ 「ディスカッション 避難所における福祉ニーズを考える」	華頂短期大学幼児教育学科 教授 武田 康晴
4.モデル説明 「災害派遣福祉チームの活動」	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 主査 加藤 良太 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 主幹 松浦 史紀
5.モデル演習Ⅱ 「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長 木村 真悟 ※
6.ディスカッション	
閉会	

※モデル行政説明、モデル演習Ⅱは、会場によっていずれかの講師となる。

② 府県での試行

導入研修案は都道府県共通の内容であることから、年度内に研修を予定している都道府県からは、年度末の本調査研究の取りまとめに先行して研修資材のデータを提供することが要望されていた。そのため、養成研修終了後に希望のあった15府県に対し、現時点案として導入研修資材の一式を先行して提供した。

既に導入研修を行っている府県の場合、不足している箇所や視点等を中心に一部を実施するケースもみられたが、京都府の場合は新チーム員の登録研修を控えていたことから、講師未経験の府担当者、ネットワーク事務局担当者、チーム員によって導入研修案の一式を府内2か所で実施した。実施にあたっては、既に活動経験があるチーム員等がグループワークの支援に入る等して検討支援を行い、そのことによって既に活動経験があるチーム員においても内容の共有が図られた。

2. 導入研修の資料

(1) 全体構成

① 導入研修によって求めたいこと

導入研修によって求めたい人材像、すなわち研修後の状態は、活動に際しての動機づけ・マインドセットができているチーム員となっていることである。下の「求められること」がその内容として最低限求められるものであり、導入研修ではそれらを獲得するような内容・構成であることが必要である。

図表- 21 育成プログラムの構成(導入研修部分抜粋)

対 象	求められること	研修後の状態
災害派遣福祉チームに新たに登録する者	・ 活動目的である、二次被害の防止、被災地域の自立と復興・復興を理解している ・ 災害現場では想定外も起こりうるため、自分で考え、柔軟に対応ができるために必要な動機づけ・マインドセット、基本的な姿勢の獲得がなされ、最低限の知識・情報を持っていること、もしくはそこへのつながり方を知っている ・ チームで活動することの有用性を理解している ・ 自身の平時の業務との関連も理解するだけでなく、平時に取り組むべきことを考えることができる	活動に際しての動機づけ・マインドセットができている リーダーのもと、チーム員として適切な活動ができる

② 導入研修の構成

導入研修では、災害派遣福祉チームの活動の源泉となる「個人の理解・動機づけ」を重視する。研修での獲得方法としては、座学によって基本的な情報を得るだけではなく、その内容を受講者自身の「実感」を持って受け止めることができ、「自身の考え」として腹落ちできるように働きかけることが必要である。その方法の1つとして、グループワークによる他者とのディスカッションが考えられる。自身の考えを他者に「話すことができる」、「説明することができる」ためには、頭の中で考えている内容を自分の中に落とし込み、言語化して他者に向けて説明するプロセスを必要とする。そのことによって理解は深まるが、それらが他者と協議されることで考えはさらに深化し洗練される。また、事例を用いて考えるということも有効である。そのため、導入研修では座学による基本的な知識の獲得とあわせ、2つの演習を通じて自ら考える機会を持つことで、研修に際しての動機づけ等が図られるよう支援する。

導入研修は、1日開催で実施することを想定して設計した。実施内容が多く、さほど余裕のない時間設定となっているため、開始時間・終了時間を変える、1.5日もしくは2日に分けて実施する、導入研修とstep1の内容とあわせて2日連続で行う等、都道府県の状況等に応じて実施方法は変更すればよいものとする。

導入研修の構成と1日開催の場合のタイムテーブルは、次のとおりである。

図表- 22 導入研修の構成とタイムテーブル(1日開催の例)

開始	終了	時間	カテゴリ	タイトル	講師等
9:30	9:35	0:05	開会	—	主催者等
9:35	10:25	0:50	1.行政説明	災害派遣福祉チームについての基本事項	都道府県
10:25	10:35	0:10	(休憩)		—
10:35	12:15	1:40	2.演習Ⅰ	ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える	ネットワーク事務局又は災害派遣福祉チームのチーム員
12:15	13:10	0:55	(昼食休憩)		
13:10	14:10	1:00	3.事務局説明	災害派遣福祉チームの活動	ネットワーク事務局
14:10	14:20	0:10	(休憩)		
14:20	16:20	2:00	4.演習Ⅱ	一般避難所での災害派遣福祉チームの活動	ネットワーク事務局又は災害派遣福祉チームのチーム員
16:20	16:30	0:10	閉会	—	任意

「1. 行政説明 災害派遣福祉チームについての基本事項」は、都道府県の災害派遣福祉チームの担当者が、災害派遣福祉チームが求められた背景や実施する内容等と、都道府県としての取組を説明する講義である。厚生労働省のガイドラインに則った内容であり、庁内や他団体、住民らに災害時の福祉支援、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームを説明する際の資料等としても活用可能である。

「2. 演習Ⅰ ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える」は、ネットワーク事務局もしくは災害派遣福祉チームのチーム員が実施することを想定する。実際に一般避難所ではどのような支援が求められるのか、与えられた情報ではなく、自身の頭で考えることで活動に向けて必要となること、取り組むべきことの気づきを促す。

「3. 事務局説明 災害派遣福祉チームの活動」は、ネットワーク事務局（都道府県がネットワーク事務局を担っている場合は都道府県）の担当者がチームの実務についての基本事項を説明するものである。本内容もガイドラインに則った内容であることから、1. 行政説明と同様に庁内や他団体、住民らに災害時の福祉支援、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームを説明する際の資料等としても活用可能である。

「4. 演習Ⅱ 一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」は、ネットワーク事務局の担当者もしくは災害派遣福祉チームのチーム員が実施することを想定する。本演習は、実際にあった一般避難所での例をもとにしたものであり、要配慮者をとらえるための柔軟な視点の必要、発災後と一般避難所閉鎖頃の時期による支援の変化等を実感してもらうためのものである。

なお、2つの演習は福祉支援が内容である。ネットワーク事務局が都道府県の場合には、福祉専門職である災害派遣福祉チームのチーム員の力を借りて実施することが望ましい。

③ 資料のダウンロードおよび参考資料について

説明資料であるパワーポイントには、参考原稿として読みテキストを付して作成してある。全てを読み上げるために作成したものではなく、話者である講師が伝えるべき内容を理解するために作成したものであり、適宜活用いただきたい。

パワーポイント及び関連資料については以下のホームページに本報告書と一緒に掲載されており、ダウンロード可能である。また、出典明記等の使用要件を守って頂ければ、資料の引用・転載も可能である。都道府県状況に応じて適宜必要な内容を追加する等して使用していただきたい。

令和元年度 生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

導入研修の開催にあたっては、平成30年7月豪雨災害時の活動を取りまとめた「災害派遣福祉チーム（DWAT）活動における取組状況調査報告書」（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会平成31年3月）を一読頂きたい。

同報告書は、活動にあたった災害派遣福祉チーム員のアンケートが掲載されており、派遣期間中の5日間の不安から自信を持って他職種と連携して支援を行う姿へと変わっていく変化がわかる内容となっている。また、既に活動したチーム員が複数回現地に入る等の状況もみられており、その理由もうかがわれるような内容となっている。一般避難所で体験したことや素直な感想や思い等も掲載されており、たとえ災害派遣福祉チームの派遣経験がない等の場合にも説得力をもって話ができるものとする。

同資料については、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会のご厚意で、平成30年度の報告書である「災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業」（㈱富士通総研 平成30年度社会福祉推進事業）の参考資料として掲載させて頂いているため、ご参考頂きたい。

平成30年度 生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2018saigaifukushi.html>

※巻末資料の2に掲載

(2) 研修資料

① 行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項」

-1.内容

1. 行政説明の目的

- ・ 災害派遣福祉チームの派遣対象は一般避難所であることを、正しく理解する。
- ・ 地域の人々が避難生活を送る一般避難所で支援を行うためには、チームは種別・職能に関わらず横断的につくる必要があり、それらが県内において相互支援できるようになることが大事であることを理解する。
- ・ 災害派遣福祉チームは都道府県によって設置されるものである。個人によるボランティア活動ではなく、都道府県によって位置づけられた公的な支援活動であることを理解する。

2. 想定される講師

- ・ 都道府県の担当者

3. 必要資料

- ・ パワーポイント「1.行政説明」(投影及び印刷)
- ・ 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(極力、事前課題として一読するようにする)

4. 国のガイドライン内容の周知

災害派遣福祉チームについては、平成30年5月に「災害時における福祉支援体制の整備等(ガイドライン)」が発出されている。そこでは、一般避難所を派遣対象とすることや活動内容等も記載されており、全国の災害派遣福祉チームもそれに則ってつくられてきている。

ゆえに、行政説明もその内容をふまえて説明を行うものであり、この登録研修の場でそれをきちんと説明できるかが都道府県間での相互支援の可否を左右することになる。

災害時には県外からの応援も十分に想定され、その場合には活動内容の最低限の統一が必要である。ガイドラインの内容は、その最低限の内容であり、活動の基本であることから、まずはその説明を行った上で各県の仕組みについて説明することになる。

ガイドラインについては、受講者に研修前には一読してくることを義務付ける等し、その上で説明を行うことも有効である。

5. 実施時の留意事項

平成30年5月のガイドライン発出により、災害派遣福祉チームの活動対象、基本的な活動について改めて示されたものの、県によっては未だに活動内容のばらつきも見られる。

例えば、ガイドラインで災害派遣福祉チームの派遣先は一般避難所とされているが、都道府県によっては福祉施設や在宅避難者への支援、福祉避難所支援まで広げている場合もある。無論、福祉施設、在宅避難者又は福祉避難所への支援も大切なことであるが、これらは、各県の災害時の福祉支援体制の枠組みの中で進めるもの、事業者のBCPとも関連するものとも考えられることから、ガイドラインでは災害派遣福祉チームの派遣対象としていない。

全国の災害派遣福祉チームが共通して派遣対象としているのは一般避難所であり、地域の縮図である一般避難所での支援が可能となるよう、都道府県が「オール●●県」のように全県体制で種別・職能を超えて横断的につくっている。このことを強く意識した説明をチーム員に説明していくことが、活動の標準化の基礎でもあり、災害時に都道府県を超えた支援を可能とすることを忘れず、説明を行うようにする。

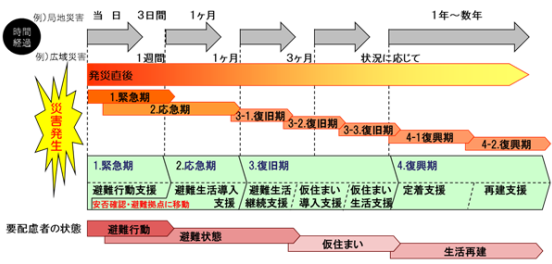
-2.資料の構成

Ⅰ. 災害時の福祉が求められた背景	
1. 災害の時系列(フェーズ)を理解する	
2. 指定避難所とは	
3. 過去の災害で発生したこと	
4. 支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク	
5. 二次被害を防ぐために必要なこと	
6. 災害時「要配慮者」とは	
7. 災害時に想定される状況	
8. 二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実	
Ⅱ. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム	
9. 災害福祉支援ネットワークの構築	
10. 被災地の復旧・自律を応援する期間限定の仕組み	
11. 災害派遣福祉チームの活動	
12. 災害派遣福祉チームがあった場合	
13. 災害時の活動のためには平時からの体制づくりが重要	
14. 全国の動き	
15. 派遣事例①	
16. 派遣事例②	
17. 派遣後の取組事例(平時)①	
18. 派遣後の取組事例(平時)②	
19. 二次被害の防止・被災地域の自立を支援する	
Ⅲ. 県内の体制について ※各都道府県の状況に基づく資料	
20. 内容例(提供することが望ましい内容)	
・ 都道府県の体制	各県資料に変更
・ チーム員の確保状況	各県資料に変更
・ チーム員の登録手続き	各県資料に変更
・ 登録後の流れ・情報提供等	各県資料に変更
・ 研修計画(育成)	各県資料に変更
・ 都道府県からのメッセージ	各県資料に変更

-3.説明資料等（パワーポイント）

【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 1.行政説明 災害派遣福祉チームについての基本事項 ●●県 災害福祉支援ネットワーク事務局 (〇〇災害支援センター、災害派遣福祉チーム事務局 など) 1	1.行政説明-表紙 (スライドの説明と留意点) - 全体を説明するため、国通知(平成30年5月31日付け 社援発0531 第1号 都道府県知事宛て 厚生労働省 社会・福祉援護局通知)資料No.7を用意してください。 - なお、以下のテキストでは、単に「国通知」と表記します。
【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 災害派遣福祉チームについての基本事項 【構成】 I. 災害時の福祉が求められた背景 II. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム III. 県内の体制について 2	1.行政説明-構成 (スライドの説明と留意点) - 全体構成を説明する。 【読みテキスト】 - 本日の講義の内容です。※スライド読み上げ

【構成】 I. 災害時の福祉が求められた背景 II. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム III. 県内の体制について	1.行政説明-中表紙 (スライドの目的と説明) • I の導入。 【読みテキスト】 • 1つ目の「災害時に福祉が求められた背景」について説明します。
--	---

1.災害の時系列（フェーズ）を理解する  資料：国土交通省	1.行政説明-1 (スライドの目的と説明) • 災害が発生したときの大まかな流れについて説明し、受講者には大まかな災害時の時間経過を理解してもらう。 • 急性期から復旧期までの流れを説明する。
---	---

【読みテキスト】 災害時の流れについて説明します。 1. 緊急期～応急期 • 災害が発生すると、緊急期では、災害からの直接の被害を防ぐ“命を守る”“助ける”ことが重要な行動となります。 • ここでは、消防、警察、自衛隊による救助や災害派遣医療チームによる救急医療などの活動が行われます。また、消防団、民生委員等による安否確認、市町村、自主防災組織等による一般避難所の運営が始まります。 • これらは“命を守る72時間”と言われるように、概ね3日間の間に集中的に実施されます。 • 同時に、家屋の損壊が多数発生するような大規模災害時など、避難生活の長期化が明らかな時には、家屋や生活の応急、復旧と同時に一般避難所での生活が始まり、その導入支援、一般避難所での生活の支援が必要となります。 2. 復旧期～復興期 • 避難生活が1ヶ月程となれば、仮設住宅などの提供が始まり生活の復旧期となります。さらに、2、3年程度経過することができる応急仮設住宅が完成し、避難所が閉鎖され、仮設住宅での定着支援、そして、地域の復興支援が行われます。この頃を復興期といい、災害の規模次第で数年以上かかることがあります。	
---	--

2.指定避難所とは

考え方	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に居れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。 (災害対策基本法第49条の7)
基準	以下のすべてを満たすこと。 - 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 - 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。 - 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 - 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 学校が指定されていることが多い なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、 - 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 - 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。 - 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 福祉施設のほか、市民センターや公民館等が指定されていることが多い (災害対策基本法第20条の6)

1.行政説明-2

(スライドの目的と説明)

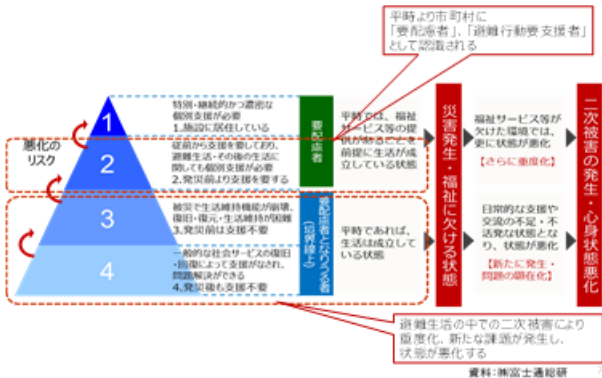
- 災害対策基本法に基づき、指定避難所についての正しい知識を説明する。
- 特に、指定避難所のうち、一般の避難所(国通知では「一般避難所」として説明)と福祉避難所の違いについて説明する。

【読みテキスト】

- 避難所は、災害対策基本法に規定されており、法では“指定避難所”として規定されています。
- 指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に居れなくなった住民等を一次的に滞在させるための施設として市町村長が指定します。
- 「危険性がなくなるまで・・・」とは、例えば地震であれば地震の揺れが概ね収まるまで、水害であれば雨が降り続き河川等の氾濫の危険性が高まっているのが収まるまで等であり、その間、命を守りながら生活を送る場所を示します。
- 後段の「災害により家に居れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設」とは、「1」のスライドでも説明したように、「避難所が生活する場所になる」という意味になります。
- 避難所の指定基準は記載の通りであり、公立施設、特に学校が指定されている場合が多くなっています。
- 避難所の指定は市町村長が行いますが、運営は「市町村」、「地域や自主防災会」、「学校と市町村」以外にも、以上が共同で行う等、市町村で異なるため、皆さんのお住まいの市町村に確認してください。
- 福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を必要とする「要配慮者」を滞在させる避難所です。
- 災害対策基本法では「福祉避難所」という名称ではありませんが、規定されています。要配慮者が暮らせる設備と人員がいる場所である“福祉施設”が多く、それらが指定又は協定という形で設置されています。
- 国が示している「災害時の福祉支援体制の整備について」のP3にある「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の上段の2行目には「指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所(以下、「一般避難所」という。)」とあります。ここが、国のガイドラインで示す災害派遣福祉チームの活動場所であり、この研修の中では「一般避難所」とします。

3.過去の災害で発生したこと 一次被害 災害による直接死の発生 …特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題） 二次被害 災害直後からはじまる避難生活の中で生じる 体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題） …特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大 …重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで 状態が悪化することになる 災害から助かった命 災害から助かったのに守られない命 生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要	1.行政説明-3 （スライドの目的と説明） - 過去の災害での課題を説明する。 - 特に、一次被害と二次被害については、医療、保健の分野でも使うため、文言を理解してもらう。
【読みテキスト】 - 従前より重視されていたのは、災害による直接の被害である「一次被害」の防止でした。この場合、如何に災害の直接の被害を避けるかが課題であり、避難行動の問題がクローズアップされます。 - 災害による一次被害から逃れたら、その直後から避難生活が始まります。しかし、今までの災害では避難生活で生じる二次被害の発生の防止策が十分ではなく、体調悪化や災害関連死等の課題が指摘されてきました。 - 災害から助かった命を守るためには、二次被害の防止が必要です。その中で、生活を支える福祉支援が災害時にも重要であるということが、あらためてみえてきました。	

4. 支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク



1. 行政説明-4

(スライドの目的と説明)

- 平時の人々の状態と、災害によって起きる影響を考え、二次被害がどのように発生するのかを理解してもらう。
- 特に、平時は地域で生活ができていた場合でも、災害になった場合には、日常生活が困難になる等で、新たに要配慮者を生み出す可能性があることを理解してもらう。

【読みテキスト】

- 例として、この△を高齢者の人たちと考えてみましょう。上から、
1は、特養等に入所し、常時のサービス等、多く支援を必要とする人たち
2は、介護保険のサービスを受けて在宅で暮らす人たち
3は、何らかの課題があるにしても、現在は介護保険等のサービス等は不要な人たち
4は、それ以外の人たち・・・となります。そして、1〜4に行くに従い、人数は多くなります。
- 従来から要配慮者として認識されていたのは、上の1、2の人となります。2の人たちは、市町村でも要配慮者として、「避難行動要支援者名簿」に記載される対象と考えられますが、サービスを受けているので支援者がいる等、支援者にも認識され、市町村にも認識されている人たちです。
- 災害の発生により、受けられていた支援が受けられなくなった場合、1、2の人たちには重度化が起きる可能性があります。
- では、3、4の人はどうでしょうか。この人たちは平時であれば生活は成立していることから、要配慮者として認識されていません。しかし、その人たちの生活も決して盤石なものではありません。災害によって避難生活を送る中で、今までは受けられていた日常的な支援がなくなり、生活のバランスが崩れれば、それまでの生活は成り立たなくなり、問題が生じるようになります。そうすると、平時には3、4であつた人たちが2、1へとあがっていくことになります。要は、避難生活の中で、新たに要配慮者が生まれる可能性があるということです。
- 二次被害は、こうした「上へ・上へ」の動きの中で生じます。そのため、既にわかっている課題については悪化や重度化の防止が必要です。そして、それだけではなく、新たな要配慮者を生み出すことが無いよう、発生する可能性のある課題については生じないように取り組むことが必要です。
- 東日本大震災では、災害関連死の問題が多く取り上げられました。そして、新たに要介護認定を受けた人々の増加、重度化等の状況がみられました。こうしたことは、その人たち自身の不幸であるだけでなく、被災自治体にとっても復旧・復興に向かう上での課題でもあります。

平時より市町村に「要配慮者」、「避難行動要支援者」として認識される

- 1. 施設に居住している人
居住型の施設等でサービスを利用する災害被害者は、**事前の支援（サービス事業者）が必要**
- 2. 被災前より支援を要する人
自宅内でサービスを利用する災害被害者は**認知済みの支療者（サービス事業者）は認識済み**
- 3. スクリーニングサービスの調査
被災者の属性と生活状況によって異なる
- 4. 被災者が普通に生活できない状態にある場合、
自宅へ戻り、サービス等利用なしで支援者（サービス事業者）らは**認識していない可能性高い**
※家族・地域が知りうる

3. リスクの早期発見・悪化防止

避難生活中での二次被害により重傷化、新たな課題が発生し、状態が悪化する。

特別・継続的かつ濃密な個別支援が必要

緊急時に必要となる対応

平常時には、福祉サービス等の提供が可能である

避難生活の中で自立した状態で生活を営むことが困難になる可能性があるためにも個別支援が必要

被災地で生活維持機能が崩壊。復興・復元、生活再建が困難になる

一般的に社会サービスの利用が困難になり、支援内容も多岐にわたる問題解決ができる

被災地では、通常の生活に戻ることが難しい

被災後でも支援不要

被災後の日常生活の回復

被災後は、生活は成立している状態

(スライドの目的と説明)

- 前のスライドで、当初から要配慮者と考えられる人だけではなく、平時は支援不要だった人が災害を契機に悪化・重度化すること新たに要配慮者となることを説明する。
- ここでは、それを防ぐためには何が必要かを説明する。

- それでは、災害時にはどのような支援が必要なのでしょう。
- 1の人たちの命を守る、という点では、その人たちが居住し、支援を受けている福祉施設等の事業者の“事業継続”が重要です。
- 2の人たちの場合、現在、避難生活を送る場所として環境が適切か、支援の確保が可能かということがポイントとなります。これが適切でなければ場所の移動も生じ、状態次第でサービスの確保や調整が必要となることから、まずは状況のスクリーニングとサービスの調整が必要となります。
- 3、4の人の場合、平時は要配慮者として認識されていないことも考えられます。その場合、避難生活の中で悪化・重度化しないよう、さらには新たな課題が生じないよう、リスクの早期発見と悪化防止が重要となります。
- 高齢や障害が重い人に対し、施設への緊急入所や福祉避難所への避難という意見が出ることがあります。しかし、避難生活で二次被害が発生し、さらに要配慮者が現れた時、被災施設がさらに多くの人々を受け入れることは現実として可能でしょうか。
- 平時と同様、災害時も重度化・悪化防止、リスクの早期発見への取組が重要です。

6.災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

- ・ 高齢者（要介護の者）
- ・ 障害者・児
- ・ 乳幼児 …… 等のほか、妊産婦、乳幼児、外国人、疾病者、避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になってもおかしくない。他人事ではない。



- 【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある
- 【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす世帯の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

災害による被害は皆にとって同じではない

…普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかることはできない

…その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

1.行政説明-6

（スライドの目的と説明）

- ・ 要配慮者は、高齢者や障害者だけに限らないことを説明する
- ・ 前のスライドの内容を踏まえ、当初から「要配慮者」とされていた人だけではなく、避難生活の中で新たに要配慮者を生み出さないための支援も必要であることを理解してもらう。

【読みテキスト】

- ・ 災害時の要配慮者については、災害対策基本法に規定されており、内容は、高齢者、障害者、乳幼児、その他支援が必要な人、となっています。
- ・ 以上から、一般的な認識では、高齢者と障害者だけと思われることが多くなっていますが、災害時には、妊産婦、乳幼児はもとより、文字や言葉が理解できない・しにくいという意味で外国人、疾病を持つ方も含まれます。また、例えば要介護高齢者でも認知症の有無や身体介護の必要、障害者も内部障害、外部障害等で支援が変わってきます。さらに、先ほどの説明のように、避難生活の中で心身の状態が悪化し、新たに支援を必要とする人も要配慮者に含まれます。
- ・ つまり、誰でも要配慮者になる可能性、避難者全員が要配慮者になる可能性もあるという認識も必要です。被災すれば、自分がその立場になる可能性もあるのです。
- ・ 市町村では、重度障害や要介護認定された方を「避難行動要支援者」として把握する傾向がありますが、要配慮者として考えられる範囲は広がっています。そして、今の日本では、少子高齢化が進み、在宅生活が推進され、核家族化や地域コミュニティの力が弱っています。災害によって要配慮者となる可能性の高い人々が増え、それを地域は受け止められるかを考えた時、災害の大小だけで地域への影響を図ることはできません。どのような地域であるのかを考えながら、要配慮者の問題を考えていくことが必要です。

社会福祉施設等（事業者）
況乱によって事業継続が困難に
入居者にも影響・スラックも疲弊困難
地域を支援したくてもできない

想定・準備なし、確保進まず

一般避難所（住民）
世帯数不在・適切な支援と
場所につながられない
環境整備ができない

災害発生

連携整備や体制確保の想定

避難者減少

救済減額

地域で在宅で暮らす人々（住民）
意欲のある人はより意欲に
支援不要になっても支援が必要に

住宅の被災者数

**市町村や都道府県
には情報上不足
（自治体）**

地域が連鎖して混乱

(スライドの目的と説明)

- ・災害時の被災地域について、在宅要配慮者の動きを中心に一般避難所、社会福祉施設、福祉避難所の状況を説明する。
 - ・ただし、これは、現在の課題であることを前提に説明する。福祉チームや体制が充実したときには、より良くなることを前提に話す。
- ※(注意)この後、この状況に災害派遣福祉チームが入り、改善された場合のスライドを説明する。

- ・災害時に想定される状況を説明します。こうしたことは、今までの災害でも起こってきました。
- ・これは、まだ災害派遣福祉チームの活動が行われていない状況です。順を追って説明します。

※各項目の前にクリックして動かしします。

- ・以上は、一般避難所が、福祉施設が、避難しようとする人々が、という個別の話ではなく、「地域が連鎖して混乱」している状態です。そして、その中で大きな問題を占めているのが、一般避難所で受け止められる人々が少ないということであり、その大きな原因として、避難生活を送る上での環境と体制が整っていないということがあげられます。

8.二次被害が発生防止に向けた一般避難所の充実

- ①要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難
→緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難
→介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要
- ②一般避難所の混乱
→避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、それができる人材も不足
- ③二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず
→運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

・一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
・一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に

一般避難所を機能強化し、受け止められる人々を増やすことが必要

1.行政説明-8

(スライドの目的と説明)

- ・ここまでの課題を整理し、一般避難所、福祉避難所、福祉施設などどこを充実すればこの課題が解決又はより良くなるのかを説明する。
- ・そして、専門職がおらず、環境が整っていない一般避難所を支援することが最善策であることを理解してもらう。

【読みテキスト】

- ・ここまでの説明では、要配慮者の課題について確認して来たところです。
- ・要配慮者支援は、医療だけでは、介護や障害、さらには、日常生活支援などの福祉ニーズ把握は難しく、平時と同様に医療と福祉の連携が必要です。
- ・また、一般避難所には、いち早く保健師は駆けつけるものの、高齢者・障害者等が避難生活をおくる場所・必要な支援の見極めを行うことは難しく、その人員も限られています。
- ・さらに、二次避難所となる福祉避難所への移送の判断や運用方法が決まっていないことなどから、福祉避難所の指定や協定を結んでも開設が困難・機能していない状況が多くみられています。さらに、福祉施設が指定されている場合、緊急入所の対応や一般の避難者が避難してくることで、さらに福祉避難所の開設が困難になるケースがみられています。

【黄色囲いを読む】

- ・これらを解消するためには、一般避難所の機能を強化し、受け止められる人々、つまり本日までご参加の皆さんで災害派遣福祉チームを結成し、活動できるチームを増やしていくことが必要です。
- ・以上の内容については、国の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の3ページにあります。
- ・1の3段落目には、「一般避難所に避難する高齢者や障害者、子どものほか傷病者等といった地域における災害時要配慮者の福祉ニーズを的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、1日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する。」としています。災害派遣福祉チームは、一般避難所での活動をするものとして規定されているのです。

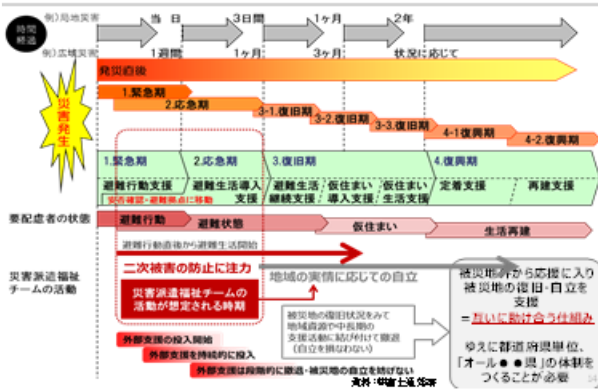
【構成】 I. 災害時の福祉が求められた背景 II. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム III. 県内の体制について	1.行政説明-中表紙 【読みテキスト】 次に、災害福祉ネットワークと災害派遣福祉チームについて説明します。
---	---

9.災害福祉支援ネットワークの構築 相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を发出 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html 都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため ①都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築 → 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する ②一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成 → 指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所に避難する災害時要配慮者に福祉支援を行う …地域力持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチーム組成が必要 → 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む 都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ＝オフィシャルチーム	1.行政説明-9 (スライドの目的と説明) - 改めて国の通知について説明する。 - 災害時の福祉支援を行うために災害福祉ネットワークは構築されており、国通知では災害派遣福祉チームの全国化を図るために活動場所や支援内容を示していることを念頭において説明する。 - 重要なこととして、災害派遣福祉チームは都道府県による公的なチームであり、福祉専門職のボランティアではないこと、相互支援が可能になるよう全国で同じ動きを取ろうとしていることを念頭におき、説明する。
---	---

【読みテキスト】

- 今までお話したような災害時の課題を解決するため、国（厚生労働省）は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を作成しました。
- その内容は、
 - ① 都道府県内に「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、そのネットワークは都道府県や社会福祉協議会、社会福祉施設等関係団体、市町村等を交えた官民協働で作ること
 - ② 災害派遣福祉チームを組成し、その支援先は、一般避難所であること・・・と明記されています。
- ここでは、一般避難所は地域に住む人々の多様性を反映するものであること、その中には要配慮者や要配慮者となりうる人々が避難していることから、災害派遣福祉チームは高齢、障害、子ども等、種別や福祉専門職の職能を超えて組織することとしています。これは、避難生活を送るあらゆる人々に対応できることを目指していることを示しています。
- しかし、全てを福祉チームで行うことは現実的ではありません。保健・医療をはじめとする他職種と連携して、又は地域資源の活用、既存の福祉サービスに繋ぐことで解決に導くことも重要な視点です。
- 災害派遣福祉チームは都道府県において設置されるものであり、都道府県の災害時の福祉支援体制を構成する重要な1つです。ゆえに、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）と同様に、オフィシャルのチームであり、公的な活動となります。

10.被災地の復旧・自立を応援する期間限定の仕組み



1.行政説明-10

(スライドの目的と説明)

- 先で説明した災害時の時系列のスライドに、災害派遣福祉チームの活動を追記。これは、一般避難所での活動であることに留意して説明する。
- 重要かつ特に説明すべきは、図の半分より下の箇所。受講者に理解してもらいたいのは、
 - ① チームの活動時期は応急期頃までで、期限がある
 - ② チームの活動期間は概ね3段階に分かれており、被災地外から支援に入ることで災害によって失われた機能をカバーしようとするものである
 - ③ そのため都道府県内で互いに支援ができるような体制をつくる必要がある

【読みテキスト】

- 避難行動によって一次被害（災害からの直接的な被害）から命が守られた直後から、避難生活が始まります。避難生活では、二次被害の防止に注力することが必要であり、災害派遣福祉チームの活動時期は、まさにそこにあたります。
- 被災地では災害によってあらゆる資源の機能低下が生じており、福祉支援の担い手である事業者等も同様です。よって、被災地外から支援が入ることが必要となり、これは災害時の支援の基本です。
- 災害派遣福祉チームの目的は、二次被害の防止です。しかし、被災地ではそれを自ら行うことが困難であることから、被災地外から応援に入り、被災地域の資源の復旧が見込まれる頃まで代わりに活動することになります。しかし、過剰な支援は地域の自立を損ないます。そのため、被災地外から入る活動は「期限のある」活動であることを強く認識し、最終的にはその活動を被災地域の活動に結び付けていくことが必要です。したがって、当初からその期限を念頭において活動することが必要です。
- 災害派遣福祉チームの活動の流れとしては、大きく①発災後の早い段階から外部支援が投入されて支援体制の立ち上げがなされる時期、②継続的に活動が続けることで、その支援体制を強固なものとしていく時期、③実施してきた支援や情報を、改めて被災地の資源に結び付けて撤退する時期、のようになります。

→クリック

- 以上は、被災地外から入る仕組みがないと成立しません。この仕組みは単に「助けに行く」ためのものではなく、「何かあったら自分たちも助けてもらおう」仕組みであり、互いに助け合う構造となっています。ゆえに、「オール●●県」のようにつくる必要があります。

11.災害派遣福祉チームの活動 ①福祉避難所への誘導 ②災害時要配慮者へのアセスメント（健康調査、ラウンド） ③日常生活上の支援 ④相談支援（福祉（要配慮者）相談窓口、何でも相談） ⑤一般避難所内の環境整備 ⑥本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告 ⑦後続のチームへの引継ぎ ⑧被災市区町村や避難所管理者との連携 ⑨他職種との連携 ⑩被災地域の社会福祉施設等との連携 （災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2)）	1.行政説明-11 （スライドの目的と説明） ・ガイドラインで掲載された活動＝災害派遣福祉チームが共通して行うべきこととして、しっかりと認識してもらう。 ・福祉チームの活動内容を具体的に説明する。 ・これは、国のガイドラインに沿って記載されているだけであり、特に上から順番にすべき、一番上を優先すべき等ではないことも説明が必要。
【読みテキスト】 ・これは、ガイドラインの4.(2)で福祉チームの具体的な活動内容として記載されている内容です。（国通知9ページ） ・実際には、定期的に医療・保健・福祉の分野がミーティングを行い、その過程で個別案件の相談や今後の活動方針が共有され、その中で災害派遣福祉チームとしての活動が決定していくことになります。 ・大切なのは、医療・保健・福祉と縦割りで動くのではなく、要配慮者支援・被災地支援として、避難生活での二次被害を防ぐという一つの目的のもと連携して活動することです。	
※各項目の内容についての補足事項は次のとおり ①福祉避難所への誘導 ・福祉チームが単独で行うのではなく、多くは、市町村の保健師が中心に進められると考えられるため、保健師と連携して取り組むことが想定されます。 ③ 災害時要配慮者へのアセスメント ・避難者の心身の状況を確認し、健康状況や困りごと等を確認します。従来は保健師が行っていますが、保健と福祉の合同チームで行うことで、保健と福祉の目線により詳細に状況を確認できます。なお、保健師は、「健康調査」とすることが多く、平成30年7月豪雨災害時の岡山県での一般避難所ではそのための巡回を「ラウンド」と称していました。 ③日常生活上の支援 ・今迄の大規模災害時には、国からの通知によって、一般避難所を自宅とみなして在宅サービスを提供する、急遽必要となった人のために緊急ケアプランを作成する等ができるようになっていきます。その場合、被災地域の社会福祉施設等の事業所が活動できる場合にはそれらを使うことが前提となりますが、その確保ができない場合、緊急的に実施する場合があります。また、そこに至らないまでも、ちょっとした支援等が求められる場合があります。しかし、いずれの場合にも「人の力・地域の力」を活かしていくことが大事です。よって、避難者が日常生活に戻ることを前提に、全てを支援するのではなく、なるべく自身で行えるようにする、又は、地域や避難者の互いの支援、いわゆる互助の力を活かせるように促すなどの工夫が必要です。いわゆる「やりすぎる支援」とならないよう注意が必要です。 ④相談支援 ・要配慮者となりうる人は、非日常的な避難生活を行う全ての人という観点から、相談支援として相談窓口の運営又は運営支援を行います。市町村によって、福祉相談窓口や要配慮者支援窓口として設置を準備している場合は、そこへの参画を想定します。もし、準備されていない場合は、避難所管理者と相談して「相談窓口」を設置し、②で回れない方々への相談に応じることで、その問題が小さい内に解決して行くことを目指します。その場合、保健等の他職種、行政とも連携して「なんでも相談窓口」とする等、広く相談を受け止める場とすることも効果的です。その中で話を聞くことで課題の芽を拾い、解決に繋げることは、普段のお仕事で行っているソーシャルワークでもあります。 ⑤一般避難所内の環境整備 ・避難所生活においても、バリアフリー・ユニバーサルデザインを目指す必要があります。その場合、段差	

解消等のハードの改善だけをさすのではなく、掲示板や放送内容等の情報発信の改善や室内空気環境の改善なども含まれます。以上は、全てを自らが行うのではなく、避難所管理者や保健師などに提案して行うこととなります。

⑥ネットワーク本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

- 適切な支援を継続して行い、速やかに復旧へと進めていくためには、チームを派遣するネットワーク本部等が現在の被災地の状況や情報を把握していることが必要です。そのため、活動の中で確認された内容や状況は、日報等によって各チームの班長やリーダーから避難所運営者やネットワーク本部等に連絡・報告されることになります。

⑦後続のチームへの引継ぎ

- 各チームの活動は概ね5日間程度であり、活動終了まで複数チームが継続して支援を行っていくことになります。そのため、チームが変わっても継続可能な支援、被災者主体の支援であることが必要であり、その意識をもってリーダーや仲間と話し合いながら活動を行っていくこととなります。

⑧被災市区町村や避難所管理者との連携

- 避難所を運営、管理するのは、市区町村や避難所管理者であり、活動に際してはその了解や連携が重要です。必要なことについては相談、情報共有を行う中で信頼関係を培うことが大事です。

⑨他職種との連携

- 一般避難所で健康管理班などが設置された場合は、そこに属することとなります。もし、そうした体制ができていない場合には、保健師をはじめとする他職種と連携して、一緒に支援できる体制をつくります。連携しながらアセスメントや相談業務を行うことは、支援対象となる被災者にとっても重複して聴き取りが行われる等の負担が得るものであり、いずれの活動においても常に心掛けることの一つです。
- 確認された課題を、自分や福祉のチームだけで解決しようとすることには限界もありますが、保健・医療の専門職である他職種連携を確実に行われることで、その解決の可能性も高くなります。また、被災地では医療・保健の専門職以外にも弁護士や行政書士等の専門職、傾聴やサロン活動のボランティア等の活動も見込まれるため、そうした活動を把握し、必要に応じて連携して取り組むことも大事です。

⑩被災地域の社会福祉施設等との連携

- 被災地域の社会福祉施設等は、福祉避難所への誘導先、緊急入所時の入所先となります。
- しかしそれ以外にも、「③日常生活上の支援」で述べたように、被災地域の社会福祉施設等の事業所が活動できる場合には、その力を活用していくことも重要な地域資源への支援の一つであることから、その状況を把握し、連携を取っておくことは必要です。

12. 災害派遣福祉チームがあった場合



1. 行政説明-12

(スライドの目的と説明)

- ここまでの話を踏まえ、7の図と対比して、災害派遣福祉チームが活動した場合を説明する。
- 災害派遣福祉チームのみで被災地域の福祉課題の全てを解決することは不可能だが、チームの活動体制が整った際のイメージを持ってもらうことを目的に説明する。

【読みテキスト】

- 先で説明した「7. 災害時に想定される状況（災害派遣福祉チームがない場合）」に対し、災害派遣福祉チームの活動ができる体制があった場合の例をみてみましょう。
- 登場人物は、前と同じ在宅の要配慮者で、オレンジ色が災害派遣福祉チームのチーム員となります。

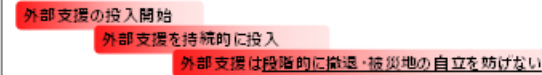
※読む前にクリック

- ① 災害が発生し、要配慮者は一般避難所に避難します。一般避難所には、要配慮者にも配慮した福祉避難コーナーの確保等の避難所環境が整備されています。
- ② 「①福祉ニーズ把握」では、被災地にはオレンジ色の災害派遣福祉チーム員が派遣され、医療・保健の他職種とも連携し、被災地域における福祉ニーズや支援対象と考えられる避難所の状況等、今後の支援計画に結び付く情報を市町村や都道府県にあげます。それらに基づき、チームの派遣は決定されます。
- ③ 以上の活動に続いて、もしくは継続して、「②スクリーニング」で要配慮者等へのアセスメントやスクリーニングなどを実施します。その中では避難生活を送る場について、支援の要否も含み確認していくことが必要であり、
- ④ 見守りがあれば一般避難所で生活できるのか。
- ⑤ それとも環境の整った福祉避難コーナーでの生活が適切なのか。
- ⑥ 福祉避難所への移送が適切なのか。
- ⑦ それとも緊急入所が必要なのか等を確認します。保健師が先に活動を開始している場合、以上が一定程度進んでいることが予想されますが、避難生活の中で新たに環境を変えることが必要な人が出てくることも予想されるため、以上は適宜実施される可能性があります。
- ⑧ こうした「場の移動」を伴う活動は、災害発生からあまり時間をかけずに行われ、その後は「③日常生活の支援」として、重度化や悪化防止のための課題の早期発見と対応によって二次被害の防止を注力することが重要となります。
- ⑨ 以上によって一般避難所が安定することで、一般避難所で受け止められる人々は大きく増えることになります。福祉施設に殺到する人々は減り、緊急的に受け入れた場合にも、少し落ち着いた後に一般避難所への移動を促すことも可能となります。そのことによって社会福祉施設の混乱は大幅減り、事業継続や緊急入所の受入体制が整う可能性も高くなります。
- ⑩ 地域で暮らす人々は、極力自宅に近い一般避難所で個々の状況に適した場所と支援が得られることで、二次被害の発生が防がれるようになります。これは、先に説明した△の図の悪化の上昇を防ぐことであり、このことで新たな要配慮者の出現を防ぐことになります。
- ⑪ 先程説明した「7」の図と異なり、こちらでは地域の混乱は大幅押さえられることになります。そして、災害派遣福祉チームからネットワーク本部、市町村、都道府県に正しい情報が伝わることで、さらに外部支援が必要等の適切で的確な対応がされるようになります。

- 以上については、市町村の責務として、国通知12ページ1行目のとおり、「災害発生時においては、一般避難所及び福祉避難所の運営状況を適切に把握し、福祉支援の必要が認められた場合には、ネットワークを介して必要な支援の要請を行うこと。」とされ、市町村が避難所の状況を把握することで、福祉チームの派遣を要請することとなります。よって、この体制は、市町村・都道府県等の自治体、地域の資源であり福祉専門職が働く福祉事業者、地域住民と一緒に地域全体で取り組むことでしか実現せず、その要となっていくのが「災害派遣福祉チーム」の存在なのです。

13. 災害時の活動のためには平時からの体制づくりが重要

被災地外からの支援のプロセス（一部再掲）



災害はどこで起きるか分からない＝互いに支援しあえる関係が必要

⇒まずは都道府県内でネットワークをつくる必要がある

…そして災害時に支援しあえるためには、災害が起きる前＝平時において

- 県内や広域間で同じ仕組みを持ち、互いに支援できるようにする
- 外部からの支援をうまく受けられるよう、受援体制を整え、受援力を高める

…ことが必要となる
平時においては、チーム員は地域住民・自治体と一緒に
自分たちの地域を強くしていくことが重要

災害時に備えた福祉支援体制づくりは、社会福祉法人や社会福祉施設、福祉専門職による「地域における公益的な取組」の1つであり、取り組むべきである。
それだけでなく、自分たちの利用者・仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもある。

1. 行政説明-13

（スライドの目的と説明）

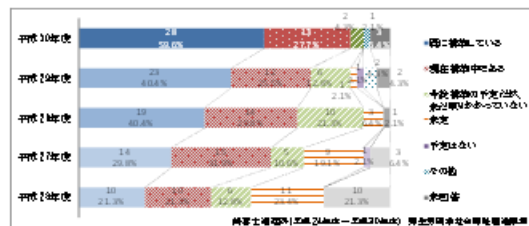
- 平時の活動へのモチベーションを持ち、自分たちの日々の活動との関係を見出せるよう説明する。
- 災害派遣福祉チームは、誰かを「助ける」ためだけの仕組みではなく、自分たちも「助けてもらう」ためのものでもある。
- うまく助ける・助けてもらうには、平時から環境を整えておく必要があり、その体制づくり、災害に強い地域づくりにチーム員自身が参画していくことの必要性がある。

【読みテキスト】

- 災害が発生した場合、被災地は大きくその力を失います。そのため、災害が発生した場合、支援のプロセスとしては、はじめに外部支援を投入して体制を構築し、外部支援を持続的に投入することで支援体制を充実させ、地域の復旧状況を見て段階的に撤退することで被災地の自立を妨げないという3つの段階を経ることになります。
- 災害はどこで発生するかはわかりません。ゆえに、互いに支援しあえる関係をつくる必要があります。このネットワークは都道府県内で相互に支援を行えるためのものでもあります。また、このネットワークは都道府県共通で作ることを進めていることから、大規模な災害の場合には他都道府県と相互支援を行うことも可能です。
- しかし、こうした体制は災害時に一気に作られるものではなく、災害の無い平時に作っておく必要があります。そして、支援のための研修や訓練を進めるだけでなく、適切に支援を受けられるような「受援力の高い」強い地域をつくり、チームの活動のしやすさ、そして自分たちの地域が早く復旧・復興へと歩みだすことの可能性を高めておくことがチーム員の仕事として必要です。
- このように災害に強い地域づくりを進めていく活動も重要であることから、平時には、チーム員は地域で地域住民・自治体と一緒に自分たちの地域を強くしていくための活動に取り組みます。国通知でも、市町村の責務として「市町村が行う防災訓練へのチームの招聘、情報の提供その他必要な協力を行うこと。」（11ページ下から2行目）とあり、平時の活動を市町村と連携して取り組むことを規定しています。以上から、こうした取組は災害時に備えた福祉支援体制づくりとして、社会福祉法人や社会福祉施設の「地域における公益的な取組」の1つにもあげられています。
- 以上のように、災害派遣福祉チームの活動は地域とのつながりを強化し、人々が自分らしい生活を送ることができる強い地域をつくるためのものでもあり、福祉専門職としても重要な取組でもあります。さらに、自分たちの利用者、仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもあり、自分の所属する事業所での防災訓練、BCPの作成等に関わることで、体制を強化していくこともチーム員に期待される活動です。

14. 全国の動き

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 既に構築している	10	14	19	23	28
2 現在構築中である	10	15	14	12	13
3 半構築の手続きだが、まだ取りかかっていない	8	5	10	8	2
4 未定	11	9	3	1	0
5 予定はない	0	1	0	1	0
6 その他	0	0	0	2	1
7 未回答	10	3	1	2	3
計	47	47	47	47	47



1.行政説明-14

(スライドの目的と説明)

- 全国での構築状況を説明する。

【読みテキスト】

- 2018年度末では、ほぼ全国の都道府県で取組に着手しており、半数以上においてネットワークが構築されています。

※このスライドは、最新情報に更新されたときは、その内容を投影します。

※将来的に、全国で組織された場合は、各都道府県のチーム員数などのスライドに変更されることが考えられます。

15. 派遣事例①

熊本地震（2016年4月）

- 岩手県に熊本県チームが県内派遣され、熊本県からの依頼で広域派遣された2府県のチームと共に1か所の一般避難所を拠点に活動する
- 岩手県 2016/4/28-5/18(5日)
- 京都府 2016/5/12-5/31(3日)



台風10号災害（2016年8月）

- 岩手町に岩手県チームが県内派遣され、医療・保健の他、福祉との連携で「岩手保健・医療・福祉・介護連携会議」を設置、2か所の一般避難所を拠点に保健師・健康・福祉相談コーナー運営や相談支援等の善化防止に取り組む
- 岩手県 2016/9/1-10/7 (チーム員54名・ボランティア8名)



1.行政説明-P15

(スライドの目的と説明)

- 具体的な派遣事例を示し、活動内容を理解してもらう。

【読みテキスト】

- 具体的な活動として、派遣事例を紹介します。
- 左の2016年の熊本地震は、初めて都道府県の災害派遣福祉チームが1か所の一般避難所を拠点に活動した事例です。この時には、2府県が連続して広域派遣を行うことで、地元である熊本県チームの活動を支援しました。
- この時、熊本県チームと他府県チームと一緒に活動しています。左上の写真はアセスメント、右上は保健師との情報共有の状況です。左下は熊本県チームと岩手県チーム、右下は熊本県チームと京都府チームの打ち合わせ状況です。
- 右の台風第10号災害は同じ年に発生し、岩手町で支援活動が行われました。この時は岩手県チームが県内派遣され、2か所の一般避難所を拠点に活動しました。この時には、「岩手保健・医療・福祉・介護連携会議」が設置され、地域の情報を共有して活動計画を立てる等、さらに一歩進んだ支援が行われています。
- 写真の左上は連携会議の状況、右上はヘリポートから広域避難する際に実施した直接支援やアセスメントの状況です。左下は、一般避難所内で医療職と一緒に要配慮者のアセスメントをしている様子です。

17.派遣後の取組事例（平時）①



総合防災訓練（京都府）
保健・医療・福祉の専門職と地域住民が
一緒に防災訓練に取り組む



啓発・周知のためのリーフレットやパネル（岩手県）
地域住民への普及・啓発、活動紹介のために
資料を作成

1.行政説明-17

（スライドの目的と説明）

- ・災害時に支援を行うだけでなく、平時に強い地域づくりを行うことも大事な活動であることから、平時の活動を紹介し、イメージを持ってもらう。

【読みテキスト】

- ・災害で活動したチームには、さまざまな気づきがありました。それは「災害時だけではなく、平時から強い地域にしておくことが大事だ」ということです。ここではその後どのようなことに取り組んでいるかを紹介します。
- ・左の京都府の「総合防災訓練」では、市町村の防災訓練に保健・医療の他職種も参加して訓練をしています。この訓練では、地域住民が災害時の状況を知り、その対応を考えるだけではなく、そこで活動する専門職や役割を知ることも大事な目的です。そして、専門職も含み、各自が何に取り組むべきかを確認する意味もあります。
- ・上の写真は福祉チーム員と看護師による合同アセスメントの様子です。下の写真は、保健・医療・福祉のミーティングの様子となります。
- ・災害時に災害派遣福祉チームが極力スムーズに活動するためには、あらかじめ「知ってもらおう」ことが有効です。右の岩手県の「啓発・周知のためのリーフレットやパネル」は、活動を広く知ってもらうために作成、配布して広く周知を図っています。こうした資料の作成に加わる、それを利用して紹介することもチーム員の活動の一つです。

※都道府県でパンフレットを作っている場合は、そのパンフレットやパネルを添付

18.派遣後の取組事例（平時）②



1.行政説明-18

（スライドの目的と説明）

- ・災害時に支援を行うだけでなく、平時に強い地域づくりを行うことも大事な活動であることから、平時の活動を紹介し、イメージを持ってもらう。

【読みテキスト】

- ・静岡県では、「平時の活動」として「医療保健関係」、「専門職・行政」、「地域」、「教育機関」にも、チーム員自らが出向き、活動しています。
- ・左の写真では、子どもたち向けに開催された防災イベントでチーム員が活動しています。右の写真では、地区の防災研修会にチーム員が出向いて講師を務めるなどして防災意識の向上や共に地域をつくるための取組を行っています。
- ・こうしたことに取り組むためには、地元市町村、地域住民との連携が大切です。一人で取り組むのではなく、ぜひとも同じ地域・近くの地域のチーム員と一緒に取り組んでいただければと思います。

19.二次被害の防止・被災地域の自立を支援する

災害派遣福祉チームが心しておかなければならないこと

●被災した人々に対しては、二次被害の防止

- その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、他種と連携して二次被害の防止に取り組み、生活再建につなげていくことが必要

●被災地域に対しては、被災地域の自立性の尊重

- 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「リリーフ」であるゆえに、災害派遣福祉チームの活動には「期限がある」
- ゆえに、チームの活動当初から自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動を心がける

× 自分がやりたい支援・やりすぎの支援は禁物

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

1.行政説明-19

（スライドの目的と説明）

- ・Ⅱの最後のスライドであり、今まで説明した内容での重要事項の確認をする。

【読みテキスト】

- ・あらためて重要なことを再確認します。

※「×やりたい支援・やりすぎの支援は禁物」までは、基本的に読み上げでOK

→[ここをクリック](#)

- ・災害派遣福祉チームの活動は、二次被害の防止のために被災地外から応援に入るチームです。そして、被災地域の自立性を尊重することから、最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐという意識を持ち、活動するものであることを忘れないでください。

【構成】

I. 災害時の福祉が求められた背景

II. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム

III. 県内の体制について

※各都道府県の状況に基づく資料

24

1.行政説明-中表紙

(スライドの目的と説明)

- ・以降は、各県の状況に置き換えて説明する。

20.内容例

都道府県の体制	・体制図 ・ネットワーク構成団体 等
チーム員の状況	・現在の登録状況（人数・所属・資格・圏域等）等
チーム員の登録手続き	・登録要件（資格等要件） ・登録手順（方法、手順、留意事項） ・変更手続（退職や異動時の対応等） 等
登録後の流れ・情報提供等	・災害時の派遣方法や発災後の活動フロー ・情報発信や啓発用資料 ・ホームページ 等
研修計画（育成）	・研修や育成の視点 ・研修計画や訓練等 ・平時の活動 等
都道府県からのメッセージ	・チーム員に対する期待・エール ・都道府県が目指そうとしているもの 等

各都道府県の状況にあわせて作成・説明

25

1.行政説明-20

(作成要領)

- ・各県の状況に合わせて適宜作成し説明する。内容として想定されるものは、記載のとおり。
- ・ただし、その際の内容は、国通知にも示されている「一般避難所の支援」についてである。（支援対象がそれ以外にある場合は、一般避難所の内容に加えて、の記載となる）

※以降は京都府の例であり、読みテキスト等はありません。都道府県の内容に置き換えてください。

仮(各県資料)

京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)

- ・正式名称:京都府災害派遣福祉チーム
- ・略 称:京都DWAT(京都 でいーわっと)
- ・チーム数:府内12チーム ※京都DWATパンフ裏面参照
- ・登録者数:147人(R1.5月末現在)
- ・事務局:京都府、京都府社会福祉協議会
- ・活動内容:災害時の避難所等における福祉的支援
平時の活動を通じた地域福祉防災の向上

<京都府災害時要配慮者避難支援センター>

- ・設立 平成25年3月
- ・組織 医療関係6団体、福祉関係14団体及び行政団体で構成
- ・センター長 京都府健康福祉部長

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 26

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)チームの説明

仮(各県資料)

チーム員の登録状況

-登録人数: 147名(令和元年5月末現在)

-各圏域別人数:

事務局:11人
計 136人

圏 域	人 数
京都市の北・左京	9
京都市の上京・中京・下京・南	8
京都市の東山・山科・醍醐	13
京都市の右京・西京・洛西	8
京都市の伏見・深草	9
乙 訓	7
山城北	20
山城南	8
南 丹	14
中丹西	5
中丹東	12
丹 後	22

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 27

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録状況の説明

仮(各票資料)

チーム員の登録手続き①(登録要件)

登録要件

・原則、福祉関係資格を有し次のいずれかの要件を満たす者

- ①京都府災害派遣福祉チーム員養成研修を受講した者
- ②福祉避難サポートリーダー養成研修を受講した者
- ③その他、災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等、京都府災害時要配慮者避難支援センターが適当と認めた者

※①②は、センターに参画する団体から推薦を受けるものとする
 ※③の記載する研修については、受講予定者を含むものとする

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 28

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録要件の説明

仮(各票資料)

チーム員の登録手続き②(登録手順)

登録手続

・登録要件【①②】

- ①団体から推薦申出(直接ご連絡いただいてもOK)
- ②センター事務局から登録予定者あてに登録フォームを連絡(原則、オンライン登録です。)
- ③登録予定者本人がオンライン登録画面で入力
- ④登録後、登録結果について団体に通知

・登録要件【留意事項】

登録前に所属の了解を得てください。
 ※災害時に出勤する可能性があること(必須ではない)、
 平時に地域での活動に参加することなど

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 29

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録手続きの説明

仮(各票資料)

チーム員の登録手続き③(変更手続)

登録変更

- ①連絡先(メールアドレス等)の変更、資格の追加及び住所等の変更は、事務局まで連絡(メール)
- ②所属又は団体が変わった場合は、新たな所属の所属長の了解を得た上で、事務局まで連絡(メール)
- ③合わせて、団体にも連絡願います。

※チーム員の異動により、異動後の所属先が団体に属していない場合又は継続して登録を希望する場合
 → **登録要件③の規定によりチーム員として継続することができませんので事務局に相談願います。**

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 30

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録変更の説明

仮(各票資料)

登録後の流れ(災害時)

災害時

- ①災害準備情報の発信(派遣の有無等)
- ②センター事務局から団体・所属長・チーム員(登録アドレス)あて派遣要請連絡
- ③チーム員よりセンター事務局あて派遣申出
- ④センター事務局からチーム員・所属長・団体あて派遣決定連絡

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 31

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録後の流れの説明

仮(各票資料)

登録後の流れ(平常時)

平常時

- ・**研修案内**
 - ①センター事務局から団体・所属長・チーム員(登録アドレス)あて研修案内
 - ②団体にて出欠をとりまとめ、事務局あて提出(個人からも可)
- ・**日頃の情報共有等**
 - ①各チーム又はチーム員からセンター事務局へ平時の活動報告とりまとめ
 - ②事務局から、全チーム員あて活動報告の共有
 - ③講演会への講師やイベント参加依頼
- ・**チーム員からの情報提供**
 - 情報を共有して災害時・平時の活動に生かす。

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 32

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録後の活動

仮(各票資料)

登録後の流れ(平時の活動に向けて)

平時の活動の推進 → **平時のチーム・地域づくり**

- ①各チームの地域での活動支援
 - 活動に際して必要な備品やデータ等を提供
 - 段ボールベッドを各チームに配置
- ②各チームへの活動費補助
 - 活動時の費用を補助 活動に必要な物品等の購入に係る費用等を補助
- ③平時の活動の共有
 - 各チームの活動結果をメールにて共有

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 33

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)登録後の活動

仮(各票資料)

登録後の流れ(活動・活動費補助の流れ)

(1)日程等、活動概要決定

(2)「平時の活動計画書及び経費申請書【様式1】」提出

- ▶事務局にて活動内容や申請物品、経費等について確認
- ▶申請経費がある場合は補助可否について事務局より連絡

(3)活動終了後、「平時の活動報告書【様式2】」及び「請求書【様式3】」(領収書等添付)を併せて提出

- ▶活動経費は、提出書類確認後、振込による精算払

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 34

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動支援内容

仮(各票資料)

登録後の流れ(名刺の作成～活用)

(1)作成 ▶3パターン①の基本様式に所属圏域・氏名を入力

- ②基本様式を基に所属や職種、連絡先等を追記
- ③既存の名刺に京都DWATチーム員を明記

(2)印刷 ▶基本様式を用いて作成される場合は、提供する用紙を使用

- ▶用紙は、初回は本研修でチームごとに配布し、追加で必要な場合は随時事務局に連絡

(3)活用 ▶災害時や平時の活動の際に活用

- ▶研修に参加の際には名札ホルダーに入れて持参

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 35

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動支援内容

仮(各票資料)

登録後の流れ(名刺の具体例)

【記載例】

京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)チーム員
 京都府災害派遣福祉チーム
 京都DWAT ←カラーで修飾してもOKです！
 京都DWAT(○○○エリアチーム) など

【誤り例】

× 京都府災害福祉チーム × 京都府DWAT
 × D-WAT(ハイフンは不要)

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 36

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動支援内容

仮(各票資料)

登録後の流れ(まゆまる活用例)

・京都府の公式ゆるキャラ「まゆまる」の京都DWAT専用ver.作成
 →平時の活動:講演資料、名刺、啓発グッズ等に使用
 災害時の活動:ワッペン、シール等他チームビブスに貼り統一感確保

【全6種】

京都 DWAT 京都 DWAT 京都 DWAT 京都 DWAT 京都 DWAT 京都 DWAT

①文字のみ ②正面(文字付) ③右向き ④左向き ⑤歩く ⑥喜び

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 37

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動の広報

仮(各票資料)

登録後の流れ(活動環境の整備①)

①活動環境の整備

・京都DWATビブスを配布

災害時だけでなく
 平時の活動の際にも
 活用できるよう配布！



Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 38

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動環境の整備

仮(各票資料)

登録後の流れ(活動環境の整備②)

②活動時の保険加入

・京都DWATとして保険加入
 以下の3タイプで加入し、チーム員の安全性を確保

- 府内派遣:日帰り～2日(1泊2日)
- 府外派遣:3日～7日(6泊7日)
- 訓練:日帰り～2日(1泊2日)

※ただし、活動に対する報酬はなし。各所属からの派遣を基本として活動。
 研修参加についても事務局からの支給はありません。

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 39

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動環境の整備

仮(各県資料)

登録後の流れ(活動情報の提供・発信)

- ①府ホームページでの発信
<http://www.pref.kyoto.jp/fukushi-hinan/kyotodwat.html>
「京都DWAT」で検索
- ②京都DWAT/パンフの活用
チーム員の皆さんと作り上げたパンフです。
災害時、平常時で活用できます。
- ③活動状況の広報・啓発(パネルも作りました！)
研修の取材依頼、メディア、啓発ブースを活用した周知

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 40

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)活動後の情報提供・発信

仮(各県資料)

チーム員の皆さんと共に強い地域を

京都DWATのチーム運営は、事務局とチーム員の皆さまとで作り上げています。

災害発生時には速やかに、平時もメールにて情報を発信します。

今後の更なるチームの充実に向けて、引き続き、ご意見等をお聞かせ下さい。

 kyotodwat@pref.kyoto.lg.jp

Kyoto Disaster Welfare Assistance Team 41

1.行政説明(本テキストのみ例として掲載)

例)都道府県からのメッセージ・呼びかけ

② 演習Ⅰ「ディスカッション 避難所における福祉ニーズを考える」

-1.内容

1. 演習の目的

- ・ 災害派遣福祉チームのチーム員として活動するための動機づけ・マインドセットがなされる。
→チーム員としての動機づけ・マインドセットは、実際の活動の背骨となるもの。それを正しく獲得することで、自身の頭で考え、福祉専門職としての力や経験・強みを活かした活動が行えるようになる。



(研修後の受講者)

二次被害の原因となる一般避難所における福祉ニーズ/生活ニーズをしっかりと考え、とらえることで、その背景にある課題と解決策をさまざまな視点で考えられるようになる。

…可能性を考えられることで「想定外」が減る・自分の頭で考えることで自律的な活動に結びつく

解決策の検討をする中で、福祉専門職として、災害時だけではなく、平時から行っておくべきことがあることに気づく

…今後の活動に際しての「自身の姿勢」が持てるようになる

2. 想定される講師

- ・ ネットワーク事務局の担当者・災害派遣福祉チームのチーム員

3. 必要資料

- ・ パワーポイント「演習Ⅰ」(投影のみ)
※演習スライドは印刷・配布しない (講師が演習スライドを前方に写し、説明をしていく)
→最初から正解を見せるのではなく、段階的に気づき理解していくように促す
- ・ ワード「平時の準備シート」A3に印刷(演習時に使用)・各グループに1枚
- ・ 模造紙・各グループに1枚(横長で使用)
- ・ 付箋紙:5.0 cm×7.5 cmのものを2色・各グループに2束(100枚セットを想定)
※7.5 cm×7.5 cmは大きすぎるため、上のサイズが望ましい
- ・ マジック:裏写りしないもの8色組セット等・各グループに1セット・付箋記入用
- ・ マーカー:裏写りしないもの・貼った付箋をグルーピングする際等に使用するが、マジックでも代用可

4. 実施時の留意事項 ※演習Ⅱも共通

【グループの作り方】

- ・ 1グループは6名程度まで…全員が発言できること・きちんと話し合える規模にする。
- ・ グループの構成は多職種で…多職種で協議することで色々な視点を得られるようにする。
- ・ 地域を意識したグループ …後々実施する平時の地域での活動の種まきのため、圏域を意識してみる。
(登録研修で難しければ、次の研修からやってみる)

【研修の進行・講師について】

- ・ 災害派遣福祉チームが目指すのは、二次被害の防止、被災地の自立と復旧・復興である。そのために福祉専門職の専門性を活かしていくには、まずはそこにどのようなニーズがあるのかを自分自身の頭でしっかりと考え、把握できるようになることが必要である。
→実施時には、それに気づけるようなヒントや検討の視点を、ワーク中に提供していくことも大事である。

- ・ 大規模災害時には、必ずと言っていいほど「想定外」という言葉が聞かれるが、現場でも予想しなかったような状況に直面し、対応をせまられることがある。その中では、「状況を受け止めて、自分の頭で考えられること」が大事である。
 - 一般避難所には多岐に渡るニーズ・見えないニーズが存在し、課題の解決方法も一つではない。演習は、それを知り、そこで福祉専門職の自分は何かができるのかを考えるプロセスの経験でもあり、一旦今までの頭のタガを外してもらうことも大事であるため、自由に考えられる場づくりに努める。
- ・ 一般避難所で発生する福祉ニーズは、多岐にわたる。そのニーズを受け止め、課題を整理し、その解決を図るには、災害派遣福祉チーム員が実施する人的支援だけではなく、他職種と連携して実施することで実現するもの、他団体の力を活用することで実現するもの、環境や物資等の物理的な支援で実現するもの等、さまざまな方法が考えられる。
 - グループワークで他者と協議をすることによって、自分だけでは発想しえない視点、対応策等を知り、チームとして活動することの有用性を実感できる、闊達な議論が進むように適宜支援をする。
- ・ 災害派遣福祉チーム員の活動を効果的に行い、二次被害の発生防止に務めるためには、「災害時」にあらためて考えるのではなく、「平時から進めておくべきもの」も多くある。そして、それは普段、参加者が取り組む地域共生社会/地域包括ケアシステムの取組の一つでもある。それに各自が気づくことは、災害時の体制や災害派遣福祉チームの活動を充実させるだけではなく、福祉専門職としての資質向上、地域への貢献の第一歩でもある。
 - 本演習では、災害時だけではなく平時に取り組むべきことを自身の頭で考えてもらう＝必要性を納得して活動に取り組めるよう、心の準備(マインドセット)ができることを重視する。

講師においては、以上を理解した上で、研修を進行していただきたい。但し、先回りして検討を誘導しては本演習の意味がなくなるため、留意する。また、専門職の場合、演習が答え探しとなる、内容が目に見える課題や支援等の一定方向に偏ってしまうこともある。そのようにならないよう、講師は随所で視点を提示する等して、議論が活発に進むよう支援する。

-2.資料の構成

I. はじめに		10 分
1. 表紙		
2. はじめに(演習の説明)		2 分
3. 状況の概要(設定)		2 分
4. 写真イメージ		1 分
5. 演習手法(ブレンストーミングとKJ 法)		5 分
II. 演習		90 分
6. 手順 1-1:避難所における福祉ニーズ		10 分
7. 手順 1-2:避難所における福祉ニーズ		15 分
8. 手順 2-1:避難所における福祉支援		10 分
9. 手順 2-2:避難所における福祉支援		10 分
10. 手順 3:災害時要配慮者支援の準備		15 分
11. 手順 4:発表(ポスターセッション方式)		15 分
12. 手順 5:発表内容の共有		10 分
13. おわりに		5 分
		100 分

※時間は各スライドの所要時間(想定)

-3.説明資料等（パワーポイント）

※赤い文字はスライドの所要時間(想定)

【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 ディスカッション 避難所における福祉ニーズを考える ●●県 災害福祉支援ネットワーク事務局 (〇〇災害支援センター、災害派遣福祉チーム事務局 など) 1	2.ディスカッションー表紙 ・ 本研修はグループワーク方式で行います。 ・ 読みテキストはありませんが、スライドの文章を使って読み進めていくことができます。 ・ 制限された時間内に検討を行う訓練も兼ねていますので、時間を守って進めていくことは大切です。 ・ 以下の説明は、スライド説明時のポイントです。
はじめに（演習の説明） 2分 ● 前段の行政説明では、災害時要配慮者支援の概要および災害派遣福祉チームの活動経過について学んできました。それを受け、後半の演習では、支援のターゲットとなる「一般避難所における福祉ニーズ（生活ニーズ）」について考えていきます。 ● 演習手法は「ブレインストーミングとKJ法」等を活用して整理を進めていきます。 4	2.ディスカッションーはじめに 【スライドの目的】 ・ 演習方法を説明する。
<ポイント>演習の目的と動機づけ 1. この演習の目的は、チーム員が「自分達のチームは自分達で作る」という自覚（主体性）を持つこと、つまりマインドセットすることです。演習では、チーム員が自分から生き生きと演習に取り組む雰囲気を何よりも重視して下さい。 2. 災害派遣福祉チームが目指すのは二次被害の防止、被災地の自立と復旧・復興です。受講者が考える際に、避難者の役割、地域資源の活用を意識できるよう声かけをしましょう。 3. 大規模災害時には、必ずと言っていいほど「想定外」という言葉が聞かれます。この演習では、二次災害の原因となる「避難所における生活ニーズ」をしっかりととらえ、「想定外」を減らしていきます。 4. 状況を見て、短い時間で「課題を抽出し、整理する手法」は、被災地での支援、状況判断の訓練にもなります。	

状況の概要（設定） 2分 ● 2019年6月21日（金）の夜9時過ぎ、M7.0の地震が発生しました。いくつかの家屋は半壊となり、余震が続いているため、弱い雨の中、夜のうちに住民の多くが町立小学校の体育館に避難しました。住民の中には、要介護高齢者や障害児者、乳幼児といった要配慮者も含まれているようです。 ● 本日は6月25日（火）、発災から5日目です。発災の翌日には自衛隊により仮設トイレが設置され、パンや弁当の配布が行われています。床に柔道の畳等を敷いて2～4畳を1つの家族で使用、段ボール等で簡易な仕切りを立てて生活している状況です。	2.ディスカッションー状況の設定 【スライドの目的】 ・ 災害の概要を伝える。
--	--

<ポイント>日時や災害種別などの設定について

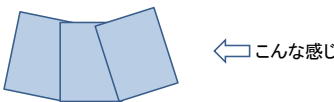
1. 日時を「研修当日の日時」に合わせると、気温や天気などをよりリアルに感じることができます。
例）研修日が4月10日（金）の場合→4月7日（火）に設定
2. 災害の種類によって一般避難所の状況や課題、生活ニーズは異なります。今回は地震で演習を進めますが、災害種別による状況や課題の違いに焦点をあてて考える（例えば、災害別で比較検討する、各県で起こり得る災害を検討する）ことも今後の研修プログラムとして考えられます。

※避難所例	2.ディスカッションー避難所例 【スライドの目的】 ・ 写真を見て、イメージを持ってもらう
--	---

<ポイント>写真を見てイメージする時間をつくる

1. 実際に避難所に行ったことが無い人も受講者には含まれます。写真を見てもらうことで、「こんなに人がいるのか」、「通路がないな」、「お手洗いに行くのも大変だろうな」等、少しでも考えてもらい、イメージしてもらうことが大事です。どうしても演習では先を急ぎがちになりますが、30秒程度でも良いので、考えるための「間（ま）」を作りましょう。誘導しないよう注意が必要ですが、考えてもらうためのヒントとして、「まだ、段ボールベッドも入っておらず、避難者のエリアも分けられてはいないようです。皆、床に寝てしまっているようですね」等の最小限の声がけもあるかもしれません。

演習手法（ブレンストーミングとK J 法） 5分 【ブレンストーミング】（発想法） 与えられたテーマについて、付箋紙に可能な限り項目を書き出します。常識にとらわれず、とにかく思いつく限りのことを書き出してください。多いほど良いです。 尚、1 枚の付箋紙には 1 つの項目をマジックで書いてください。 【K J 法】（分類法） それぞれが書いた付箋紙を出し合い、同じものや類似しているものを集めて模造紙上に配置、分類します。分類項目（付箋紙の集まり、島）が大きすぎれば内容を精査して分割、また、分類項目同士で似ているものは近くに配置してください。そして、最終的に分類項目ごとに内容を象徴する名称を付けてください。 ⇒○色の付箋紙を15枚ずつ、マジックを1本ずつ取って下さい。	2.ディスカッション-演習手法 【スライドの目的】 ・ 演習手法を理解する。
＜ポイント＞演習の準備 1. 2色準備した付箋紙のうち、1色を指定します。全てのグループが同じ色で作業すると、あとで全体共有しやすいため、統一しておくことが有効です。 例）最初のテーマは水色、2回目は黄色 2. 付箋紙を15枚程度ずつグループのメンバーに分けます。厳密ではなく、枚数は適当で問題ありません。 3. 好きな色のマジックを1人につき1本取り、演習の間はそのマジックを最後まで使います。それによって、付箋紙に記入した内容が誰のものか、すぐにわかります。但し、黄色は見えにくいので除きます。	
手順 1 - 1：避難所における福祉ニーズ 10分 (8分) ● 災害発生から5日目の避難所における福祉ニーズ、すなわち生活ニーズとして考えられることを書き出して下さい。 ● その際、避難者からの要望等として直接あがってくるニーズだけでなく、表明しにくい（できない）潜在的ニーズも含み、想像力（もし○○ならという想定力）を働かせて可能な限り多く書き出して下さい。	2.ディスカッション-手順1-1 【スライドの目的】 ・ 作業の説明：考えて書いてみる
＜ポイント＞たくさん書くための促し 1. まずは受講者の個人作業で考えます。 2. 難しく考えず、とにかく数多く出せるように促します。 3. あまり詳しく書きすぎないように注意します。 4. 大括りにならないように具体的に記入します。例）生活物資（大きすぎる×）→それはどのような？	

手順 1 - 2 : 避難所における福祉ニーズ 15分 (13分) ● プレーンストーミングであげた避難所における福祉ニーズを模造紙に出し合い、K J 法によって分類・整理します。同じものや似たものについて以下のように一部を重ねて配置（島ごとに移動可能に）していきます。  ● 付箋紙を提出する際は必ず口頭で発言、グループで共有しながら配置して下さい。また、分類・整理の過程で思い付いたものがあれば付箋紙に記入して追加して下さい。	2.ディスカッション-手順1-2 【スライドの目的】 ● 作業方法の説明: 皆で共有する
＜ポイント＞KJ法の留意点 1. 各自が考えた内容をグループで共有し、検討します。 2. 司会を決めた方が作業はスムーズに進みます。誰がいいと思うか、互いに指をさして決める「指名方式」は場が和み、お勧めです。 例) メンバーの顔を見て→心の中で一人を選ぶ→合図で指さし→指名の多い人が司会となる (同点の場合はじゃんけんで決める 等) 3. 1 人が連続して手持ち全ての付箋紙を出してしまうグループがみられます。1 枚ずつ出して「私も同じ」「似ているものがある」等、会話を重ねて島を作ります。 4. 思い付いたものがあれば付箋紙に書いて追加するよう促します。	
手順 2 - 1 : 避難所における福祉支援 10分 (8分) ● 手順 1 で挙げた避難所における福祉ニーズに対する手当てや対応、すなわち福祉支援について書き出して下さい。 ● その際、支援者等が実施する人的支援だけでなく、環境や物資といった物理的支援、被災地域に限らない組織的な動き、それを裏付ける制度的支援（一時的な手続き等を含む）も含めて可能な限り書き出して下さい。 ● 目の前にあるすべての福祉ニーズに手当てする積りで、どんどん書き出して下さい。	2.ディスカッション-手順2-1 【スライドの目的】 ● 作業手順の説明: それでの検討で発見された課題に対する手当てを考える
＜ポイント＞多様な支援を考えるための促し 1. 受講者による個人作業で考えます。 2. 実現可能か、実際に担い手を確保できるのか等の吟味は後にして、ニーズに対する手当てを考えるよう促します。 3. 福祉支援がイメージできない人には、目の前に貼ってあるニーズに 1 つずつ手当てするよう促します。 4. 災害派遣福祉チームだけで解決しようとせず、多職種や地域資源の活用も含めた手当ての可能性を考えるよう促します。	

手順 2 - 2 : 避難所における福祉支援 10分 (8分)

- プレゼンテーションであげた避難所における福祉支援を模造紙に出し合い整理します。ただし、既に福祉ニーズは整理されていますので、分類した島ごとに福祉支援を配置して下さい。
- 付箋紙を提出する際は必ず口頭で発言、グループで共有しながら配置して下さい。尚、配置が終われば、すべての福祉ニーズに対応しているかを確認し、不足しているものがあれば付箋紙に記入して追加して下さい。

18

2.ディスカッション-手順2-2

【スライドの目的】

- 各自考えた内容を共有し、検討する。

<ポイント>支援の充実を考える促し

1. 各自が考えた内容をグループで共有し、検討します。
2. 「医師が…」や、「保健師が…」という他職種の話ばかり挙がるグループがあった場合、そこで災害派遣福祉チームは何を担うのか、何ができるのか、を考えるよう促します。
3. 「暖かい食事の確保」→「ボランティア団体とも協力して暖かい食事の確保」、のように、「何を」だけでなく「どうやって」を考えるよう促します。
4. 検討をしているうち、手当ての偏りや、全く手当てしていない付箋紙の島が出てきます。全ての付箋紙の島に福祉支援を考えられるよう、まずは促します。

手順 3 : 災害時要配慮者支援の準備 15分

- 手順 1、手順 2 では、災害時の一般避難所における福祉ニーズ及び福祉支援について考えてきました。手順 3 では、それらを踏まえ、災害時に福祉支援を適切に提供するために平時に準備しておく事柄をグループで出し合います。
- ①災害派遣福祉チームとして平時に準備しておくこと、また②被災するかもしれない地域として平時に準備しておくことをグループで話し合い、意見は「災害時要配慮者支援の準備シート」に書き留めておいて下さい。※発表の資料

⇒前者が災害派遣福祉チームの研修メニュー、後者が平時にチームが関与すべき地域活動として反映されます。

20

2.ディスカッション-手順3

【スライドの目的】

- 災害時の活動は平時において準備しておくことで実現可能性が高くなることを認識してもらう。
- 平時と災害時がつながっていることを意識してもらう。

<ポイント>平時の活動への視点の転換

(平時の準備シート)

1. 「⇒前者が…」の部分（パワーポイントのスライドイン）は、「平時の準備シート」の書き込みが終わった後に「種明かし」的に示した方が、納得感は高くなります。
2. 平時の活動には、①災害派遣福祉チームとしての準備・訓練と②受援力のある地域作りへのチームの貢献が含まれます。
3. 「平時の準備シート」で可視化することによって、その後のそれぞれの活動にも本日の研修成果が生かせることを伝えてください。
4. 検討を進める中で、議論は活発であっても、書いて残すことが疎かになるグループが出てきます。書いて残すことを促して下さい。
5. 書き残したのも大事な成果です。研修で課題だし等をした場合、その内容を以降の訓練に反映するとチーム員は「自分たちのチームを自分たちで作っている」という感触や納得感を得ることができます。

「災害時要配慮者支援の準備」シート チーム員名：_____	
災害派遣福祉チーム(員)として平時に準備しておくべきこと	被災するかもしれない地域として平時に準備しておくべきこと
【記入例】 ● 避難所で活動する可能性のある専門職チーム、各種団体について把握する。 ● 災害派遣福祉チームについて、自分たちのチームに依頼できるものについて把握。 ● いざという時に活動できるよう、家族や地域、関係の理解を得ておく。	【記入例】 ● 高齢者や子ども、障害者など要配慮者を要護した避難訓練、防災訓練をする。 ● 市役所や福祉センター、地方自治体などの施設で、災害について勉強会。 ● 地域の各種イベントに福祉チームが参加して参加し、知ってもらう。

手順4：発表（ポスターセッション方式） 15分 ●発表はポスターセッション方式を用いて、全てのグループが各テーブルで一斉に実施します。 ●各グループで発表者1名をテーブルに残し、その他のメンバーは他グループのテーブルに一人ずつ散らばり、発表を聞いて質疑応答に参加します。 ●その際、後で自分のグループに戻って情報共有をしますので、必ずメモを取りながらセッションに参加して下さい。 ●それでは、<u>メモを持って移動してください</u>。 ●発表のお礼を言って自分の席に戻して下さい。 22	2.ディスカッション-手順4 【スライドの目的】 ・他での検討内容を知ることで、バリエーションがあることを知る。
--	---

＜ポイント＞他グループの検討内容を知る

1. グループで一人を説明要員に残し、それ以外は他のグループの説明を聞きに散らばります。その際には、極力同じグループの人が重ならないよう、ばらばらに他グループに行くようにします。
2. スライド説明では、開始時の「…メモを持って」、終了時の「…お礼を言って」のテキストをタイミング良くスライドインさせることで、速やかな移動を促します。
3. 発表が早く終わったグループには、質疑応答で時間を有効に使うよう促します。
4. 詳しく説明し過ぎて「シート」まで行かないグループがあるので、時間をアナウンスしてバランスの良い報告をサポートします。

手順5：発表内容の共有 10分 ●自分のテーブルに戻り、<u>自分のグループの発表に対する質疑内容に関して確認し、また他グループの発表で特に興味深かった内容を共有</u>します。 ●発表や質疑を通じて、新たな視点や具体的な内容について気付きがあれば、付箋紙やマジックで加筆して下さい。 24	2.ディスカッション-手順5 【スライドの目的】 ・共有することで受講者同士の関係性を醸成させていく。
--	--

＜ポイント＞「共有した」という気持ちを共有する

1. 全員自分のテーブルに戻ります。
2. 時間が押しているようであれば、移動が終了していなくても手順の説明をしてしまいます。
3. 自分のグループの報告はどうであったのか、を共有することを大切にします。
4. ここまで、既に十分に演習をしているので、実際の「発表内容の共有」ということよりも「皆で共有した」という気持ちを共有できるようにすることを大切にしましょう。

おわりに 5分 災害派遣福祉チームが被災地で適切に活動するためには、 1. モチベーションの維持（平時の活動、受援力のある地域） 2. お客さんではなく主体性（理解し、行動できるか） 3. 相手に合わせる柔軟性（常に相手視点、被災地主体） 4. 個人プレーでなくチームアプローチ（個人の手柄は不要） ・・・が大事です。 災害時は良くも悪くも平時を反映し、「お客さん」は被災地の迷惑になります。また、被災地の状況は非常に流動的で、ニーズは変化し、それを見極め、柔軟に対応、活動する力が必要です。 災害派遣福祉チームが目指すのは二次被害の防止、被災地の自立と復旧・復興です。主役は常に「相手」です。生活を支援する福祉の専門職として、被災者の生活に寄り添いましょう。²⁶	2.ディスカッションーおわりに 【スライドの目的】 ・ チーム員として大事なことを伝える。
＜ポイント＞演習の終わり方 1. 本演習の目的は、チーム員が「自分たちのチームは自分たちで作る」という意識を持つこと、災害派遣福祉チームの一員としてのマインドセットすること、強い自覚を持つことです。 2. スライドに書かれている「1」～「4」は、今後のチーム員として活動していくのにあたって、とても重要な内容です。ゆっくりと確認しながら、受講者と内容を共有しながら読みましょう。 3. 最後の1文「生活を支援する福祉の専門職として、被災者の生活に寄り添いましょう」をはっきりと少し大き目の声で言うと、演習全体が引き締まります。 4. 最後まで説明し終えて、「これで演習を終了します。ありがとうございました」とはっきりと宣言して終了します。	

ワード資料（A3） ※ 1 グループに 1 枚 災害時要配慮者支援の準備シート（再掲）

(A3)	
「災害時要配慮者支援の準備」シート	
チーム員名：	

③ 事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」

-1.内容

1. 事務局説明の目的

- ・ 災害派遣福祉チームの使命と内容、災害派遣福祉チームの被災地派遣開始から派遣終了・撤収までの活動の大きな流れを知る。また、それらは災害派遣福祉チームが引き継いでいながら作っていることを知る。
- ・ 個々の災害派遣福祉チーム単体の基本的な派遣活動の流れ(待機から派遣指示→出動→被災地対応→活動初期対応→活動の実際→次チームへの引継ぎもしくは引き上げ)の概要を知る。

※以上の説明にあたっては、まずは災害派遣福祉チームが被災地に入ってから「活動体制の構築」→「活動の安定・支援の充実」→「地域への活動の引継ぎ」で被災地域から撤収するという「全体」を示し、その上でチーム単体の基本的な派遣活動の流れを理解してもらうようにする。(全体を見せてから個別具体の話に入る)

※活動の内容を一度に「理解」することは困難である。マニュアル的な活動内容を理解するには、次の段階で図上訓練等とあわせて実施していくことが効果的であり、まずは、活動の趣旨である、二次被害防止、被災地の自立の支援、他職種連携、そして以上を都道府県の公的なチームとして設置されている災害派遣福祉チームのチーム員として実施する、ということを理解するように働きかける。

2. 想定される講師

- ・ ネットワーク事務局の担当者

3. 必要資料

- ・ パワーポイント「3.事務局説明」(投影及び印刷)
- ・ 都道府県の災害派遣福祉チームに関連する資料

4. 実施時の留意事項

具体のチーム派遣に関わる内容を含むものであることから、本研修は都道府県において災害派遣福祉チームの派遣方法やフロー、費用、資材等が決まっている状態を想定する。また、今後の研修や訓練、連絡や情報提供の方法等についても提示できるようにしておく。

(参考資料)

(岡山DWATネットワーク事務局資料)

平成30年7月豪雨時の災害では、岡山DWATは導入研修である登録研修のみ終了した状態であったが、一般避難所にチーム員を派遣した。派遣終了後、ネットワーク事務局である岡山県社会福祉協議会は活動当時を振り返るアンケート調査を実施し、その集計結果等を第3章2.(1)③に記載した「災害派遣福祉チーム(DWAT)活動における取組状況調査報告書」にまとめている。同報告書には、派遣したチーム員の一般避難所での体験や出来事、素直な感想や思い等がまとめられている。

実際に、一般避難所で災害派遣福祉チーム員として活動したチーム員はまだ少ないが、同報告書に

支援に入る3原則：被災者中心・地元主体・協働

◆岡山DWATメンバーの5日間の心の変化

- ・ 1 日目は、前クールからの引継ぎを受けて不安感いっぱいな状況だった。
- ・ 2 日目～4 日目と活動していく中で、普段とは異なる環境・状況のなかで責任感・分野を超えたコミュニティソーシャルワーカーとしての活動を展開、5 日目には、次クールへの引継ぎを行いながら、積極的に保健師等の多職種連携を行い、被災者とのふれあいや関わりを持ちながら、被災地(要配慮者)支援に関わっていく姿勢が見えた。

◆一度・報告書P10問9感想、P13問10自己評価、P14問12メッセージ 活動したメンバーがまた現地に入ってきてくれた。なぜか？

◆DWATメンバー＝福祉専門職のスキル

- ・ 避難所(現場)で活動するだけのスキル(他職種連携・傾聴・判断)は平時の業務の中で身につけている。
- ・ あとは、避難所という状況(限られた資源・他分野理解・環境)のなかで、被災者(要配慮者)の今後を想定(見立て)できるかどうか...これはこれから行う基礎研修やスキルアップ・応用研修で学んでいくことはできる。

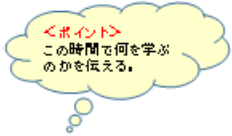
は活動したチーム員の生の意見が掲載され説得力がある。派遣等の経験が無い場合も、特に同報告書のP10～14部分からのキーワード等を事務局説明の最後に加えることで実感が増すので参考頂きたい。

-2.資料の構成

Ⅰ 災害派遣福祉チームの使命		
1. 災害派遣福祉チームは公的なチームである		
2. 二次被害の防止・被災地域の自立を支援する(再掲)		
3. 災害派遣福祉チームの活動時期①(再掲)		
4. 災害派遣福祉チームの活動時期		
5. 災害派遣福祉チームの活動		
6. 事務局はシフト表を作成		
7. 派遣要請(県内派遣の場合)		
8. 災害派遣福祉チームの身分等		
災害派遣福祉チームの身分等		各県資料
9. 活動への補償		各県資料
10. 費用負担		各県資料
Ⅱ. 活動の流れ		
11. 災害派遣福祉チームの活動手順		各県資料
12. それぞれの平時と災害時の役割		各県資料
13. 災害派遣福祉チームの編成について		
14. チーム編成とCSCATTT		
15. CSCATTT を福祉チームに置き換えると		
16. 派遣要請		各県資料
17. 派遣事例①		各県資料
18. 派遣事例②		各県資料
19. 派遣の連絡がきたら		各県資料
20. 事務局が準備する備品		各県資料
Ⅲ. 災害派遣福祉チームの活動		
21. 災害派遣福祉チームの活動(再掲)		
22. 災害派遣福祉チームの活動		
23. 各段階で行うこと①		
24. 各段階で行うこと②		
25. 各段階で行うこと③		
26. 各段階で行うこと④		
27. 各段階で行うこと⑤		
28. 各段階で行うこと⑥		
29. 連携: 応急期に避難所で活動する他職種のチームの例		
30. 災害派遣福祉チームの活動をつなぐ		
31. さいごに		各県資料

-3.説明資料等（パワーポイント）

【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 3.災害派遣福祉チーム事務局説明 災害派遣福祉チームの活動 ●●県 災害福祉支援ネットワーク事務局 (〇〇災害支援センター、災害派遣福祉チーム事務局 など) 1	3.事務局説明-表紙 •
【注意事項】 ・講師はネットワーク事務局が担うことが想定されますが、チーム員で話ができる人材がいれば、チーム員が担当しても良いでしょう。 ・読みテキストをご活用ください。 ・適宜ご自身の都道府県資料に差し替えてください。 ・＜ポイント＞等は、読みテキストではなく、説明にあたっての情報です。 ・一部のスライドに吹き出しが出てきますが、本研修受講者用に講義を行う際のポイントや大事なキーワードを入れたものですので、本番の登録員研修で本スライドを使用する時は外してください。 ・行政説明と一部重複するスライドがありますが、説明に際し、内容を紐づけて認識して頂くために掲載するものであり、詳細説明は不要です。	

【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 災害派遣福祉チームの活動  【構成】 I．災害派遣福祉チームの使命 II．活動の流れ III．一般避難所での活動 対象は、災害派遣福祉チームに登録した福祉専門職 目的は、チームとしての使命・活動の流れ、活動を理解してもらうことで、チーム員活動の標準化（共通化・共有化）をめざす。 2	3.事務局説明-構成 （スライドの目的と説明） ・全体構成を説明する。
【読みテキスト】 ・この講義では、ここに書いてある3つの構成、I．災害派遣福祉チームの使命、II．実際の活動の流れ、III．一般避難所での具体的な活動内容について学びます。 ・別紙に各構成の項目立てがされているので、順番に説明していきます。	

【構成】 I. 災害派遣福祉チームの使命 II. 活動の流れ III. 一般避難所での活動	3.事務局説明-中表紙 (スライドの目的と説明) • I の導入。
【読みテキスト】 • まずは、チーム員として活動していくにあたって基本的事項について確認していきましょう。	

1.災害派遣福祉チームは公的なチームである 災害派遣福祉チームは、 被災自治体からの派遣要請に基づき 一般避難所に派遣される公的なチーム ● 1 チーム4～6名程度（職種構成や性別にも配慮） ● 活動目安は5日間程度 ● 社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、派遣終了 ※いずれの例も地域資源や中長期の支援等に基づいて活動終了 （災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン）	3.事務局説明-P1 (スライドの目的と説明) • チームと活動の概要を説明する。
【読みテキスト】 • 皆さんは、福祉チーム員として要請があった被災地に派遣されます。基本的には1チーム4～6名の多職種で編成され、1チーム当たり概ね5日間程度「一般避難所」で活動します。 • 活動期間中は、チームが入れ替わりながら支援を継続します。 • 活動の終了は、一般避難所内の要配慮者のニーズ、社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び避難所の管理者等と協議の上、撤退の時期を検討し、決定します。	

2.二次被害の防止・被災地域の自立を支援する(再掲)

災害派遣福祉チームが心しておかなければならないこと

●被災した人々に対しては、**二次被害の防止**

→ その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、**多職種と連携して二次被害の防止に取り組み**、生活再建につなげていくことが必要

●被災地域に対しては、**被災地域の自立を尊重**

→ 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「**リリーフ**」であるゆえに、災害派遣福祉**チームの活動には「期限がある」**

→ ゆえに、チームの活動当初から**自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動**を心掛ける

× やりたい支援・やりすぎの支援は禁物

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

3.事務局説明-2

(スライドの目的と説明)

・ 行政説明でも説明していますが、重要なことですので再度確認します。

【注意事項】※このスライドで伝えるべき大事なキーワード

①「二次被害の防止」

②「被災地域の自立を支援する」

③「チームは有期限の活動であること」

④「やりたい支援は×、求められている支援、地元の意向に寄り添い、それを優先して支援をする」

【読みテキスト】

- ・ 災害派遣福祉チーム活動の最大の目的は、二次被害の防止であり、基本的なスタンスは普段皆さんが仕事で取り組んでいる「自立支援」です。
- ・ 発災後助かった命ですが、慣れない避難生活により災害関連死や介護度・障がいの悪化を招いた例が過去の災害にありました。
- ・ 生活支援のプロフェッショナルとして平時の経験を最大限活用し、的確・迅速に要配慮者のニーズを把握し、様々な制限がある避難所にてより安全・安心に生活できるよう支援を進めながら、生活再建に導いていくことが求められます。
- ・ 要配慮者を中心に「個」のニーズを解決しながら広く被災者の相談に応じ、避難所環境の改善、被災地の福祉関係者の自立等「面展開」を視野に入れて活動します。
- ・ チームの活動には期限あることを自らも意識し、地元関係者にも予め周知します。有期限であることを明確にすることで、被災地域の自立を促し、撤退時期の見極めができるようにします。
- ・ 他の職種・チームとの連携のもと、地元の意向に寄り添うことを優先しながら、ニーズの解決を図ります。

[illegible]

(スライドの目的と説明)

- ・ 発災以降の全体的な流れを理解する。

- ・災害が発生した際には、まずは命を守るための避難行動が重要です。その後、避難生活が開始します。
- ・避難生活では、災害の直接的な被害を免れた命を守る、二次被害の防止に注力することが必要であり、災害派遣福祉チームの活動時期はその時期です。図でいうと、「赤い破線で囲まれた箇所」となります。
- ・しかし、被災地では災害によってあらゆる資源の機能低下が生じているため、被災地外から支援が入ることが必要となります。
- ・外部から支援が入ることの目的は、被災地域の復旧・復興です。よって、地域の自立を損なわないよう、被災地外からの活動は「期限のある」活動となります。
- ・そのため、発災後の早い段階から外部支援が投入され、支援体制がつくられます。そこで行われる活動は、被災地の復旧状況を見ながら、改めて被災地の資源に結び付けていきます、そして、地元のニーズの収束状況を、地元と一緒に相談しながら見極め、撤退するのが、基本的な流れです。
- ・この仕組みは、誰かを助けるだけの仕組みではありません。もし、自分たちが被災した場合にも、外部から支援を得ながら早急に復旧・復興に取り組んでいくための、互いに助け合う仕組みであります。ゆえに、事業所、普段の支援対象・種別等を越え、「オール●●県」として皆でつくることが必要です。このことは、チーム組織、チーム員の皆さんが、平時にどのような活動をしておくかという話にもつながります。

4.災害派遣福祉チームの活動時期(例:平成30年7月豪雨被害)



3.事務局説明-4

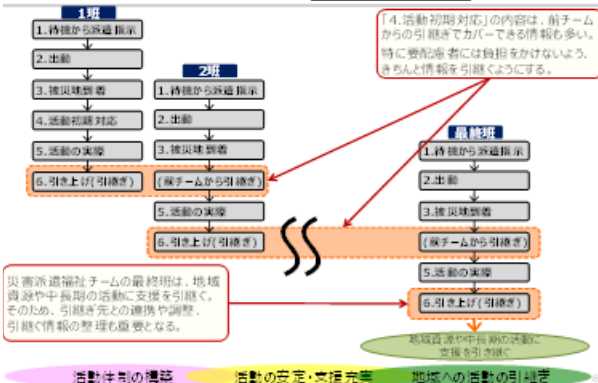
(スライドの目的と説明)

- ・派遣から撤収までの活動期間の大まかな流れを理解する。
- ・活動期間は、活動体制の構築、活動の安定・支援充実、地域への活動の引継ぎと段階が移行していくことを理解する。

【読みテキスト】

- ・この表は、平成30年7月豪雨の際、岡山DWA Tを中心に活動した際の倉敷市真備地区の3つの一般避難所での活動状況です。
- ・「赤の破線で囲まれた箇所」が、先程の図で災害派遣福祉チームの活動が想定される箇所に該当します。
- ・概ね1か月半の活動期間でしたが、H28年の熊本地震、岩手県岩泉町のDWA Tの活動も同様に、「活動体制の構築」から始まり、「活動の安定・支援充実」の時期に入り、「地域への活動の引継ぎ」という流れで活動を展開してきました。この展開は今後の災害派遣でも同様と考えられます。
- ・1度派遣が開始された場合、被災地では概ね1ヶ月から1ヶ月半は被災地外からの派遣が継続されるものと想定しておいてください。

5.災害派遣福祉チームの活動継続(つなぎ)



3.事務局説明-5

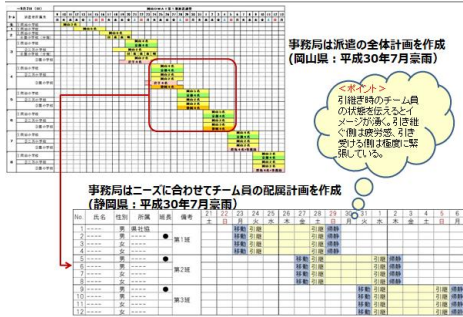
(スライドの目的と説明)

- ・活動期間中はチーム間で引継ぎが生じることを知ってもらう。
- ・最後は地域の活動に引き継ぐことを強調する。

【読みテキスト】

- ・災害派遣福祉チームの活動は、チームが引き継いでいく方法で継続して行われます。
- ・先程、活動期間は、「活動体制の構築」から始まり、「活動の安定・支援充実」の時期に入り、「地域への活動の引継ぎ」で進んでいくとお話しました。この場合、1班もしくは2班くらいまでが「活動体制の構築」、活動の中期の班は活動を充実させていくための「活動の安定・支援充実」、中期から最終班にかけてが「地域への活動の引継ぎ」となっていきます。

6.事務局はシフト表を作成(例:岡山県・静岡県)



3.事務局説明-6

(スライドの目的と説明)

- 実際のシフト例を知ってもらう。

【読みテキスト】

- 派遣決定に伴い、ネットワーク事務局はネットワーク本部に移行します。
- ネットワーク本部では、災害派遣福祉チームの派遣から撤退までの全体計画を立て、それに合わせたシフト表を作成し、管理をしていきます。
- この中で留意しなければならないのは、引継ぎの時間とタイミングです。引継ぎ時間は長く確保できた方が良いことは当然で、可能であれば24時間設けたいところですが、現地や移動時間の状況等に左右されることもあります。そのため、引き継ぐチームとネットワーク事務局で相談の上、設定していきます。

7.派遣要請(県内派遣の場合)(例:静岡県)

被災自治体の派遣要請が大前提



3.事務局説明-7

(スライドの目的と説明)

- 大まかな派遣の流れを説明する。
- 派遣要請に基づき派遣することが大前提であることをしっかりと伝える。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- 各都道府県の連絡体制・活動手順によって説明してください。
- ※印のところは、各都道府県でも想定が必要と思われます。大規模災害時にどう動くのか、県と市町村間で平時から話し合う等、平時から風通しの良い関係を築いておく必要があります。

8.災害派遣福祉チームの身分等 1. 行政からの依頼により公式に派遣されるものであり、チーム員は公務に準ずる活動に従事する。 2. 現地での活動場所は、派遣要請元からの指示による。 3. 活動期間中は、派遣先責任者（例：行政の福祉課担当者、避難所運営担当者）の指揮・指示に基づき活動する。 4. 活動に要する費用は、災害救助法による救助費の支弁対象となる場合は県が負担する。それ以外の場合には、県と派遣要請元自治体との協議の上、決定する。	3.事務局説明-8 （スライドの目的と説明） ・ チーム員の身分等を理解してもらう。 ※各都道府県の内容に適宜置き換える
--	---

【検討時の注意事項】 ・ 各都道府県の規定事項を掲載して説明します。チーム員登録時には決定しておくべき内容であり、本スライドにはその内容を掲載してください。 ・ ネットワーク事務局からチーム員を出している事業所等に説明ができていない場合は、早急に説明をするとともに、チーム員からもしっかり伝達いただくよう依頼をしてください。 ・ 業務上災害には、チーム員の身分によって適用される保険が変わることが考えられます。事業所経由であれば法人身分となり、労災も施設のものが適用され、職能団体・個人応募によるチーム員については、都道府県は別途傷害保険をかける必要があると考えます。 ・ チーム員の費用・身分等について、いつでも説明が出来るように、要綱・協定書等で整理されることが必要です。 ・ 派遣費用をチーム員に理解してもらうことは難しい可能性もあるため、所属施設や法人、ネットワーク構成団体へ事前に説明しておくことが大切です。

【8の参考例:岩手県】

◆災害派遣福祉チームの身分等(例②:岩手県) 仮(各県資料) 【県による費用負担（災害救助法が適用される場合）】 ● 日当 14,800円/日（災害救助法施行規則の保健師単価を準用） ● 超過勤務手当（県規程による） ● 旅費（県規程による） ● 車両の使用に要する燃料代（走行距離×37円/km） ※施設車両の使用について、事務局から要請があった場合 ● 消耗品など活動に要する諸経費（事務局） ⇒上記費用は、県が協力施設又は事務局に負担 ＜ポイント＞ 費用超過事務があるの で、日報等で記録を 取っておくことを伝える こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと	◆災害派遣福祉チームの身分等(例①:岩手県) 仮(各県資料) 【チーム員の身分等】 ● チーム員は、所属する協力施設等の職員の身分によりチーム活動に従事 ● 派遣に要する旅費等は、施設からチーム員へ支給（県は協力施設に対し、派遣に要する経費を負担） ● 業務上災害には、労災保険の適用を想定 ● 資機材は、事務局で準備（個人携行品は各自準備） ● 被災地までの移動手段は、事務局で準備するほか、施設車両の使用を要請する場合あり こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと
--	---

【検討時の注意事項】 ・ 例にあげている岩手県の場合は、日当が発生し、法人所属の場合は法人に、個人の場合は個人に支給されることになっています。

9.活動への補償(例:静岡県)

仮(各県資料)

- 支援活動は所属法人(事業所)の業務として行う。
⇒支援活動中のケガ等の治療は労災保険で対応する
- 支援活動時間外以外のケガ・事故(労災適用外)
⇒旅行傷害保険に加入して対応する(派遣前に県が加入)
- 支援活動中の対人への加害、対物への損害(平常時も含)
⇒賠償責任保険に加入して対応する(事務局が加入)

★静岡県災害派遣福祉チームの活動は、ボランティア活動ではない。
(安心、安全に活動ができるよう準備体制を整備している)
公的なチームであるので、チーム員として責任ある活動を

こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと

3.事務局説明-9

(スライドの目的と理解)

※活動への保証を知ってもらう。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- あらかじめ、活動への補償方法の検討が必要です。
- 労災が適用されない場合、または個人の身分の場合の事故に対応するため、都道府県は別途傷害保険をかけることになります。

10.費用負担

区 分	災害救助法が 適用される場合	災害救助法が 適用されない場合
考え方	救助の主体は「都道府県」 (災害救助法第2条)	救助の主体は「市町村」 (災害対策基本法第5条)
負 担	都道府県負担 (国:50~90%・県:10~50%)	都道府県と被災自治体が 協議の上決定する
財 源	災害救助法による負担	法・国庫補助等の制度なし

3.事務局説明-10

(スライドの目的と理解)

- 費用がどのように賄われるのかを知ってもらう。
- この件については、ネットワーク事務局/本部が対応する事項であり、直接的にチーム員には関連はありませんが、知識として理解しておいてもらう。

【都道府県作成時の注意事項】

- 本シートの詳細の説明は必要なし。都道府県は、適用されない災害でも活動が必要な場合や結果として適用されないことを想定して、柔軟に費用捻出できる体制又は費用を積んでおく必要があります。

【構成】 I. 災害派遣福祉チームとは II. 活動の流れ III. 一般避難所での活動	3.事務局説明-中表紙 (スライドの目的と説明) IIの導入部。 ※以下内容は、チーム員登録時において都道府県で決定しておくべき内容であるため、該当するスライドについては各都道府県の内容に置き換えることを想定しています。
【読みテキスト】 ここからは、具体的な活動の流れを説明します。	

11.災害派遣福祉チームの活動手順 ※このことを説明できるよう、各県で検討しておくこと	3.事務局説明-11 (スライドの目的・説明) 活動の全体的な流れを説明し、知ってもらう。 ※各都道府県の内容に適宜置き換える
【検討時の注意事項】 各都道府県の連絡・手続き等の手順、体制に基づき説明してください。	

12.それぞれの平時と災害時の役割(例) ※このことを説明できるよう、各県で検討しておくこと	3.事務局説明-12 (スライドの目的と理解) 活動開始までの手順等を理解してもらう。 ※各都道府県の内容に適宜置き換える
【検討時の注意事項】 - チーム員登録時には決定しておくべき内容となるため、各都道府県の内容を掲載してください。 - 平時・災害時の役割分担等について考えておくことも大事です。	

13.災害派遣福祉チームの編成について

事務局がチーム編成を行う

- 被災地のニーズに即した人員編成とする
 - 多職種での編成を基本とする
 - 男女協働参画の視点を踏まえた配置
 - ニーズの変化に柔軟に対応できるようにする
- 例) 初期：活動体制の構築
緊急対応・スクリーニングやアセスメント等による初期情報の把握や対応・各種相談対応・他職種と連携体制構築
- 中期：活動の安定・支援充実
リスクの早期発見・悪化防止の活動、傾聴、交流機会
地域資源や中長期の支援活動との連携
- 後期：地域等への活動の引継ぎ
リスクの早期発見・悪化防止の活動、傾聴
地域資源や中長期資源へ支援を引き継いでいく

<ポイント>
事務局としてチーム編成
の考え方を伝えます。

3.事務局説明-13

(スライドの目的と理解)

- それぞれの時期にあわせてチーム編成を行うことを知ってもらう。

【読みテキスト】

- これまでの災害派遣福祉チームの活動状況からは、発災後初期には「相談支援を行う力のあるチーム員」または介護等直接援助の「両方ができるチーム員」で編成します。
- ネットワーク事務局はニーズの変遷を予測して後発チームの編成を進め、必要に応じて人数・職種の構成を検討します。
- 過去の活動の中でも、「女性への配慮」や「子育て支援のニーズ」への対応が求められています。チームには原則複数の女性チーム員を配置します。

【検討時の注意事項】

- チーム編成に際し、ネットワーク事務局では平時の活動や研修等でチーム員の適性を見ておくことが大切です。リーダーを担えそうなチーム員、活動初期に派遣することが可能な人材か、所属施設の理解度はどうか等を知っておくことが迅速なチーム編成につながります。
- こうしたことから、平時からチーム員や所属施設と信頼関係を深めておくことが重要です。

14.チーム編成とCSCATTT

日本ではDMATを中心に「CSCATTT」にもとづく災害対応の考え方が広く普及

C : Command & Control	(指揮と連携)	管理項目 …マネジメント、 支援活動に際しての 環境確保・整備等が CSCA ※この場合の「評価」は チームの活動のための 計画に向けた評価
S : Safety	(安全)	
C : Communication	(情報伝達)	
A : Assessment	(評価)	
 以上が確立できてから		
T : Triage	(トリアージ)	支援項目 …いわば専門職による 支援がTTT
T : Treat	(治療)	
T : Transportation	(搬送)	

例) DMAT隊員の編成

・医師	：診療	} 医療支援項目 で専門職による支援 リーダーなら 医療管理項目 のマネジメント
・看護師	：看護	
・業務調整員	：ロジスティクス要員	} 医療管理項目 の環境確保・整備等 ※医師看護師以外の医療職、事務職等が担っている

→この確保が活動を担保する…確保が必要

3.事務局説明-14

(スライドの目的と理解)

- 災害派遣を行う組織の考え方である「CSCATTTTC」の基本的な構成を理解する。
- ※管理項目を担う要員の確保は必要ですが、ロジスティクスの専門機能を別途育成・確保するか等は、現時点では各都道府県の推進状況等によると考えます。
- ※初めて災害支援の研修を受ける人には、理解しにくい内容かもしれません。まずは、「こうした考え方でチームは動くことを知っておいてください」として、説明をすることも考えられます。

【読みテキスト】

- 災害派遣医療チームであるDMATでは、「CSCATTT」という考え方を重視しています。
- 「TTT」の3つのTは、トリアージ、治療を示すトリートメント、搬送を示すトランスポーターションであり、専門職による直接的な支援項目を示します。一方、「CSCA」は指揮と調整、安全、通信、評価を示し、チームの活動環境の確保・整備を行うための管理項目と言われるものです。
- 専門職による直接的な支援だけで活動は成立しません。そのため、チームの中には、それらを行う業務調整員＝ロジスティクス要員を配置し、専門職の活動をサポートする体制を取っています。

15. CSCATTTを福祉チームに置き換えるとSSS（案）

DMAT	災害派遣福祉チーム	
C Command & Control ：指揮と連携	C Command & Control ：指揮と連携	管理項目
S Safety：安全	S Safety：安全	
C Communication：情報伝達	C Communication：情報伝達	
A Assessment：評価	A Assessment：評価	
T Triage：トリアージ	S Screening：スクリーニング	支援項目
T Treatment：治療	S Support：サポート	
T Transport：搬送	S Shift：シフト（地元）移行	

・CSCATTTは災害の体系的な対応のために必要な考えです。
 ・「管理項目」（CSCA）は、本部・事務局が中心となり、各チーム内のロジスティック機能と連携して推進していきます。特に重要なのは、「チーム員の安全確保」。安全が確認できない限り、出勤はありません。
 ・「支援項目」については、皆さんの活動項目の柱となるものです。
 ・ここでの支援項目（案）は、SSSとして整理してみました。（資料：熊富士通総研）

3.事務局説明-15

（スライドの目的と理解）

- ・CSCATTTの基本的な構成を理解するために、災害派遣福祉チームの内容で考えてみましょう。

【読みテキスト】

- ・CSCATTTを災害派遣福祉チームに置き換えた場合の例です。
- ・支援項目は、チーム員である皆さんの活動項目の柱になるものです。例として、災害派遣福祉チームの支援項目を3つのSであるスクリーニング、サポート（支援）、シフト（地元移行）として考えてみました。
- ・管理項目は、災害派遣福祉チームを派遣するネットワーク本部/事務局が中心となり、各チーム内のロジスティックスの機能と連携して推進していく可能性が考えられます。よって、チーム内で「管理項目」、「支援項目」をチーム員で分担して対応していくことが多いと想定されます。

16. 派遣要請

事務局よりチーム員に待機・派遣の打診を行う

仮(各県資料)

待機指示の例

派遣指示の例

若手県の場合、連絡網システム（てんてんこ）を利用し、チーム員にメールを一斉配信

こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと

3.事務局説明-16

（スライドの目的・説明）

- ・ネットワーク事務局からチーム員に対して出される派遣情報について説明する。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- ・派遣まで又は派遣後どのようにネットワーク事務局とチーム員が連絡を取り合うのか、各都道府県の資料で説明します。
- ・発災後、迅速にチーム編成を行うため、「警戒」や「待機」の指示情報や、具体的な「派遣」にあたっての連絡体制を確立することが必要です。
- ・使用するシステムやツールが使用できない・動作しない場合も想定し、ファクス等の従来からの方法も想定する等、二重三重の対策を講じておくことと、定期的な「連絡訓練」等が必要です。
- ・研修の機会を活用して、その場でメールを登録し、送受信の訓練をしてみることも有効です。

17.派遣連絡①(例:静岡県)

仮(各県資料)

事務局はチーム員や所属事業所、支援先に派遣連絡をする

派遣者派遣通知

静岡県川西派遣センター事務局→派遣先施設

派遣者連絡票

静岡県川西派遣センター事務局→静岡県→岡山県

こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと

3.事務局説明-17

(スライドの目的・説明)

- 派遣連絡の方法等を説明する。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- 各都道府県で用意している様式があれば、それを示して説明を行うと理解しやすいです。

18.派遣連絡②(例:京都府)

仮(各県資料)

事務局はチーム員に派遣連絡と情報提供をする

3.事務局説明-18

(スライドの目的・説明)

- 派遣時に提供する情報等を説明する。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- 派遣に際し、ネットワーク事務局からどのような情報提供がなされるのかを知っておいてもらうことも、派遣イメージを喚起し、チーム員の不安を軽減するのに有効です。

19.派遣の連絡がきたら

仮(各県資料)

- ・ 気持ちの整理（まずは落ち着いて）
- ・ 家族、上司、同僚に報告と業務の引継ぎ
- ・ 派遣先に持参する荷物の準備（個人で準備するもの）
- ・ 派遣先情報の確認（自分でも確認する）
- ・ 集合場所までの移動手段の確保・確認

個人が準備する物品の例（岩手県マニュアルより） ※トプスは到着時に個人に配布

用途	物品
生活	寝具（タオルケット、枕、敷物、寝具の類）、下着（冬は重ね着が必要）、ソックス、空箱に巻いた上履（洗濯・乾燥しやすい物等）、帽子、防寒着
食	携行食、箸、スプーン、箸皿、木綿、糖分・ビタミン・カルシウム補給食品、食用水（必要の予備を）
住	衛生用品（マスク、洗面用具、タオル類、洗濯ロープ、洗濯ばね、洗剤、携帯用ティッシュ、生理用品）、洗面用品（シャンプー）
交通移動	カギ（カギ、車、事務所用品、防水用品（防水手袋など）、歩行補助（レジャー・エコバックなど）、保護、車中泊対策が必要な場合（使い捨てトイレや寝具シート等）、おおアスプレー、携帯用平置き地図
情報収集	地図、携帯電話、充電器、テレホンカード、充電器・充電アダプター、携帯型パソコン
貴重品等	免許証、チーム員証、所属施設身分証、現金、現金

こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと

3.事務局説明-19

（スライドの目的・説明）

- ・ 派遣時の連絡が来た際の準備について説明する。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

【検討時の注意事項】

- ・ 研修を実施する前に、ネットワーク事務局は必要と考えられること、実際の流れを考え、確認しておくことが重要です。

20.事務局が準備する備品(例:岩手県)

仮(各県資料)

初動時に手配する資機材等の例（岩手県マニュアル）

物品等	数量	平配担当
現金	総額5万円	事務局
チーム用名刺、緊急連絡用電話	チーム(員)数+事務局	県
被災給油所・給油所(携行缶用ガolin等)		県(事務局)
公用携帯電話(可能であれば衛星電話)	チーム数+2+事務局	事務局(県)
モバイル機器(iPad等)	チーム数	事務局(県)
ノートPC、PC用プリンター	チーム数	事務局
事務用品(A4用紙、機用紙、ホチキス、電卓等)	必要数	事務局・チーム員
飲料水・生活用水、食糧、トイレトレーニング	必要数	チーム員
火 取消器、消火器、火油	必要数	事務局
火 取消器		事務局

こうしたことを説明できるよう、各県で検討しておくこと

3.事務局説明-20

（スライドの目的・説明）

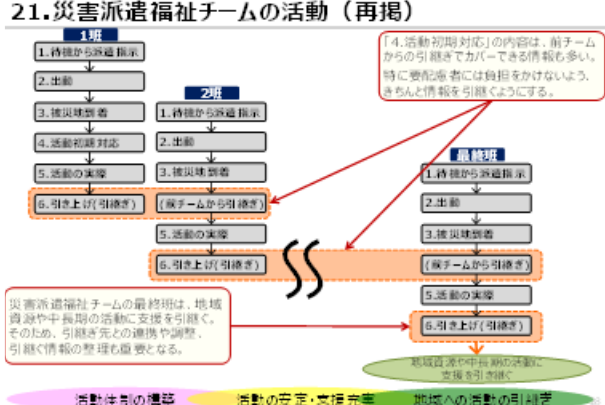
- ・ 活動に際してネットワーク事務局が準備する資機材・備品を説明する。

※各都道府県の内容に適宜置き換える

<ポイント>

- ・ ネットワーク事務局で事前に準備できている物・派遣に際して調達が必要な物（調達が必要等）を、明確にチーム員に伝達しておくことが必要です。
- ・ 研修の段階でチーム員と共有しておくことが大切です。

【構成】 I. 災害派遣福祉チームの使命 II. 活動の流れ III. 災害派遣福祉チームの活動	3.事務局説明-中表紙 (スライドの目的・説明) IIIの導入。
【読みテキスト】 ここからは活動の実際について、確認していきましょう。	

2.1.災害派遣福祉チームの活動（再掲）  1班 1.待機から派遣指示 2.出動 3.被災地到着 4.活動初期対応 5.活動の実施 6.引き上げ(引継ぎ) 2班 1.待機から派遣指示 2.出動 3.被災地到着 4.活動の実施 5.引き上げ(引継ぎ) 最終班 1.待機から派遣指示 2.出動 3.被災地到着 4.活動の実施 5.引き上げ(引継ぎ) 「4.活動初期対応」の内容は、前チームからの引き継ぎでカバーできる情報も多い。特に要配慮者には負担をかけないよう、きちんと情報を引き継ぐようにする。 災害派遣福祉チームの最終班は、地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ。そのため、引き継ぎ先の連携や調整、引き継ぐ情報の整理も重要となる。 活動体制の連携 活動の安定・支援充実 地域への活動の引き継ぎ	3.事務局説明-21 (スライドの目的・説明) - 以降では、災害派遣福祉チームの活動の流れを説明する。 - このスライドでは活動が引き継がれていき、最後に地域に引き継ぐことを意識してもらう。
【読みテキスト】 - ここからは、災害派遣福祉チームの活動の流れを説明します。 - こちらは先ほど説明した「チーム間で引継ぎを行いながら進めていく」ことのイメージです。待機から引き上げまでの段階はチーム共通ですが、2班からは1班からの引き継ぎが活動初期の対応として行われます。最終班の引継ぎは地域資源や中長期の活動に対して行われ、それをもってチームは撤収します。	

22.災害派遣福祉チームの活動

災害派遣福祉チームの活動の基本的な流れ(岩手県マニュアル)



3.事務局説明-22

(スライドの目的・説明)

- チーム員に待機要請がかかってから、派遣、活動、引き上げ(引継ぎ)までの流れ・概要を理解する。

<ポイント>

- 1～6は活動の標準的な流れです。受講者には、この6つのプロセスでチームの派遣から引き上げまでが行われることを把握してもらいます。
- 以降の「各段階で行うこと①～⑥」は、この6つの段階でどのようなことが行われるかを岩手県のマニュアルを例に整理したものです。チェックリスト形式ですが、いわば活動マニュアルの場合の小見出しに該当します。都道府県で既に個別でマニュアルを作成している場合はそれを用いるのも一つですが、情報過多になる可能性もあるので、各段階(表中の段階・区分)の中のポイントのみを説明することを想定します。

23.各段階で行うこと①(参考:岩手県マニュアル)

段階	区分	チェック項目
1.待機から派遣指示	1.待機	☐ 家族の同意を取り付ける ☐ 所属施設・団体との連絡ルートを確認する ☐ 災害及び被災地の情報を収集する ☐ 個人携行品の準備をする
	2.派遣指示	☐ 自身の体調が派遣に耐えられるか、セルフチェックする ☐ 所属施設の同意・勤務調整を行う ☐ チーム集合場所・時間を確認する ☐ 集合場所までの移動手段を確認する
2.出勤	1.全員対象	☐ オリエンテーション(日程、派遣先、チーム編成、宿泊先、現地の状況等) ☐ 個人携行品のチェック・確認
	2.リーダーを中心に	☐ 活動方針(派遣指示の内容・期間・メンバー等) ☐ 現地関係者・本部・事務局、メンバーとの連絡方法の確認(手段・時間) ☐ 付帯している情報の収集
	3.サブリーダーを中心に	☐ 食糧(調理方法等)の確認 ☐ 移動経路(計画)の確認 ☐ 車両の運行前点検 ☐ チーム携行品のチェック・確認

3.事務局説明-23

(スライドの目的・説明)

- 6つのプロセス(段階)で行われることを、把握する。
- 時間との勘案になるが、特に説明しておいた方が良いことを中心に行う。

※青い枠は<ポイント>で取り上げている箇所ですが、これにこだわらず、都道府県・ネットワーク事務局・講師で特に説明したいところを適宜取り上げてください(枠は削除可能です)。

<ポイント>

- 家族の同意を取り付ける。
受講者には、派遣は非日常の環境に長期間行くことであり、家族の理解も大切であることを伝えます。
- 体調が派遣に耐えられるかセルフチェックする。所属施設の勤務調整を行う。
受講者には、まず、無理をしないように伝えます。無理をしても、行ってから迷惑をかけることになりません。責任感や使命感だけで行かないこと、行かない英断をすることも大切です。
派遣を支えてくれるのが、チーム員の所属施設の同僚や上司であることも伝え、理解を得るべく、日頃から働きかけることの必要性も伝えます。同様に、災害派遣福祉チーム活動についての職員への説明も大切なことであると伝えます。
- オリエンテーション
講義前に、予めネットワーク事務局で方法を考えておきましょう。特に初期の派遣では、複数の事務局員による体制を敷いておくことが重要です(現地調整担当とネットワーク本部のロジスティクス担当等)。次の派遣にあたり、先に現地に入っているチームから情報を入手する仕組みも考えておきましょう(SNSの活用等)。

24.各段階で行うこと②（参考：岩手県マニュアル）

段 階	区 分	チェック項目
3.被災地到着時の動き	1.現地災害対策本部との確認	☐ 派遣活動の登録・承認 ☐ 活動方針（場所・内容）の確認 ☐ 指揮命令系統、報告要否の確認 ☐ 現場での緊急通行車両・駐車許可登録
	2.情報収集	☐ 活動地域のライフラインの状況の確認 ☐ 活動地域の道路状況、地固、天候の確認 ☐ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策の確認 ☐ 活動地域の避難者の状況の確認 ☐ 災害時要配慮者の情報（事前リストの有無など）の確認 ☐ 個別団体の活動状況の確認 ☐ 機能している施設・病院等の社会資源の確認
	3.活動先（一般避難所）での確認	☐ 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認 ☐ 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認 ☐ 連絡会議等連携方法の確認 ☐ 避難所環境（空間・備品）の確認 ☐ 避難所内活動拠点の確認 ☐ 避難誘導経路の確認

活動のための準備・活動環境の確保

3.事務局説明-24

（スライドの目的・説明）

- ・ 6つのプロセス（段階）で行われることを、把握する。
- ・ 時間との勘案になるが、特に説明しておいた方が良いことを中心に行う。

<ポイント>

1. 現地の災害対策本部との確認

受講者には、特に一番初めに派遣されるチームについては、必ず派遣要請元の被災自治体の担当者に会い、活動承認を取ってから活動場所に行くことを伝えてください。その際には、担当者から活動方針や指揮命令、報告要否、報告先を確認します。また、災害派遣福祉チームが入った時にどう動くのかは、現地の状況をみながら判断していくことも多いことを伝えてください。

2. 情報収集

受講者には、被災地域全体の医療、福祉、保健等の状況を把握して避難所に入るように伝えてください。他の団体の活動状況の聞き取りも、打合せ段階で極力聞き取るように伝えてください。

25.各段階で行うこと③（参考：岩手県マニュアル）

段 階	区 分	チェック項目
3.被災地到着時の動き	4.生活環境の確保	☐ 宿泊場所の確認・確保 ☐ 必要なライフライン・食糧等の手配 ☐ 避難経路の確保
	5.計画作成等	☐ 現地支援活動計画の作成（チームミーティング） ☐ 活動計画の報告・周知 注）災害対策本部、避難所運営者、ネットワーク事務局等

活動のための準備・活動環境の確保

3.事務局説明-25

（スライドの目的・説明）

- ・ 6つのプロセス（段階）で行われることを、把握する。
- ・ 時間との勘案になるが、特に説明しておいた方が良いことを中心に行う。

<ポイント>

□ 活動計画の報告・周知 ～現地支援活動計画の作成（チームミーティング）

受講者には、災害派遣福祉チームとしての活動について、チームで検討し、保健師や支援関係者、避難所運営者等に諮ることを伝えます。

例）アセスメント、避難者へのローラー調査、サロン開催等、他と連携・協働して実施するような内容について、見込みで構わないので計画や案を立て、関係者と相談・検討しながら展開していく。

26.各段階で行うこと④（参考：岩手県マニュアル）

段 階	区 分	チェック項目
4.活動初期 対応	1.相談体制の 確立	☐ 避難所内福祉相談担当者の配置 ☐ チーム・相談窓口の周知 ☐ 情報のバリアフリー化 ☐ 通訳者の手配
	2.緊急的ニーズ の発見	☐ スクリーニング ☐ 関係者からの情報収集 ☐ 支援者名簿の作成
	3.優先的な 移送	☐ 緊急入院（病院への移送） ☐ 緊急入所（福祉施設への移送） ☐ 福祉避難所、他の避難所への移送
	4.緊急的な 物資の確保	☐ 医療・福祉用具、 ☐ アレルギー・経管等特別食等 ☐ 衣服等生活用品
	5.福祉避難室 の確保	☐ 管理者・運営者との協議 ☐ 福祉避難室の設置



活動への着手・立ち上げ、緊急対応等

33

3.事務局説明-26

（スライドの目的・説明）

- ・6つのプロセス(段階)で行われることを、把握する。
- ・時間との勘案になるが、特に説明しておいた方が良いことを中心に行う。

<ポイント>

1. 相談体制の確立

受講者には、相談体制が作られていない場合には、自治体、避難所管理者らと協議をしながら立ち上げることを伝えます。その場合、一般避難所内への常設、曜日を決めての配置、巡回等が考えられます。相談体制は、医療、保健側の意見も聞き、協力しながら進めます。

2. 緊急的ニーズの発見

受講者には、避難者の課題の全体像の把握・対応を考える点でも、医療、保健と協力して取り組むことが大事であることをまず伝えましょう。再聴き取り等で極力避難者に負担をかけないためにも、先に入っている医療、保健の関係者等や自治体、避難所管理者から情報収集を行います。当然、スタンドプレーはつつしむよう伝えましょう。

27.各段階で行うこと⑤（参考：岩手県マニュアル）

段 階	区 分	チェック項目
5.活動の 実際	1.相談支援	☐ アセスメント・対応策 ☐ 要観察者等への巡回 ☐ 潜在的ニーズの掘り起こし等（ なんでも相談 ） ☐ 復旧・復興に向けた生活相談（ なんでも相談 ）
	2.環境整備	☐ 個々の生活空間の整備 ☐ 助成・妊産婦・子どものための環境整備（ 遊び ） ☐ バリアフリー化 ☐ 排泄環境の整備 ☐ 入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備 ☐ 感染予防対策 ☐ ごみ処理 ☐ 防火・防犯対策
	3.生活支援	☐ 情報の提供・収集 ☐ 健康管理（ つらい場・ふれあいサロン ） ☐ 食事の支援 ☐ 排泄の支援 ☐ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援 ☐ 夜間支援



安定的に活動することで、課題の早期発見と悪化防止

34

3.事務局説明-27

（スライドの目的・説明）

- ・6つのプロセス(段階)で行われることを、把握する。
- ・時間との勘案になるが、特に説明しておいた方が良いことを中心に行う。

<ポイント>

2. 環境整備

二次被害を防ぐためにも、環境整備は重要です。受講者には、保健師、リハビリテーションの専門職らと協力して取り組むことを伝えます。

28.各段階で行うこと⑥（参考：岩手県マニュアル）

段 階	区 分	チェック項目
5.活動の実施	4.ルーチン業務	☐ チームミーティング ☐ 連携と情報収集 ☐ 活動記録・報告 ☐ チーム員の健康管理 ☐ チーム資機材等の管理
		☐ チームの交替 ☐ 中長期支援への機転し ☐ チーム派遣の終了
6.引き上げ	1.引き上げ	☐ 活動報告書の提出 ☐ マニュアル等の課題の提示 ☐ 派遣チーム員のメンタルヘルスクアの実施
	2.帰任	



支援や情報をきちんとつなぐことで、継続した支援が可能になる

35

3.事務局説明-28

【注意事項】

- 特に説明しておいた方が良いことを中心に行う（時間を勘案）

<ポイント>

□連携と情報収集

関係者の連絡先一覧や近隣受診可能病院のリスト化、一般避難所内マップフォーマットの作成等の様式集的な資料作成などが考えられます。

29.連携：応急期に避難所で活動する他職種のチームの例

医療	DMAT (Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム) JMAT (Japan Medical Association Team：日本医師会災害医療チーム) NHQ(国立病院機構)派遣班 全国知事会派遣班 AMAT(All Japan Hospital Medical Assistance Team：全日本病院派遣支援班) 日本赤十字派遣班 JCHO(地域医療機能推進機構)派遣班 国立大学付属病院派遣班 済生会派遣班 TMAT （：徳洲会チーム） JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team：大規模災害リハビリテーション支援関係団体協議会)	
	DPAT （精神保健活動の支援を行う専門チーム） 心のケアチーム 日赤こころのケアチーム	
保健・看護	DHEAT （Disaster Health Emergency A.T.：健康危機管理・公衆衛生学的支援を行うチーム） 医師、保健師、薬剤師、栄養士等自治体職員で構成 保健師チーム、公衆衛生チーム、災害支援ナース 薬剤師チーム	
福祉	各種団体の協議会・職能団体によるチーム	

36

3.事務局説明-29

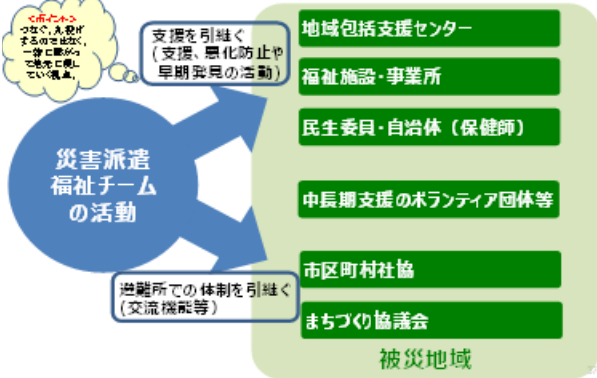
【注意事項】

- 一般避難所にはどのようなチームが入るのか、予め知っておく。

<ポイント>

- 受講者には、災害派遣福祉チームは、医療・保健の関係者と連携して活動するチームであることを伝え、協働して取り組むことを意識づけるようにしてください。
- リストを見ながら、現地には多くの医療保健支援関係者がいること、そのなかで災害派遣福祉チームは福祉専門職による都道府県のオフィシャルチームとして活動することのイメージを持ってもらいます。

30.災害派遣福祉チームの活動をつなぐ



3.事務局説明-30

（スライドの目的・説明）

- ・一般避難所が解消されても、被災者には長い復旧・復興の道のりがある。チームの活動によって支援が終わるのではなく、中長期的な活動、従来からの制度による支援につなぐことで、支援の継続性を保つことが重要であることを理解してもらう。

【読みテキスト】

- ・災害派遣福祉チームの活動は、被災地域の復旧の状況等をみて終了することとなります。そして、活動の中で発見したニーズ、引継ぐべき活動や体制については、地元関係者による支援、中長期の支援体制や従来からの制度による支援に引き継いでいかねばなりません。
- ・そのためには、先程の他職種の支援チームのほか、行政の関係部局、地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談機関、サービス提供事業所、民生児童委員等地域支援者、まちづくり協議会や自治会等との連携を意識し、その方法を模索していくことが必要です。
- ・支援や体制を引継ぐ場合も丸投げにするのではなく、常に災害派遣福祉チームの活動の中でも地域に引継ぐことを意識し、一緒に支援体制を構築していく意識が大事です。
- ・また、要配慮者等の支援を引継ぐ際には、きちんと支援に関する情報も引継いでいくことで、切れ目のない支援が行われるように努めることが重要です。

31.さいごに

「目の前にあるさまざまなカベ・課題は、連携・協働によって乗り越えられる」

＜ポイント＞
支援者の背中を指す 前向きな気持ちになれる言葉や写真を添える支援者のモチベーションが上がります。

心（本心）に寄り添う支援を！

派遣中は、業務や生活面で不自由なことが多くあります。現場にある資機材等を創意工夫し、臨機応変に活動してください。
チームワークを大切に、職務にこだわることをし、自己の健康管理に留意し、被災者支援のために活動していただきますよう、ご協力をお願いします。

3.事務局説明-31

（スライドの目的・説明）

- ・チーム員へのエールを贈る。

※活動には動機づけが非常に重要です。講師、ネットワーク事務局、都道府県で考え、ぜひチーム員への期待、エール、伝えたいメッセージを送ってあげてください。

【読みテキスト】※岩手県の例

- ・支援対象者は、「支援」に慣れていなかったり遠慮がちであったりする方も多くいます。業務に追われると、つなぐ支援に終始しがちで、支援対象者ご本人の心（本心）の確認を忘れがちになります。
- ・自分の心はホットに、但し、頭の中はクールに。被災者・被災地の心に寄り添い、常に冷静にニーズを見極めてください。
- ・派遣中は、業務や生活面で不自由なことが多くあります。現場にある資機材等を創意工夫し、臨機応変に活動してください。
- ・職種にこだわることなく、チームワークを大切に。自己の健康管理に留意され、被災者支援のために活動していただきますよう、ご協力をお願いします。
- ・「目の前にあるさまざまなカベ・課題は、連携・協働によって乗り越えられる」。これは、平成17年に神戸で開催された「阪神・淡路大震災社会福祉復興記念フォーラム」で発信されたメッセージです。災害派遣福祉チームが多様な支援者や関係者と連携協働して「被災者にそっと寄り添う」気持ちを忘れずに活動を展開することが、被災者（地）の復興に寄与します。

④ 演習Ⅱ「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」

-1.内容

1. 行政説明の目的

- ・ 一般避難所において配慮が必要な人とその福祉ニーズと支援を時系列で考え、災害派遣福祉チームが対応すべき人、活動の概観を理解する。
- 災害派遣福祉チームの支援対象は、当初より要配慮者と目されるような人だけではなく、さらに発災後の時系列で福祉ニーズや行うべき支援も変化する。以上を受講者が得心するため、本演習では「祖母と孫」という複数対象、「発災直後と避難所退所間近」という異なる時期を題材に考える。



(研修後の受講者)

- ・ 災害によって、誰でも要配慮者に陥る危険性があること、同じ人物であっても時系列で支援ニーズが変わることを理解している。
 - ・ 支援対象を固定的にとらえず、その時期に応じた適切な支援は何かを考えられるようになる。
- ・ 一般避難所は地域の縮図であるが、多職種で形成された災害派遣福祉チームによって活動することで、それぞれの強みを生かしながら活動できる可能性が広がることを実感している。
 - ・ 二次被害防止という目的の達成を、チームで協力して取り組もうと考えられるようになる。

2. 想定される講師

- ・ ネットワーク事務局の担当者、災害派遣福祉チームのチーム員

3. 必要資料

- ・ パワーポイント「4.演習Ⅱ」(投影のみ)
 - ※演習スライドは印刷・配布しない（講師が演習スライドを前方に写し、説明をしていく）
 - 最初から正解を見せるのではなく、段階的に気づき理解していくように促す
- ・ ワード「福祉ニーズと福祉支援の整理」シート」A3に印刷(演習時に使用)・・・各グループに1枚
- ・ 模造紙・・・各グループに1枚(横長で使用)
- ・ 付箋紙:5.0 cm×7.5 cmのものを2色・・・各グループに2束(100枚セットを想定)
 - ※7.5 cm×7.5 cmは大きすぎるため、上のサイズが望ましい
- ・ マジック:裏写りしないもの8色組セット等・・・各グループに1セット・付箋記入用
- ・ マーカー:裏写りしないもの・・・貼った付箋をグルーピングする際等に使用するが、マジックでも代用可

4. 実施時の留意事項

- ・ 活動場所である一般避難所は地域の縮図であり、さまざまな人、家族が避難生活を送る。普段、災害派遣福祉チームのチーム員は「高齢」、「障害」、「子ども」等、支援対象は定まっており、種別を超えて連携して活動をする機会も少ないものと思われる。
 - 地域の多様性や多岐に渡る課題は、多職種のチームで取り組むこと、他職種との連携や資源活用によって解決の可能性が高まると考えられる。自分・自分たち以外の力を活かすことで可能になる支援もあることに気づけるよう、議論の幅を広げるよう働きかけをする。但し、全て他事業者がいることを前提とするような検討にはならないよう、留意する。
- ・ 活動の当初から目指すべきは二次被害の防止であり、被災地の自立と復旧・復興である。一方、それを実現する上で要配慮者に生じる福祉ニーズや支援策は、災害発生からの時間経過に伴い変化する。

→同じ人物であっても、時系列によって福祉ニーズや求められる支援は変化する。発災後初期の段階で生じる福祉ニーズや求められる支援が緊急的・直接的な傾向があるとすれば、一般避難所を出る等、応急期から復旧期に近づく中で生じる福祉ニーズや求められる支援は、その後のその人の生活を見越した継続的な支援を可能とするための取組等、社会的な調整を含む可能性が高いと考えられる。そうしたことを考えて活動に取り組めるよう、ワークでは気づきが得られるように働きかけをしてください。

- ・ 入居型の施設で勤務しているチーム員の場合、業務がある程度定型化されていることで、活動に不安を持つチーム員もいる可能性がある。

→活動に際しての課題や難しさを感じるのは、未経験であれば当然である。まずは、チーム員として活動する意思をもち、この場にきたことにエールを送りましょう。できないことを自覚してもらうことも大事だが、それを戒めるのではなく、どうやったらできるようになるのか・何を学べばよいのか等、前向きに取り組めるよう働きかける。必要と考える知識・読むべき資料・学ぶべきもの等の紹介も有効である。また、二次被害防止で行われる重度化防止・悪化防止等の取組は、平時の各チーム員の仕事と異なる性質のものではない。よって、新たに災害時の知識と視点を持つことができれば、活動の可能性は高くなる。福祉専門職としての力を信じ、自信を持ち、前向きに取り組めるよう促すことが大事である。

-2.資料の構成

I はじめに		4 分
1. 表紙		
2. 演習の前に		4 分
3. 被災状況		
4. 写真イメージ		
II. CASE1		66 分
5. CASE-1 発災 3 日目 ～祖母と孫①		6 分
6. CASE-1 発災 3 日目 ～祖母と孫②		
7. ワーク 1 祖母についてー1 個人作業「プレスト法:課題・問題点」		5 分
8. ワーク 1 祖母についてー2 グループ作業「KJ法:課題・問題点」		10 分
9. ワーク 1 祖母についてー3 個人作業「プレスト法:支援・提案」		5 分
10. ワーク 1 祖母についてー4 グループ作業「KJ法:支援・提案」		10 分
11. ワーク 2 孫についてー1 個人作業「プレスト法:課題・問題点」		5 分
12. ワーク 2 孫についてー2 グループ作業「KJ法:課題・問題点」		10 分
13. ワーク 2 孫についてー3 個人作業「プレスト法:支援・提案」		5 分
14. ワーク 2 孫についてー4 グループ作業「KJ法:支援・提案」		10 分
III. CASE2		45 分
15. その後の祖母と孫		5 分
16. CASE-2 発災 15 日目 ～これからの祖母		5 分
17. ワーク 3 これからの祖母についてー1 グループ作業「課題・問題点」		5 分
18. ワーク 3 これからの祖母についてー2 グループ作業「支援・提案」		10 分
19. 発表(ポスターセッション方式)		10 分
20. 発表内容の共有		10 分
IV. おわりに		5 分
21. この演習で考えて頂きたかったこと		5 分
22. 今後の訓練・研修では		
		120 分

-3.説明資料等（パワーポイント）

【災害派遣福祉チーム員 登録研修】 4.演習 一般避難所での災害派遣福祉チームの活動 ～活動に必要なものは何か？ ●●県 災害福祉支援ネットワーク事務局 （〇〇災害支援センター、災害派遣福祉チーム事務局 など）	2.演習-表紙 ・本研修はグループワーク方式で行います。 ・講師は引き続き事務局、もしくはチーム員が行うことを想定します。 ・読みテキストはありませんが、スライドの文章を使って読み進めていくことができます。 ・制限された時間内に検討を行う訓練も兼ねていますので、時間を守って進めていくことは大事です。 ・以下の説明は、スライド説明時のポイントです。
--	--

演習の前に この演習では、ある避難所で避難生活を送る方に対し、災害派遣福祉チームとしてどのように対応していくのかを考えていただきます。 ●この検討結果には、正解も不正解もありません。 ●先ほどの講義で知ったことや「ディスカッション」で考えたことに基づいて、登場される方々の二次被害の防止に取り組んでください。 ●グループワークのメンバーは、地域も異なり、普段の仕事も違う人たちで構成されていますが、実際の災害派遣福祉チームも同様に、多職種で構成される可能性が高いと考えられます。 ●違う能力・経験を持つ人たちで構成されることは、チームの強みでもあります。種別にこだわらず、生活を支える専門職として積極的に発言すると共に、互いの発言も尊重し、一緒に考えてください。 【留意して頂きたいこと】 ・配慮を必要とするのは誰なのか？ ・災害発生からの時間経過と福祉ニーズは関係があるのか？ ・確認された福祉ニーズに、どうやって災害派遣福祉チームは対応するのか？	4.演習-演習の前に （スライドの目的・説明） ・演習に際しての留意事項等を伝える。
--	---

<ポイント>見立てること・手立てを考えることを学んで

3. スライドを読み上げてください。
4. この演習で受講者に経験して頂きたいことは、配慮を必要とするのは「祖母」のように課題が明らかになっている人だけではなく、普段は問題のないような「孫」にも必要なのではないかという視点です。そして、時系列による変化と支援の継続です。今回、避難生活に入った直後の生活の中で、祖母と孫には課題が生じます。その課題は支援を得ることで一旦課題解決しますが、一般避難所から出る際に支援が途切れるリスクが生じてきます。それをどのように継続させるのか、地域に結び付けていくのかを受講者に意識してもらえよう取り組んでください。

被災状況 ・●月●日の豪雨により堤防が決壊、広い範囲で浸水が生じた。住民の多くは小学校体育館のA避難所での避難生活を余儀なくされている。 ・ピーク時のA避難所には1,000人以上が避難していた。発災後3日経った現在、滞在する避難者は500人程度となったが、今も地域では最大規模の避難所である。 ・A避難所には発災翌日よりDMAT、保健師が巡回で入った。災害派遣福祉チームも発災2日目よりA避難所で活動を開始、医療・保健の専門職と連携した支援を行っている。 ・発災後3日目となり、大分水も引いた。可能な人は自宅の片付けに出かけるようになり、昼間に避難所内にいる人は減った。昼間に避難所内にいる人たちは、片付けには行かない(行けない)高齢者や子どもづれの親子等しかいないようである。	4.モデル演習-P3 （スライドの目的・説明） ・災害の状況を伝える。
--	--

<ポイント>日時や災害種別などの設定について

1. 状況を読み上げてください。
2. 本事例は実際に平成30年7月豪雨の際にあった内容を、一部内容を変えて事例として置き換えています。水害です。

※避難所例 1分 	4.モデル演習-P4 (スライドの目的・説明) 写真を見て、イメージをもってもらおう。
--	---

<ポイント> 写真を見てイメージする時間をつくる(再掲)

- 実際に避難所に行ったことが無い人も受講者には含まれます。写真を見てもらうことで、「こんなに人がいるのか」、「通路がないな」、「お手洗いに行くのも大変だろうな」等、少しでも考えてもらい、イメージしてもらうことが大事です。どうしても演習では先を急ぎがちになりますが、30秒程度でも良いので、考えるための「間(ま)」を作りましょう。誘導しないよう注意が必要ですが、考えてもらうためのヒントとして、「まだ、段ボールベッドも入っておらず、避難者のエリアも分けられてはいないようです。皆、床に寝てしまっているようですね」等の最小限の声がけもあるかもしれません。

CASE-1 発災3日目 ～祖母と孫① - A避難所に避難してきている人から「隣のスペースの●●さんの家族でトラブルが起きているようだ」と保健師に相談があった。「一緒に留守番をしている孫(男)がおばあちゃんを突き飛ばし、転ばせてしまっていた。その前後でも何度か口論しており、物を投げたりもしていたらしい」そうである。 - 前日までに把握していた世帯の基本情報は、次のとおりである。 ●●家 【家族構成】祖母(77歳)、父(45歳)、母(40歳)、孫(男・14歳) 【被災状況】戸建住宅の2階まで浸水。 【その他】発災以前より祖母には軽度の認知症が認められていたが、特に支援等は入っていなかった。しかし、環境変化からか、前日より徘徊症状が出ており、避難所内で迷子になる、トイレから自分の避難スペースに戻れない等となっている。	4.モデル演習-P5 (スライドの目的・説明) 事例の把握。
--	--

<ポイント> 対象を把握する

- CASE-1は、ある一般避難所に避難してきた人たちの話です。
- 状況を読みあげてください。

CASE-1 発災3日目 ～祖母と孫② そこで災害派遣福祉チームは祖母と孫、家族から話を聞いた。 孫 おばあちゃんのことを嫌なわけじゃない。お父さんたちが家の片付けに行く時におばあちゃんを心配していたけれど、ぼくがいるから大丈夫だと言ったんだ。 物忘れはあったけれど、おばあちゃんはずっと畑をやっている元気だ。でも今は、何度も「炊き出しの準備はできたか」とか、避難所の中で迷子になって目が離せない。ぼくも受験も近いし、友達にも会いたい。 祖母 家はどうなってしまったの。おじいさんの仏壇もそのまま心配だけど、息子や嫁は出かけてしまっていて、孫もちゃんと答えてくれない。ここは落ち着かないし、知っている人も、話す人もいなくて寂しい。どこも同じように見えて、迷子になるから歩き回ると言われている。床は固くて脚も痛い。食事もお腹いっぱい、文句を言うのと怒られる。 父母 認知症の傾向があるとは言われていたが、今まで母に大きな問題は起きていない。息子は受験を控えていて、気も立っているのだろう。でも、2週間位で帰れると思うから、もう少し頑張ってほしい。	4.モデル演習-P6 (スライドの目的・説明) それぞれの登場人物の状況を知る。
---	--

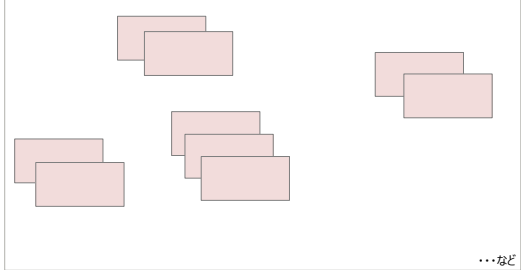
<ポイント> 対象の把握

- それぞれの状況を読みあげてください。

ワーク1 祖母について-1 (5分) まず、各自で考えてみましょう。【個人作業】 現在の祖母の課題・問題点は何でしょうか。 まずは、どのような福祉ニーズがあるかという視点で考えてみましょう。<u>(手段ではない)</u> 各自考え、付箋に書きだしてみましょう。 1枚のカードには一つの事だけを書いてください。 (何枚でも可、1人5枚以上は書いてください)	4.モデル演習-P7 (スライドの目的・説明) 祖母の課題を考える。
--	---

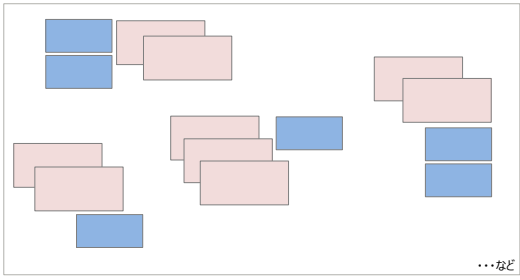
<ポイント>祖母の課題・問題点を考える

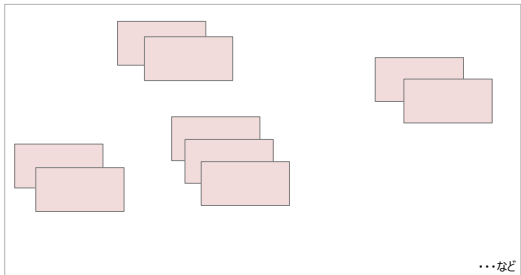
- まずは祖母のケースを受講者の個人作業で考えます。
- 「2. ディスカッション」と同様に、2色準備した付箋紙のうち、1色を指定します。マーカーも同様に各自が色を決めて使います。
- 考えてもらう際には、先に実施した「2. ディスカッション」で話し合った際の内容を意識するように促してください。
- 前のスライドで与えられた情報をもとに、「こうした課題もあるのではないか」等、可能性も踏まえて自由にあげていくよう促してください。

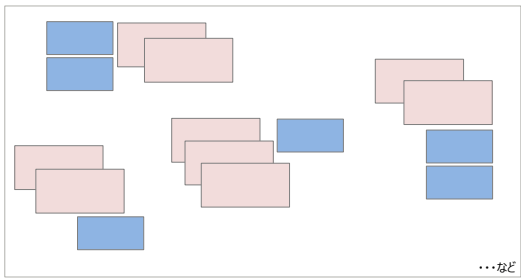
ワーク1 祖母について-2 (10分) 各自が考えたことを発表しましょう。似たような内容は、グループにまとめ、新たに気づいたニーズは書き足して下さい。【グループ作業】 	4.モデル演習-P8 (スライドの目的・説明) 祖母について考えられる支援を検討する。
---	--

<ポイント>各自が考えた内容を共有し、検討する

- ここからはグループでの討議となるので、進行役を決めます。ディスカッションと同様の方法、ディスカッションと同じ人をお願いする等、適宜決めてください。
- 付箋の発表の方法は、ディスカッションの際と同じです。

ワーク1 祖母について-3 (5分) もう一度、各自で考えてみましょう。【個人作業】 あげられた福祉ニーズに対し、災害派遣福祉チームとしてどのような支援・提案が考えられるでしょうか。 各自考え、付箋に書きだしてみましょう。 1枚のカードには一つの事だけを書いてください。 (何枚でも可、1人5枚以上は書いてください) 災害派遣福祉チームだけでなく、他の専門職、地域の力を借りることも考えましょう。	4.モデル演習-P9 (スライドの目的・説明) あげられた課題に対して、福祉チームとしてどのようなことができるか考えてみる。
<ポイント>課題に対する支援を考える 1. 個人ワークで課題に対する支援を考えます。 2. 課題を検討した際とは違う色の付箋を指定し、使います。	
ワーク1 祖母について-4 (10分) 福祉ニーズに対し、どのような支援等を考えたか各自発表しましょう。新たに気づいた支援があれば書き足して下さい。【グループ作業】 	4.モデル演習-P10 (スライドの目的・説明) それぞれが考えた支援を共有する
<ポイント>どのような支援があるか皆で考える 1. グループで討議しながら、支援を検討していきます。 2. <u>ここで一旦、祖母についての検討は終了し、次に孫についての検討を行います。【重要】</u>	

ワーク2 孫について-1 (5分) まず、各自で考えてみましょう。【個人作業】 現在の孫の課題・問題点は何でしょうか。 まずは、どのような福祉ニーズがあるかという視点で考えてみましょう。<u>(手段ではない)</u> 各自考え、付箋に書きだしてみましょう。 1枚のカードには一つの事だけを書いてください。 (何枚でも可、1人5枚以上は書いてください) 11	4.モデル演習-P11 (スライドの目的・説明) 孫の課題を考える。
＜ポイント＞孫の課題・問題点を考える - 孫のケースを受講者の個人作業で考えます。 - 付箋は、祖母の課題で使用したものと同じ色のものを 사용합니다。 - 祖母の時と同様に進めてください。	
ワーク2 孫について-2 (10分) 各自考えて発表しましょう。似たような内容は、グループにまとめ、新たに気づいたニーズは書き足して下さい。  12	4.モデル演習-P12 (スライドの目的・説明) 孫について考えられる支援を検討する。
＜ポイント＞各自が考えた内容を共有し、検討する - グループでの討議となります。 - 付箋の発表の方法は、祖母の時と同じです。	

ワーク2 孫について-3 (5分) もう一度、各自で考えてみましょう。 あげられた福祉ニーズに対し、災害派遣福祉チームとしてどのような支援・提案が考えられるでしょうか。 各自考え、付箋に書きだしてみましょう。 1枚のカードには一つの事だけを書いてください。 (何枚でも可、1人5枚以上は書いてください) 災害派遣福祉チームだけではなく、他の専門職、地域の力を借りることも考えましょう。 13	4.モデル演習-P13 (スライドの目的・説明) あげられた課題に対して、福祉チームとしてどのようなことができるか考えてみる。
＜ポイント＞課題に対する支援を考える 1. 個人ワークで課題に対する支援を考えます。 2. 付箋は、祖母の支援と同じ色の付箋を指定し、使います。	
ワーク2 孫について-4 (10分) 福祉ニーズに対し、どのような支援等を考えたか各自発表しましょう。新たに気づいた支援があれば書き足して下さい。  14	4.モデル演習-P14 (スライドの目的・説明) それぞれが考えた支援を共有する。
＜ポイント＞どのような支援があるか皆で考える 1. グループで討議しながら、支援を検討していきます。	

・・・その後の祖母と孫 - 保健師も交えて検討を行った結果、祖母は見守り対象であるとして情報を共有し、対応にあたることにした。他職種連携 - 避難所管理者に助言した結果、避難所管理者はトイレの場所がよくわかるよう、誘導の看板を立て、避難スペースのブロックもわかりやすい工夫をした。環境改善 - 校長に相談したところ、翌日から近くの避難所で空き教室を利用した補習が開かれることを教えてもらい、孫は朝から昼過ぎまで通うことにした。他資源の活用 - 孫が不在の間、祖母の様子は災害派遣福祉チームが状況を確認するようにした。チーム員と父母、隣の家族と話した結果、誰も家族がいない時の昼食は、運んでくれることになった。地域の力 人と話をしたり、補習に通いだしたことで、孫の様子も少し落ち着いた。祖母も環境に慣れ、他の避難者とも話をするようになった。その後、チームは避難所内にサロンを開設したため、祖母はお茶を飲みに行くようになり、顔見知りも増えた。迷子になることも減り、徘徊の頻度も減った。	4.モデル演習-P15 (スライドの目的・説明) - 支援方法にも色々なアプローチがあることを知ってもらおう。 - 次のグループワークの導入部でもある。
---	---

＜ポイント＞支援による結果を共有する

- 「災害派遣福祉チームが入り、他とも連携しながら対応を行った結果、次のようになりました・・・」として、スライドの内容を読み上げてください。特に右の■にある、他職種連携、環境改善、他資源の活用、地域の力は、大事な視点です。
- 以上は、今迄グループで討議されたような支援が行われたことで導きだされた状況です。まずは、緊急的な状況は脱したようであることを伝えてください。
- ここでは他グループの検討内容の共有は行わず、さらに事例検討を進めます。

CASE-2 発災15日目 ～これからの祖母 - 発災からしばらく経ち、市社協や地域包括支援センター等の地域の福祉資源も動きが見えてきた。 - 祖母たちの家は大部分片付いたが、浸水で基礎が駄目になっていることがわかり、父母は借り上げ仮設住宅に応募することとした。 - 借り上げ仮設住宅は、以前の家からも、今の避難所からも離れているマンションである。マンションに住むのは初めての経験である。 祖母 息子がマンションに引っ越すと言っているけれど、せっかく知り合いもできて仲良くなったのに、さびしいね。●●町に行くらしいけれど、知っている人も全然いない。 私はずっと畑をやっていたから、近所の人たちにもおすそ分けをしたりしていたのだけれど、マンションだと畑もつけないだろうね。私のトマトはおいしいと評判で、喜ばれていたんだよ。 うちは息子夫婦とも共働きだし、昼間はわたし一人だね。どう時間を使えばいいだろう。今の方が楽しいよ。	4.モデル演習-P16 (スライドの目的・説明) 次のグループワークの導入部でもある。
--	---

＜ポイント＞現在の状況をさらに付与する

- CASE-2は、避難生活に入ってからしばらくした後の状況です。
- 結局、祖母たちの一家はすぐに自宅に戻れずに避難生活を継続させています。新たに住もうとしている借り上げ仮設住宅は、発災前に住んでいた地域や避難生活を送ってきた一般避難所に遠く、落ち着いてきた祖母の環境が再度変化すること、支援が途切れる可能性が出てきていることを理解できるように説明してください。
- 一般避難所で仲間や知り合いができたものの、知り合いもない仮設住宅に移ったことで孤立してしまった例、一般避難所での支援が継続しなかった例は、今までもたくさんありました。それを防ぐには、支援をどのように継続していくのかを考えることが大事です。

ワーク3 これからの祖母について-1 (10分)

チームで考えてみましょう。

これからの祖母の課題・問題点は何でしょうか。
まずは、どのような福祉ニーズがあるかという視点で考えてみましょう。(手段ではない)

チームで話をしながら「福祉ニーズと福祉支援の整理」シートに書きだしてみましょう。

4.モデル演習-P17

(スライドの目的・説明)

- ・避難所を出る際の支援の継続性等を考える

17

<ポイント> 今後に向けた課題を考える

1. グループで「福祉ニーズと福祉支援の整理シート」を用いて検討します。
2. 一表に「これからの祖母の課題・問題点」と「災害派遣福祉チームとしてのアプローチ」が掲載されていますが、一度に考えてしまうと方法が限定的になるため、ここではまず、課題・問題点を考えるよう促してください。

「福祉ニーズと福祉支援の整理」シート	
チーム員名： _____	
これからの祖母の課題・問題点	災害派遣福祉チームとしてのアプローチ
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒

ワーク3 これからの祖母について-2 (10分)

福祉ニーズに対し、災害派遣福祉チームとしてどのような支援等が考えられるでしょうか。同様に書き出してみましょう。

「福祉ニーズと福祉支援の整理」シート	
チーム員名： _____	
これからの祖母の課題・問題点	災害派遣福祉チームとしてのアプローチ
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒
	⇒

災害派遣福祉チームだけではなく、他の専門職、地域の力を借りることも考えましょう。

18

4.モデル演習-P18

(スライドの目的・説明)

- ・避難所を出る際の支援の継続性等を考える。

<ポイント> 今後の支援を考える

1. 検討に際しては、災害派遣福祉チームだけでできることではなく、他職種と連携してできること、地域の既存資源、地域の力も含み、考えてもらうようにしましょう。

発表（ポスターセッション方式） （10分） - 発表はポスターセッション方式を用いて、全てのグループが各テーブルで一斉に実施します。 - 各グループで発表者 1 名をテーブルに残し、その他のメンバーは他グループのテーブルに一人ずつ散らばり、発表を聞いて質疑応答に参加します。 - その際、後で自分のグループに戻って情報共有をしますので、必ずメモを取りながらセッションに参加して下さい。 - それでは、メモを持って移動してください。 - 発表のお礼を言って自分の席に戻して下さい。 19	4.モデル演習-P19 （スライドの目的・説明） ポスターセッションによって全体共有をする。
---	---

発表内容の共有 （10分） - 自分のテーブルに戻り、自分のグループの発表に対する質疑内容に関して確認し、また他グループの発表で特に興味深かった内容を共有します。 - 発表や質疑を通じて、新たな視点や具体的な内容について気付きがあれば、付箋紙やマジックで加筆して下さい。 20	4.モデル演習-P20 （スライドの目的・説明） 情報を持ち帰り、グループで再度共有する。
---	--

この演習で考えて頂きたかったこと 配慮が必要なのは誰なのか →目に見える「要配慮者」だけではない。課題に気づき、課題を考える力をつけましょう。 災害発生からの時間経過と共に、ニーズも変わっていく →同じ人であっても、避難生活開始直後、安定期、仮設住宅への移行期等、時間経過と共に課題は変わっていきます。 避難所には多様な課題・幅広いニーズがある →避難所は地域の縮図。だから、チームで対応する意味がある！ さらに、災害派遣福祉チームだけではなく、保健・医療との連携、地域や避難所内のコミュニティの力も生かすことができれば、多様な課題や幅広いニーズにも対応できるようになります。 正解は一つではない →皆で考えることで、よりよい支援ができるはずです。 また、正解を求めることも大事ですが、「ベター」も大事。 そして、活動で大事なことは、二次被害の防止、被災地域の自立性の尊重 21	4.モデル演習-P21 （スライドの目的・説明） 本研修で特に理解してほしかった点についての説明。
---	--

今後の訓練・研修では… - 今日の演習は、事例の中から多様な課題やニーズに気づき、色々な方法やそれぞれの知恵で支援を考えるためのものです。 - 複数の可能性を考えることで、視野を広げることが大事です。 - 今後は、災害派遣福祉チームの出動からの動きを確認し、実際にアセスメントをしてみる、他職種と協議をする訓練も行われます。  - 緊急性や優先度を考えて取り組んでいく場面もありますが、その時も「二次被害の防止と被災地域の自立性の尊重」を心に、今日学んだことを活かして取り組んでいきましょう！ - そして、災害時にこうした支援がうまく行われるよう、普段から自分たちの地域、事業所にみんなで働きかけていきましょう！ 22	4.モデル演習-P22 （スライドの目的・説明） 本研修についての振り返りと今後の活動に向けての動機づけや情報提供等。 ※都道府県、ネットワーク事務局、講師等でチーム員に伝えたい内容を是非考えてみてください。
---	--

「福祉ニーズと福祉支援の整理」シート(再掲)

「福祉ニーズと福祉支援の整理」シート	
チーム員名： _____	
これからの祖母の課題・問題点	災害派遣福祉チームとしてのアプローチ
	
	
	
	
	
	
	

第4章 令和元年度台風第19号における災害派遣福祉チームの活動

令和元年も、日本は風水害に見舞われた年であった。令和元年台風第19号は、10月12日に上陸した後、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の広い範囲で記録的な大雨と大規模な河川氾濫を引き起こし、死者99名、行方不明者の2名の被害をもたらした。先立つ9月9日には非常に勢力の強い令和元年台風第15号が上陸し、千葉県を中心に甚大な被害をもたらしており、それ以外にも8月の前線に伴う大雨等、特に多くの台風、大雨が目立った。

「第2章2. 都道府県・ネットワーク事務局向けセミナーの開催」で記述した「災害福祉広域支援セミナー ～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える」は台風第15号の発生から約2週間後の令和元年9月24日に開催し、40都府県からの参加がある等、非常に関心が高まっている状態であった。その約2週間後に発生した令和元年台風第19号による被害では、各地に一般避難所が開設され、多くの避難者を受け入れた。そして、それまでの派遣実績はなかったものの、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県の5県が災害福祉支援ネットワークの仕組みを生かして県内に災害派遣福祉チームを派遣し、支援を行った。

長野県は避難所が開設された当初より、長野県の災害派遣福祉チームである長野県ふくしチーム（以下、「長野県ふくしチーム」という。）が長野市内の一般避難所で県内派遣による支援活動を開始した。しかし、被災した中で県内派遣のみで支援を継続させることは厳しかったため、10月21日から12月10日まで隣県の群馬県の災害派遣福祉チームであるぐんまDWAT（以下、「ぐんまDWAT」という。）が12クール・44名のチーム員を広域派遣した。

栃木県の場合、10月14日にDMAT等との合同先遣隊による調査を実施し、当初は一般避難所の運営体制が確立されていたことから当面の派遣は見合わせていたが、避難生活の長期化から二次被害の発生が懸念されたため、10月28日から栃木市内で県の災害派遣福祉チームである栃木DWAT（以下、「栃木DWAT」という。）の県内派遣による支援活動を行った。その活動で得た支援情報等は栃木市が設置した被災者支援総合対策班に市担当課を通じて提供されたことから、災害派遣福祉チームの支援の情報を以降の市の包括的な支援に生かすこととなった。

本項では、以上の例から今後重要と考えられる近隣県等との圏域内での支援、災害派遣福祉チームの活動終了時の支援体制や情報の引継ぎ等について考える。

1. 隣県と協力した災害派遣福祉チームの活動（長野県・群馬県）

(1) 活動の開始

① 長野県の状況

長野県では10月13日早朝の千曲川の決壊等によって広範囲に浸水が発生し、各地に一般避難所が開設された。10月15日の時点で長野県内の一般避難所には約1,000名が避難し、長野市内には15余りの一般避難所が開設されていた。うち、豊野西小学校では200名を超える避難者、北部スポーツレクリエーション公園では100名を超える避難者が避難生活を送っていた。

② 長野県ふくしチームの活動の開始

長野県の災害福祉支援ネットワークである「災福ネット」は、平成31年2月に県と団体の計21団体で発足し、ネットワーク事務局は社会福祉法人長野県社会福祉協議会が担っている。令和元年8月には養成研修を初めて開催し、長野県ふくしチーム員46名が登録していた。

10月13日には災福ネット先遣隊として2名が一般避難所の環境調査を行っており、長野市からは長野県を通じて長野県ふくしチームの派遣依頼が出された。14日には、長野県ふくしチームは上田市にも先遣隊を派遣して調査を実施した他、長野市でもふくしチーム2名と関係団体職員による福祉避難所の支援を行った。15日からは、長野市内の豊野西小学校、北部スポーツセンター、東長野運動公園、南長野運動公園の4か所の一般避難所で、医療チームと連携して相談コーナーを開設した。

長野県では、早い段階から災害派遣福祉チームである長野県ふくしチームを稼働させており、さらに医療チーム、保健師チームとの連携も図られていた。しかし、自らも被災している長野県ふくしチームでは活動する人員も限られており、この間の活動においてもその人員の不足を他団体からの応援や連携によって行っている状況であり、継続した支援を行うには課題があった。

③ 広域派遣の検討

浸水に対しての復旧作業は進まず、避難所生活は長期化することが見込まれた。その一方で、今後は復旧に向けて一般避難所の集約も進むと考えられ、長野市内では一定程度の規模を持つ複数の一般避難所が継続して運営される可能性が高くなると見込まれた。それらの支援を安定して行うため、長野県および長野県社会福祉協議会は県外からの災害派遣福祉チーム受入の検討を開始した。

台風第19号による被害の状況から、隣県である群馬県をはじめとする派遣経験のある県を中心に、被害を受けた県等への広域支援の検討が進められていた。被災県以外から災害派遣福祉チームが入る広域派遣の場合、投入する支援量や派遣期間等を見立てて支援計画を立てるための先遣調査が必要である。前年に発生した平成30年7月豪雨被害時の岡山県への広域派遣の際には、京都府が岡山県災害派遣福祉チームの先遣活動に同行することで広域派遣に向けた先遣調査を行っており、その情報を後に広域で入る岩手県等に対しても送ることで広域からの派遣計画の立案と派遣が行われた。被害や支援状況等から、長野県への広域派遣の可能性は十分にあるものと考えられたため、ネットワーク本部である長野県社会福祉協議会と連絡を取り、令和元年10月16日に隣県である群馬県災害派遣福祉チームのネットワーク事務局である群馬県社会福祉協議会及びぐんまDWA Tのチーム員、平成30年7月豪雨災害で県内派遣と広域派遣による受援によって支援活動を行った岡山県災害派遣福祉チームのネットワーク

事務局である岡山県災害社会福祉協議会、全国社会福祉協議会法人振興部が先遣調査を実施することになった。そして、富士通総研も同行し、現地調査と情報提供を行うこととした。

令和元年10月16日時点で、長野市内に開設されていた一般避難所は12か所である。先遣調査では、避難者を多く受け入れている北部スポーツ・レクリエーションパークの管理棟と屋内運動場、豊野西小学校の体育館を回った後、長野県、ネットワーク本部である長野県社会福祉協議会と広域派遣に向けた協議が行われた。協議によって、10月24日から隣県である群馬県よりぐんまDWA Tの派遣が開始されることで調整が図られ、10月21日には「令和元年台風第19号災害被災地の避難所へのDWA T派遣依頼について」として長野県から群馬県に対して派遣依頼が出されることとなった。また、協議の席では、1年前に同様に県内派遣と広域派遣による受援によって支援活動を行った岡山県社会福祉協議会から各種資料が提供され、当時の経験に基づく助言や実施に際して留意すべき点等の情報が伝えられた。

北部スポーツ・レクリエーションパーク（手前：管理棟 奥：屋内運動場）



管理棟



豊野西小学校体育館(段ボールベッド組み立て)



(2) 災害派遣福祉チームの活動

長野県ふくしチームとぐんまDWA Tが支援活動を行った一般避難所は次のとおりである。

長野市立豊野西小学校・児童センター	長野県ふくしチーム・ぐんまDWA T
長野市立豊野東小学校	長野県ふくしチーム
北部スポーツ・レクリエーションパーク	長野県ふくしチーム
その他の避難所	長野県ふくしチームで巡回対応

長野県ふくしチームは活動当初より保健・医療との連携を当初より図っており、相談支援も保健師、医療チームと一緒に実施していた。そのため、行政、各種チームとの情報共有等も行いやすい環境が早い段階からつくられていた。また、避難所で活動する保健・医療・福祉団体同士で情報を共有する保健医療調整会議も開催されており、情報を共有し、必要な支援チームを必要な避難所に配置するための体制もつくられており、各専門職による活動の展開はスムーズに行われる状況がつけられていた。

ぐんまDWA Tは既に平成30年7月豪雨時に岡山県で支援活動の経験を持つ。当時の活動においては、熊本地震での広域派遣による活動経験を持つ京都府、岩手県が中心となって岡山県をはじめとする青森県、静岡県、群馬県の災害派遣福祉チームの活動が未経験のチーム及び事務局をサポートし、ノウハウを引き継いだ状況があった。そのことから、ぐんまDWA Tも長野県ふくしチームとの連携の中で活動ノウハウの引き継ぎを図りながら、被災者中心、地元主体、連携・協働による支援を行った。

以前の派遣経験をもとに、ぐんまDWA Tは女性のチーム員、岡山での活動経験者や県総合防災訓練参加者を常にチームに配置していた。また、支援を行う「活動班」と「調整班」を分けて構成し、活動班のシフトと調整版のシフトは重ならないようにして情報や支援の連続性と継続の確保を図った。

長野県ふくしチーム、ぐんまDWA Tの活動として実施されたのは、主に次の内容である。

なんでも相談(相談支援)	福祉に限定せず、生活全般の困りごと、気になること等、話を聞くことから早期の課題発見と悪化防止に取り組む。 聴覚障害者からの手話要望もあったが、筆談によるサポートで対応を行った。
保健師との巡回(ラウンド)	保健師と一緒に巡回し、双方の視点を生かして必要な支援につなげていく活動。アセスメント過多とならないよう、夜間対応をしている看護師チームのアセスメントシートを使用した。
避難所マップとリストによる情報共有	避難所全体を可視化するマップは、日赤が作成したものを土台に災害派遣福祉チームで①支援情報、②退所後の行き先(予定)を書きこむ内容に切り替え、行政、保健師、日赤、看護師チームと共通のマップを使用することで避難所の状況把握を行った。 本マップと避難者リストは連動させることで、チーム内の引継ぎにも有効であった。
生活環境の改善	シャワーチェアや手すり設置等、地元の事業所や業者と連携して環境整備を図った。実施にあたっては、地元のPOS協議会(PT・OT・ST)と連携した。
障害者への情報	手話通訳者やボランティアが常駐していなかったことから、携帯用ホワイトボード等でアナウンス内容を伝える取組を行った。
生活不活発病予防	リハビリテーションの職能団体であるJRATの協力を得ながら予防のための健康体操を実施した。JRAT撤退後は地元のPOS協議会の協力を得ながら実施したが、長野県ふくしチーム、ぐんまDWA Tも一緒に取り組んだ。

入浴介助のニーズ対応	入浴介助やシャワー介助の要望もあったことから、地域資源である地元の介護福祉士会につないだ。ローテーションが不足する際には長野県ふくしチーム、ぐんまDWATでサポートを行った。
------------	---

※本項の内容は、「令和元年台風19号災害における災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動について」(令和元年19号被害におけるぐんまDWAT活動派遣者意見交換会 資料 提供:群馬県社会福祉協議会群馬県社会福祉協議会)に基づく。

(3) 考察

本活動から得るべき視点としては、隣県からの支援（圏域内の支援）、調整班の配置によるロジスティクス機能の確保、がある。

隣県等の近隣からの広域派遣によって支援が行われることは、迅速性が問われる災害時において非常に有効である。また、広域派遣を行う側にとっても、移動等の点で利点が高い。災害は地域を限定して発生するものではなく、県境や複数県にまたがって発生すること多い。以上を考えると、今後さらに圏域を意識した災害福祉広域支援ネットワークの必要性を考え、取り組んでいく必要がある。

ぐんまDWATではロジスティクスを行う「調整班」をチーム内に配置することで、ネットワーク本部との連携体制を強化した。このことによって、地元長野県のネットワーク本部、長野ふくしチームとの連携、他団体との連携は進み、支援を行う「活動班」においても被災者支援に注力することが可能となった。災害派遣福祉チームの活動がさらに進むためには、今後さらにこのロジスティクスの確保の検討を進めていかねばならない。

2. 災害派遣福祉チームの支援を地域に引き継ぐ（栃木県）

(1) 活動の開始

① 栃木県の状況

栃木県では10月12日夕方に知事ホットラインによって宇都宮市、栃木市、佐野市、下野市、壬生町の各市町長に避難指示発令を要請した。おって、県内14市町には大雨特別警報が発表され、夜半には当該14市町に災害救助法の適用が決定された。

10月13日6時の時点で県内25市町・369か所に一般避難所が開設され、避難者数は最大で約2万人に及んだ。また、道路の被災状況も激しく、全面通行止めの箇所は168か所に及び、県内の交通も制限された。

② 栃木県ふくしチームの活動の開始

栃木県の災害福祉支援ネットワークである「栃木県災害福祉広域支援協議会」は、平成30年10月に県と大学を含む18団体との基本協定によって発足し、ネットワーク事務局は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会が担っている。平成31年1月には栃木DWATが発足し、登録研修を県内で複数回開催して264名（令和元年10月時点）が登録していた。

大きな被害が生じたことから、栃木県は10月13日に栃木DWAT先遣隊チームの編成調整を行い、DMAT、J RAT、T MATと合同で県内14か所の調査を行っている。しかし、その際には市による一般避難所の運営体制は確立されていたことから、当面は栃木DWATによる活動は見合わす判断を行った。しかし、避難生活は長期化し、福祉ニーズ増に伴う二次被害の発生が懸念されること、長期化及び対応増によって保健師を中心とする支援体制にも影響が生じる可能性が出てきたこと等から、被害の大きかった栃木市の一般避難所2か所から災害派遣福祉チームへの派遣要請があった。そのため、県はその後の支援の継続性も考え、栃木市内の社会福祉法人に連絡を行い、当該施設を中心とする栃木DWATの第1班を組成し、10月28日から活動を行うこととした。

(2) 災害派遣福祉チームの活動

栃木DWATが支援活動を行った一般避難所は次のとおりである。

西部生きがいづくりセンター(2階が一般避難所、1階は社会福祉施設の浴場)

中央小学校(一般避難所は体育館)

発災から既に2週間あまりが経過しており、一般避難所の運営管理体制は確立されていた。また、保健師による常駐や巡回も行われていたことから、栃木DWATの活動も一般避難所の巡回とその中で相談支援によって行われることとなった。当日の活動については、概ね次のような流れで実施された。

現地一般避難所の保健師と打合せ

・支援対象者(福祉的支援が必要だと思われる人)について情報共有を行う

↓

支援対象者へのアセスメント(聞き取り)

・福祉的支援の有無について確認(ケアマネ等の支援、または家族支援の有無)



アセスメント結果、見立てについて保健師と共有する

2週間あまり経過した一般避難所内には、すぐに自宅に戻れる可能性が低い人たちが生活していたが、その中にはそうした手立て自体を行うことが困難な高齢者や障害者の人々も含まれていた。栃木DWA Tの活動前の時点でケアマネジャー等の地域資源の支援等につながっている状況もみられたが、そこからの更なる悪化も懸念された。そのため、栃木DWA Tは丁寧に課題の聞き取りを行い、既に支援者としてつながっているケアマネジャー等と連絡をとって現状を伝え、それらがデイサービス利用等の新たな支援による悪化防止策につながった状況もあった。また、避難者からは入浴や運動の支援についての要望も聞かれたことから、避難所運営側である市に伝え、共に協議を行った。

栃木DWA Tの活動は4週にわたって行われ、11月末で終了した。巡回方式で実施された活動は、第1週については週5日行われたが、第2週以降は日を決めて実施された。当初より支援の連続性を意識した活動を実施し、被災自治体である栃木市内のチーム員を中心にチームを組成する等の工夫とともに栃木市とも密に連携を取り、栃木DWA Tの現地活動拠点も栃木市役所内に置かれた。

栃木DWA Tの撤退に際し、栃木DWA Tは市の地域包括ケア推進課に支援情報等の引き継ぎを行っており、その情報は栃木市が設置した被災者支援総合対策班に引き継がれた。被災者支援総合対策班は、危機管理課を筆頭に市民生活、健康、福祉、教育、資産、住宅等の関係課から成る横断的な班であり、被災者支援の情報を一元化し、総合的な支援体制をつくるために設置したものである。

(3) 考察

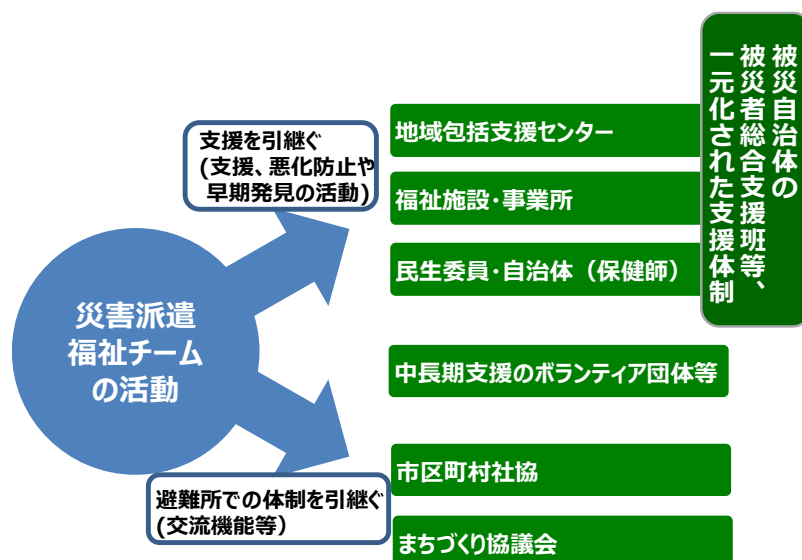
本活動から得るべき視点としては、活動計画の見直し、災害派遣福祉チームの支援や情報等の引継ぎ先としての被災自治体のありかた、がある。

災害発生からの時間経過と共に状況は変化していく。また、発災後間もない時期に仮に安定した状態であっても、復旧状況等によって当初の見立てが変わる場合もある。栃木県においても、当初は災害派遣福祉チームが活動を行わずとも地域資源等で福祉ニーズの充足は可能と判断した。しかし、その状況が変化したこと、活動計画を見直し、災害派遣福祉チームを派遣している。これは、災害発生当初からの継続的な支援という方法以外に県内の資源として災害福祉チームの力を活用した事例でもあるが、重要なのは活動計画を見直す、その状況を改めて考えるということである。平成30年7月豪雨においても、災害派遣福祉チームの活動計画は当初の1拠点から複数拠点への拡大、県内派遣による支援から県内派遣と広域派遣の連携による支援、避難所閉鎖時期に伴う活動期間の変更等、計画の見直しをしている。これは、固定化された考えで取り組むのではなく、二次被害防止・地域の復旧復興を支援するという目的を達成するため、どのような計画で取り組むかということを柔軟に考えていくことの重要性を示す。

災害派遣福祉チームの支援や情報の引継ぎ先としては、一義的にフォーマル・インフォーマルの地域の福祉資源が考えられる。しかし、被災自治体である栃木市には被災者支援の情報を一元化し、総合的な支援体制をつくろうとする被災者支援総合対策班があったことから、その後の継続的かつ包括的な支援が行われることが期待される。人を支えるためには保健・医療・福祉の連携による包括的な支援体制が必要だが、人の生活はその支援だけでは成り立たず、その環境が心身に影響を与えることも十分にありうる。被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体の状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供

や人的支援等の個別支援を組み合わせる計画を実施する仕組みを「災害ケースマネジメント」と言うが、災害派遣福祉チームの支援や情報を引継ぎ、生かしていくためには、被災した市町村においても復旧・復興の仕組みとして総合的な支援を調整する場をつくることが大事である。そして、生活に対する支援は、専門職によるフォーマルの支援だけではなく、インフォーマルの支援も重要であり、その力も活用していくことが必要となる。以上は、地域包括ケアシステムとも通じるものであり、災害時の福祉支援体制は災害時における地域包括ケアシステムをはじめとする地域共生社会の継続策でもあることが改めてわかる。

図表- 23 災害派遣福祉チームの情報の引継ぎ先



令和元年度台風第19号の被害に際し、栃木県では災害派遣福祉チームの活動以外にも、被災高齢者等把握事業を行って被災者支援に取り組んでいる。県は年度末に向けて以上の活動の総括を行っており、被災者ニーズの早期把握と支援の実施について避難所や在宅の被災者ニーズを早期に把握し、支援する体制が不十分であるとしている。その中での検証課題として、改めて避難者などの健康管理、福祉的支援のあり方を他チームや避難所運営部門等との連携に係る整理、福祉支援サービスにつながっていない在宅の被災高齢者や避難者の福祉ニーズの把握方法の検討、早期の施設復旧に向けた市町や施設側への支援方法等を課題として挙げている。

災害派遣福祉チームの活動終了後には検証が重要であり、その実施が更なる災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの強化につながる。災害時の福祉支援体制をつくり、災害時においても安心な社会をつくる等の目的を掲げ、達成していくために検証のプロセスは不可欠であり、検証があってこそ新たに目標を設定して取り組んでいくことが可能となる。このことは、体制を構築・推進していくためのPDCAのプロセスでもあり、不可欠なものである。

第5章 おわりに ～今後の課題

有数の地震国である日本においては、東日本大震災の経験、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の可能性の指摘等から、自然災害といえば地震被害に対する意識が高かったようにも見受けられる。しかし、近年顕著であるのは、世界的な気象状況の変化を受けて例年のように発生している豪雨災害による被害であり、この5年あまりを見るだけでも、広島県に大きな被害をもたらした平成26年8月豪雨、岩手県岩泉町のグループホームの水没等が発生した平成28年台風第10号、平成29年7月九州豪雨が発生し、平成30年7月豪雨では水害・土砂災害としては平成において最大の人的被害をもたらす等、豪雨災害は激甚化・頻発化の傾向にある。その危機感の高まりとともに災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの構築は進んできたものの、災害派遣福祉チームの活動の標準化をはじめ、今も課題は多くあるものと考えられる。

以下は「図表-17 ICSの項目と都道府県、ネットワーク事務局/本部、災害派遣福祉チームとの関係(例)」に加筆し、その課題を「1. 災害派遣福祉チーム員の育成」、「2. 災害派遣福祉チームの活動を支えるロジスティクス」、「3. ネットワーク構築後の都道府県とネットワーク構成団体との継続的な体制強化」として示したものである。

図表-24 災害派遣福祉チームに係る課題

	主な役割と行動の例(※ 〔1〕)	災害時の実施内容	平時に想定されること	都道府県	事務局/本部※	災害派遣福祉チーム	備考
2	指揮調整 Incident Commander	目的、戦略、優先順位の確立	全体の活動計画立案・計画承認 指揮調整等	○	△		決定は都道府県だが、他は事務局と協力・分担して実施
	総務・財務部門 Finance/Administration Section	支出・請求・補償に関する会計、必要な資源調達	活動環境整備(人事・費用等)		○		事務局の実施事項
	包括支援部門 Logistics Section	資源及び必要なサービスの供給	活動環境整備(物資・サービス等)		○		
	企画部門 Planning Section	情報の収集と分析、文書作成と保持等	情報収集・状況分析 資源配置 活動計画の立案 チーム編成 他職種と連携協議		○	○	事務局と災害派遣福祉チーム員の上位層 ※専門職としてのノウハウ必要
	実行部門 Operating Section	目標達成のための実働	チーム員として活動				災害派遣福祉チーム
	チームリーダー	チームのリーダーとして活動	チーム員としての研修・訓練			○	
	チーム員	チーム員として活動	所属事業所や地域への啓発等			○	
				1			

本調査研究の導入研修の開発は、災害派遣福祉チームの活動の標準化を目指して行ったものではあるが、それは最低限の共通化を図ることにしかない。災害派遣福祉チームを自律性のある活動主体としていくためには、都道府県やネットワーク事務局と共に企画部門として災害派遣福祉チーム全体の育成を図る人材をはじめとする人材の層が必要である。「1. 災害派遣福祉チーム員の育成」では、そのための要件と育成策を改めて精査し、育成に取り組んでいくことが必要である。

災害派遣福祉チームの活動を行うには、支援項目と管理項目に分けた体制を考えることが必要である。本調査研究では、検討会委員からの意見として「CSCASSS」が案として挙げられたが、その体制をネットワーク本部/事務局とチーム内にどのように配置していくかが課題である。「2. 災害派遣福祉チームの活動を支えるロジスティクス」では、それらを考えることが必要であるが、それは「1. 災害派遣福祉チーム員の育成」にも直接的に関わるものである。

災害福祉支援ネットワークを構築している都道府県のネットワーク事務局は、都道府県社会福祉協議会をはじめとする団体が担っているところと都道府県が担っている場合と二分される。各都道府県の事由によって異なる状況があるものと考えられるが、都道府県が担っている県で災害が発生した場合、県はその対応に忙殺されることが想定され、災害派遣福祉チームの派遣対応が後手に回る可能性が考えられる。それぞれの適性に応じた役割分担という観点からは、ネットワーク事務局については都道府県以外の団体が担うことが考えられるが、都道府県が担っている場合には、発災時にネットワーク本部としてチーム組成や派遣をスムーズに進めるために機能の補完をする必要もあると考えられるため、ネットワーク構成団体と協議を進めておくことが必要である。

この「3. ネットワーク構築後の都道府県とネットワーク構成団体との継続的な体制強化」は、ネットワーク事務局をどこに置かかという話ではない。体制は一度つくったら終わりではなく、状況を見ながら継続的に強化していく必要がある。さらに、この中で取組の深化や充実が図られることは、平時におけるネットワークの強化にも必ずつながる。

次は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課より提供頂いた都道府県の災害福祉支援ネットワークの令和2年1月末時点の構築状況である。3月末に実施予定であった都道府県調査については、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、回答者への負担等から断念したが、同調査でも「災害福祉支援ネットワークの構築が構築されている」ことの定義は同じである。

構築していると回答したのは37団体であり、令和元年度内に構築予定もしくは令和2年度構築しているのは4団体、検討中としているのは6団体である。ガイドラインが発出された年である平成30年度の弊社調査においては、構築としているのは28団体であったことから、構築が図られていることがわかる。一方、昨年度の弊社調査では、構築としている28団体のほか、現在構築中であるとしているのは13団体であったことから、一部において検討が継続していることがわかる。

昨今、隣県等から成る圏域で互いの研修の視察、共同での研修や訓練の取組等、県を越えた動きが活発にみられており、それらは災害福祉広域支援ネットワークの萌芽でもある。災害福祉支援ネットワーク未構築の県は、その動きを踏まえ、協力しあいながら共に構築に取り組んでいくことが望まれる。

図表- 25 災害福祉支援ネットワークの構築状況と災害派遣福祉チームの設置状況

都道府県	構築状況	チーム設置状況	都道府県	構築状況	チーム設置状況	都道府県	構築状況	チーム設置状況
北海道	年度内構築予定 ※		石川県	○		岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	○
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	◎	滋賀県	○	年度内設置予定	佐賀県	来年度構築予定	来年度設置予定
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	○	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○		島根県	○	○	◎は災害派遣福祉チームの活動経験有		

※胆振東部地震時活動有

令和2年1月31日現在 厚生労働省調べ

本調査研究の実施に際しては、災害時の福祉支援体制および災害福祉支援ネットワークの構築に先駆的に取り組み、災害派遣福祉チームの組成や派遣の経験を持つ府県、学識者の方々に検討会委員として資料提供をはじめ多大なご協力を頂きました。また、社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部からは検討会のオブザーバー参加と導入研修の試行の機会、厚生労働省社会援護局福祉基盤課からは資料提供やご助言等によるご協力を頂きました。そして、4章の長野県・群馬県の活動事例ではネットワーク事務局である長野県社会福祉協議会、群馬県社会福祉協議会から、栃木県の活動事例では栃木県より資料と情報の提供を頂きました。

本調査研究の実施に際しては、研修会等の機会等を通じて、全国で構築に取り組む都道府県及びネットワーク事務局、チーム員の方々からも多くの意見や情報を頂くことで本調査研究を進めていくことができました。以上の方々のご協力がなければ本調査研究は成立するものではなく、末尾とはなりますがこの場を借りて感謝申し上げます。

また、今回紹介した長野県・群馬県、栃木県以外にも、災害派遣福祉チーム、そしてネットワーク事務局、都道府県の活動は行われています。支援活動に関わられたすべての方々に敬意を表すると共に、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻されるよう祈念いたします。

資料

【巻末資料】

1. 災害時の福祉支援体制の整備について（災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン）
（厚生労働省 平成 30 年 5 月 31 日 社援発 0531 第 1 号）※概要版含む
2. 災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー
～災害派遣福祉チームを動かす組織と体制を考える～（令和元年 9 月 24 日開催）
 - ・ パンフレット
 - ・ 次第
 - ・ 配布資料目次
 - ・ 資料 1 災害福祉支援の在り方と今後の方向性
(厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課)
 - ・ 資料 2 都道府県のネットワーク体制と人材・組織マネジメント (株)富士通総研
 - ・ 資料 3-1 ①都道府県と団体との協働 ～都道府県とのネットワークの協働に向けて
(岡山県)
 - ・ 資料 3-2 ②活動の源泉 ～機動力のあるネットワーク 体制・人材をつくる (京都府)
 - ・ 資料 3-3 ③活動を開始する ～県と事務局による活動開始のフロー (岩手県)
 - ・ 資料 3-4 ④活動環境の整備 ～ロジスティクス (静岡県)
 - ・ 資料 4-1 ネットワーク構成団体と共に体制・人材をつくるには
 - ・ 資料 4-2 ワークシート (4-1、2：華頂短期大学教授 武田康晴氏)
 - ・ 資料 5 全社協における災害福祉支援体制の構築に向けた取組
(社会福祉法人全国社会福祉協議会法人振興部)
 - ・ アンケート

【ホームページ掲載資料】

災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

※以下資料はホームページのみの掲載

災害派遣福祉チーム 登録研修資料（パワーポイント及び付属資料）

1. 行政説明 災害派遣福祉チームについての基本事項
2. 演習Ⅰ ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える
3. 事務局説明 災害派遣福祉チームの活動
4. 演習Ⅱ 一般避難所での災害派遣福祉チームの活動

